

江戸に出て旗本山内豊清に仕へ、八十三歳で亡くなつた(延享四年)。墓は麻布の曹溪寺に在る。泉岳寺の義士の墓所にも寺坂の石碑があるが、之は彼が討入の義士の一人であるからといふ譯で、後に誰かが建てたのである。(寺坂に就いては色々の説があつて、不明瞭な部分があるが、此處には普通の言傳を述べて置く)。

大石良彦 但馬豊岡の石東家に預けられてゐた内藏助が子吉千代は其の後出家してゐたが、父が切腹した年より六年の後に十九歳で病死した(寶永六年)。其の弟大三郎は更に夫より四年の後(正徳三年)廣島の淺野家に迎へられて之に仕へ、千五百石の祿を食み、名を良恭と改めた。

淺野大學長廣 内匠頭の弟長廣は寶永六年江戸住居を許され、翌年安房に於て領地を與へられ、屋敷を青山に賜はつた。義士に對する同情が深かつた爲に、幕府も名家の後を絶やさない様にしようと思へたものであらう。



### 第四十六章 新井白石

家宣、白石を用ふ 既に第四十四章の終りに述べた通り、徳川家宣は、五代將軍綱吉の薨後直ちに生類憐れみの令を廢し、柳澤吉保をも退けて、政治の改良を始め、程なく六代將軍となつたが、時に年は四十八歳の分別盛り(寶永六年)、元祿六年以來十七年間教へを受けてゐた學者新井白石を政治の顧問とし、萬事其の意見によつて政治を行ひ、在職四年五十一歳で薨じた(増上寺に葬る。朝廷より文昭院殿の諡を賜はる。時は正徳二年)。其の翌年(正徳三年)子家繼が七代將軍となつたが、時に年は五歳。家宣の遺命によつて白石は故の如く政治上の顧問役を勤めた。隨つて白石の事蹟を説けば、家宣、家繼二代に於ける幕府の政治の主なる事柄を述べることにもなるのである。一體白石は如何なる經歷の人であるか。先づ其の幼時から述べよう。

白石の幼時 新井白石の名は君美、白石は其の號である。父は與次右衛門(正)と云つて、常陸の生れであるが、江戸に出て文武の道を修めた上、上總久留里(君津郡久留里町)の領主土屋利直(今の土屋子爵家の祖先)に仕へて重く用ひられ、母は坂井某の女で、文學に勝れ、音楽書畫などに

も長じてゐた。白石は幼名を傳藏と名付けられたが、其の生れが明暦三年の大火の翌月(三)であつたから、利直は彼を『火兒』と呼んでゐた(誕生地は江月柳原)。天性利口で、三歳の時には既に紙を書物の上に重ねて文字を寫し、六歳の頃には苦もなく詩を暗誦し、七歳の時兩親が演劇を視せて試みに問質して見た所が、少しも間違なく答へて人を驚かした。八歳にして習字を始めたが、晝の間に三千字、夜は二千字書くのを日課とした。冬日の短い時には三千字を書終らぬ中に日暮になることが多かつたから、机を西向の竹椽に持出して残りを書上げ、夜は二桶の水を竹椽に汲置かせ、眠くなると、一桶の水をかぶつて字を書續け、又眠氣を催すと、残りの一桶の水をあびて二千字を書上げるやうにした。實に子供とは思はれぬ程の根氣である。かく根氣よく勉強した爲に九歳頃からは父に代つて立派に手紙を書くことが出来たのである。斯様な次第であつたから白石は極幼少の時から、土屋利直に我が子の如く愛せられて、殆んど毎日の様に其の側に召出され、十三歳の頃からは、利直の手紙は大抵白石が代筆したのである。武藝は十一歳の時に稽古を始めたが、之も上達が早く、其の年の中に、十六歳の年長者を相手にして勝を得る程であつた。併の白石が主力を注い

だのは學問で、天性強い記憶力と、人に勝れた根氣とによつて師匠にも就かずに獨學を續けてゐた。

**白石の壯年時代** 白石が十九歳の時(三年)、藩主利直は病死して、子頼直が其の後を繼ぎ其の際彼の父は老年の故を以て仕を罷めた。然るに其の後頼直に對して不平を懷ける家老連中が、頼直を廢しようとの陰謀を企てた。白石父子は此の事に加はつてはゐなかつたが、其の陰謀が露顯した時、白石も放逐せられて扶持放れになつた。時に年は二十一歳(五年)。是より彼の一家は貧困に苦しむこととなつたが、白石の氣力は益々盛んで、『男子、生れて大政治家たることを得ずんば、死して閻魔王となるべし。』と曰ひ、貧苦と戦ひつゝ、刻苦勉強、廣く和漢の書物を讀續けてゐた。所が其の翌年(六年)彼の母阪井氏は六十三歳で病死した。元來坂井氏は白石の出世を楽しみにして、頻に讀書を奨励してゐた賢母であつた。然るに我が子の立身出世を見ずして貧困中に亡くなつたのである。嗚白石は痛惜の涙を飲みながら其の葬式を營んだであらう。

さて其の頃江戸に河村瑞軒と云ふ富豪があつた。其の子が白石と知合であつた所から、

白石の人柄を傳へ聞いて「後には必ず天下の大學者となるべき人」と見込み、孫女の夫に迎へようとして、「豫て黄金三千兩で求めて置いた土地を與へるから、我が孫女の夫になつて學問を勵まれるやうに」と申込ませた。所が白石は「御志は辱いが、河村家の養子になつた上、萬一御見込通りの大學者になるならば、世の人々は白石の出世を以て河村家の御蔭と言觸らすであらう。夫は白石の潔しとしない所であるから御斷り申す。」と斷つた餘程の自信があつたものと見える。

かくて白石は屈せず、撓まず苦學獨習を續けた甲斐あつて、二十六歳の時(天和)、下總古河の城主にして幕府の大老たる堀田正俊に仕へることゝなつた。此の時河村瑞軒は柏餅を白石に贈つて祝意を表したといふことである。曩に養子たることを斷つた人の出世を見て之を祝つた瑞軒の志は實に感心で、普通の成金連中には出来ないことである。白石の父も漸く安心な身の上になつたが、惜しや其の年八十二歳で亡くなつた。其の上之より二年の後、主人正俊は稻葉正休に殺されて堀田家は勢を失つた(貞享)。併し白石は恩義を重んじて尙數年間堀田家と主従の關係を保つてゐた。其の間に白石は、當時幕府に仕へてゐた有

名な學者木下順庵の門人となり(三十一)、三十五歳の時(元祿四年)堀田家を辭して再び老書生となり、専ら順庵の教へを受ける身となつた。そこで復もや貧困に陥つたが、少しも之に屈せずして、明暮學問に勵んでゐた。所が其の年順庵はもと自分が仕へてゐた加賀の前田家から學者を求めたのを幸として、白石を推薦することにした。所が白石の同門に岡島石梁と云ふ加賀生れの人があつた。此の事を聞いて石梁は白石に「我が老母は加賀にゐて、拙者の歸國を待詫て居る。若し先生の推薦によつて加賀に仕へることが出来るならば、我々親子日頃の願ひが達する譯、讓つて下さるまいか。」と頼んだ。白石は快く之を承諾して順庵に委細の事情を述べた上、「私の仕へるのは加賀には限りません。私に代へて岡島を御推薦下さいませ。」と申出た。順庵は深く其の友誼に感じて、岡島を加賀に推薦した。貧困に苦しみなから、岡島親子の心中を察して其の歎願を容れた白石は實に同情心の深い人と謂ふべきで、朋友に對しては誰もかくありたいものである。人間萬事塞翁が馬とて云ふべきか、之より二年の後(元祿六年)將軍綱吉の甥綱豊(家宣)から學者を順庵に求めた。そこで順庵は白石を薦めて其の需に應じた。時に白石は三十七歳。是が白石の運の開ける緒に

なつたのである。

河村瑞軒(元和四年生れ) 名は安治。伊勢の生れたと云ふことである。初は十右衛門と稱し、江戸に出て車力曳を業とし常に人に使はれてゐたが、性質は至つて機敏で才智に富んでゐた。江戸にゐても車力曳では末の見込が立たない。いつそ上方(京阪地方)に處をかへて將來の方針を立てようと決心し、僅かばかりの家財を賣拂つて旅費をつくり、上方に向ふ道中。小田原に一泊して、泊り合せた老人に我が身の上を物語つた。所が老人は笑つて「江戸を離れるのは不得策。夫程の覺悟があるならば、上方まで行かずとも、江戸で出世の道を開くに限る。御前の顔には大いに家を興す人相が顯れてゐる。」と勵ました。十右衛門は老人の言葉を信じて江戸に向つて引還したが、時は舊曆七月半、品川の海岸に精靈送りの瓜や茄子が澤山に流れついてゐた。十右衛門はフト思ひついて、錢を乞食に與へて残らず其れを集めさせ、やがて其の鹽漬を造り、或仕事場に運んで、人夫連中に賣つて見たが、瞬く中に賣切れた。得た金を資本にして、復鹽漬を賣りに行つたが、機敏な十右衛門は人夫の監督役と懇意になり、遂に人夫頭となつて巧に多くの人足を働かせ、程なく市中に一月を構へるまでになつた。然るに或時市中に大火が起つて自分の家も焼けてしまつた。すると十右衛門はまだ火事の鎮まらぬ中に、持合せの金を懐にして信州の木曾に駈付け、或材木屋の門前に立つた。見れば門内に子供が遊んでゐる。十右衛門は小判三枚を取出して、惜氣もなく之に孔をあけ、紙捻を通して子供に與へた。喜んで駈入る子供の後について主人に面會を求め、材木の仕入を申込んで、有りたけの材木を買占めた。江戸では材木の値段が急に騰貴した。多くの材木商人が先を競ふて木曾に馳せ付けたが、其の時は既に遅かつた。一同は已むを得ず十右衛門に頼んで材木を譲つて貰つた。是によつて十右衛門は

忽ち數千金を得て江戸に歸り、立派な宅を構へて鎮に土木事業を請負ひ、益々大金を得て江戸市中での評判者になつた。そこで彼は一時髪を剃つて名を瑞軒と改めたが、元來奇智に富んでゐて、世の中の利益になる事業をする所から、幕府は米百五十俵を與へることにした。そこで瑞軒は再び髪を貯へて名を平大夫と改め、幕府に出入して或は奥羽地方より江戸に至る航路を安全にし、或は淀川下流に安治川を掘つて大阪の水害を除きなどして、元禄十三年八十三歳で亡くなつた。瑞軒の子孫は今も伊勢に住んでゐて、大正八年六月二十五日度會郡磯倉村に置かれた瑞軒の記念碑の除幕は其の九代の孫の手によつて行はれたのである。

木下順庵 は京都の人(元和七年生れ)幼より神童と呼ばれる程の頭腦であつた。藤原惺高の門人松永尺五の弟子となつて學業を勵み、遂に日本屈指の大學者になつた。そこで加賀の藩主前田綱紀は順庵を召抱へようとした。之より先尺五は歿して(明暦三年、六十六歳)、其の子永三が賢しく慕してゐた爲に、順庵は「先師松永先生の子は今に仕へるべき所なくして賢しく暮して居りますから、先づ此の人を御用ひ下さいませ。」と曰つて辭退した。綱紀は其の心懸に感心して、永三と順庵とを共に召抱へることにした。かくて順庵は學徳共に高い學者であつたから、六十二歳の時(天和二年)、將軍綱吉に召出されて幕府に仕へることとなり、元禄十一年七十八歳で亡くなつたが、明治四十二年九月に正四位を贈られた。

白石紅梅を愛す 順庵の薦めによつて白石は徳川綱豊に仕へ(元禄六年)、綱豊が迎へられて綱吉の養子となり、名を家宣と改めて江戸城西丸に移つてからも(寶永元年)、常に

入して學問を教へ、家宣が六代將軍になると同時に(寶永六年)、其の顧問となり、自分の意見を述べて幕府の政治を改革し得る地位を得た。時に家宣は四十八歳、白石は五十三歳であつた。元來白石は少壯時代から紅梅が好きで、庭に一株の紅梅を植ゑて之を愛してゐた。之は梅が能く霜、雪の寒さに耐へ、毎年百花に先立つて花を開く凛々しい性質を有つて居る爲もあつたに相違ないが、又一つには學者でありながら右大臣まで上つて、天下の政治に與つた菅原道眞を尊敬してゐたから、自然道眞が愛してゐた梅をも愛したものと見える。實に白石の生涯は紅梅に似、又菅公に似て、多年苦學の功空したらず、遂に將軍の師となり、顧問となつて政治を改革し、五十五歳の時(正徳)、從五位下に敍し、筑後守に任ぜられ、千石の領地を有する身となつた。茲に白石が幕府に仕へてゐた間の事蹟の中、皇室に關する事柄から述べることにする。

**開院宮家の創立** 既に第四十二章の終りに述べた通り、皇室に於ては、久しき以前より皇太子以外の皇族方を大抵出家せしめられた爲に、宮家(親王家)の數は少しも増さず、僅かに伏見、京極、有栖川の三家あるに過ぎなかつた。白石は常に皇室の御爲に之を憤慨してゐた所から、綱吉の薨後間もなく家宣に對して、皇族方出家の先例を停むべき意見書を差出した(綱吉の薨去は寶永六年正月十日。白石)其の大意は次の通りである。

そも家康公以來、徳川の將軍家は、常に心を皇室に存し、尊王の實を示さざるには非ざれども、皇族方の御出家を、見て見ぬふりに打過ごしたることのみは、亂世の時と變り無し。無位無官の者なりとも、子孫の爲に繁榮を計るは人情の常なるに、何の御沙汰も無ければとて、其の儘餘處に見過しては、不忠の譏を免れず。家康公の薨去以後、また百年に満たざるに、將軍の血統が二度までも、絶えんとしたるも理由あり。今より後は皇族方の御出家を停め奉り、皇子の爲には新に宮家を起し、皇女には御降嫁を請ひ奉るが臣下の道。例令宮家の數が増し、屢々御降嫁ありたりとて、其の費用は論ずるに足らざること、深く御思案あるべきなり。

流石に二十年来白石の教訓を受けた人だけあつて家宣は此の議を用ひて、此の趣を奏上した。

(一一一)靈元天皇 — (一一二)東山天皇 — (一一三)中御門天皇 — (一一四)櫻町天皇  
 直仁親王(閑院宮)

吉子内親王

中御門天皇は頗る御満足に思召させられ、寶永七年當時御年七歳の御弟秀宮(寶永元年)をして一家を立てしむることになされた。翌正徳元年には其の御領地も定まり(石一千)、更に數年の後(享保)には其の御屋敷も出來上つた爲に、享保三年之を閑院宮と名付け、秀宮に直仁親王の名を賜はつた。時に親王は御年十五歳。之が今も御盛な閑院宮家の始めて、茲に親王家は増して四家となつた。惜い哉、白石の意見が十分に行はれずして、此の後も皇族方は大抵出家なされた爲に、徳川時代の宮家は四親王家に限られたが、後に第一百十八代の帝とならせられた光格天皇は、閑院宮家から入つて御位に即させられたのであるから、白石の建議は無駄にはならなかつた譯である。

閑院宮直仁親王 — 典仁親王 — (一一八)光格天皇

京極宮 四親王家の一たる京極宮は後に(光格天皇の文化七年)、桂宮と稱することとなつたが、明治天皇の

御代に至り(明治十四年十月三日)淑子内親王の薨去と共に、此の宮家は絶えた。

朝鮮の使者の待遇を改む 秀吉の朝鮮征伐以後、一時我が國と朝鮮との交際は絶えてゐたが、家康に至つて再び交際を開き、將軍家の代がはりに毎に、朝鮮は祝賀の使を送ることになつてゐた。然るに三代將軍家光の頃から、幕府は其の富と威光とを彼の國に示さんとて、彼の使者の待遇に善美を盡し、鄭重其の度を過ぎて卑屈なりと思はれる程の取扱をしてゐたものである。例へば對馬より武藏に至る道筋の道路や橋の修繕は固よりのこと、家々の軒先までも切揃へて其の通過を待受け、日々山海の珍味を以て饗應に手落の無い様にした。江戸に到着すれば、使者は輿のまゝ宿所の門内に入り、幕府から慰問の爲に老中を遣はしても、彼は其の送り迎へもしない。又城中の饗應に際しては、徳川の御三家が御相伴として其の席に列するといふ次第で、勅使の待遇以上の事も少くなかつたのである。併し武人禮に習はずして少しも之を氣に懸けなかつた。所が正徳元年朝鮮の使者が來朝して家宣の就職を賀することになつた爲に、家宣は白石に其の接待役を命じた。そこで白石は其の待遇に關する意見を述べて將軍の許を受け、斷然之を實行した。即ち對馬より江戸

に至る道筋に於ける響應は大阪、京都、駿府(靜)品川の四箇所のみにして、其の他は單に食料を與へることに改めた。又江戸の宿所に着すれば、使者は其の門前で乗物を離れて内に入るべく(此の時の宿所は淺草本願寺)、幕府からの慰問使は高家を以て之に當て、其の慰問を受ける時は、彼の使者は自ら之を玄關先に送迎し、更に國書も從來上々官が差出したのを改めて、正使自ら之を捧呈することにし、尙城中の響應にも御三家の相伴を廢することにするなど先例を改めたことが多かつた。さて朝鮮の正使、副使、上々官以下凡そ三百七十人の一行は道々の待遇の變化に不平を懷きながら。此の年十月十八日江戸に着して、異議を申立てたが、白石は新儀の至當なる所以を論じて、悉く改革案通りに遵はせた。曩に皇族出家の先例を止めんことを建議して、皇室尊崇の誠意を顯はし、今又朝鮮使者の待遇を改めて國家の體面を保たしめた白石は實に得難き政治家と謂はざるを得ない。

七代將軍家繼 正徳二年將軍家宣は大病に罹り、子家繼を後繼として、十月十四日在職四年、五十一歳で薨じた。芝の増上寺に葬つたが、朝廷は文昭院の謚を賜はり、正一位太政大臣を贈らせられた。翌年三月家繼は將軍に任ぜられたが、年は僅かに五歳。遺命に

よつて白石は故の如く政治に與つた。

惡貨の改鑄 五代將軍綱吉が奢侈贅澤を極めた結果、幕府の財政が困難に陥り、勘定奉行萩原重秀の議によつて貨幣を改鑄し、質を悪くして其の數を増し、漸く一時の急を補つたことは既に述べた通りであるが、家宣將軍の時も、矢張り財政困難の爲に、重秀は前同様の改鑄によつて、其の困難を防がうと目論んだ。そこで白石は取調の結果、重秀に不正の行あることを知り、正徳二年九月(家宣薨去の前月)重秀を免職にした。時に天下は元祿以來の粗惡な貨幣を嫌つてゐた爲に、白石は翌正徳三年に粗惡な貨幣を改鑄して純良な金銀貨に鑄改め。尙金、銀などの妄に多く海外に出るのを防がんが爲に、正徳五年には長崎に於ける貿易に制限を加へた。

外國貿易の制限 家康以來、外國貿易の爲に、我が國は少からざる金、銀、銅を失ひ、家宣時代には著しく銅の不足を告げるやうになつた。そこで白石は我が國に於ける金、銀、銅の産額を量つた上で、貿易の年額を定める必要を唱へ、遂に正徳五年に至り、長崎に入港する清國船を三十艘(もとは八十艘)、其の貿易額を銀六千貫目に限り、内銅三百萬斤を用ひ、和蘭船は二艘(もとは五艘)、其の貿易額を銀三千貫目に限り、内銅百五十萬斤を用ふることに定めた。

家繼の薨去と其の後の白石 家繼は元來病身であつたが、享保元年四月庭園に出て遊んでゐる間に引込んだ感冒が病氣の本となり、終に在職四年、八歳で薨じた。乃ち増上寺に葬り、朝廷は例によつて有章院の謚を賜り、正一位太政大臣を贈らせられた。

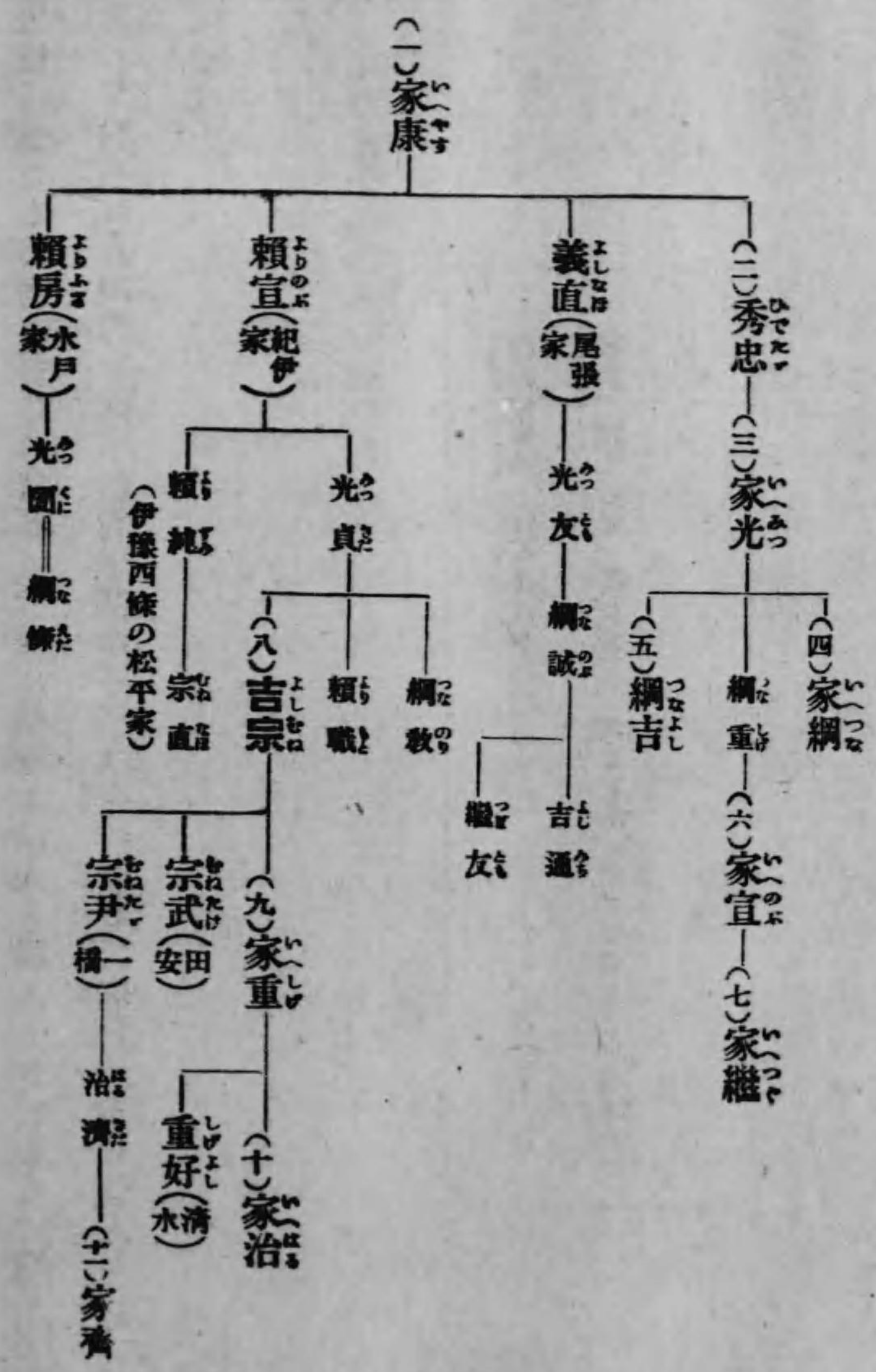
八十宮吉子内親王 家繼が七歳の時(正徳五年)、幕府は朝廷に奏して、靈元法皇の皇女八十宮(時に御年二歳)を御成人の後、家繼に御降嫁せしめられんことを請ひ、其の勅許を得た。併し其の翌年家繼が薨じた爲に、此の御降嫁は成立たなかつたが、之も白石の建議に基いたものである。家繼の薨後幕府は宮に山城に於て五百石の御料を差上げて敬意を表した。其の後宮は十三歳にして吉子内親王と名乗らせ給ひ(享保十一年)、數年の後(同十七年)十九歳で薨を載り給ひ、終に四十五歳で薨去なまつた(寶曆八年)。

家繼が薨じて秀忠の血統は絶えた。幕府は尾張、水戸兩家などとも相談の上、家繼薨去の翌月家康の曾孫吉宗を紀伊家より迎へて、其の後繼とし、同年七月吉宗は任ぜられて八代將軍になつた。時に白石は六十歳であつたが、職を罷めて政治界を離れ、専ら力を著述に注ぎ、享保十年六十九歳で亡くなつた。淺草本願寺境内の報恩寺に葬つたのであるが、今其の墓は移されて、東京市外中野町の高徳寺に在る。長らく貧困と戦ひつゝ、刻苦勉勵して一代の大學者となり、遂に將軍の師となり、顧問となつて腕を政治に揮ひ、更に著述家として後世に益ある書物を遺した白石は、實に得難き偉人と謂ふべきである。明治天皇の御代に至つて白石は正四位を贈られた。其の子孫は今に續いて名古屋市に住んで居るといふことである。

白石の著書 白石は三百餘種の書物を著したが、古史通、藩翰譜、讀史餘論、折焚柴記、西洋紀聞、采覽異言などは有名なものである。



### 第四十七章 德川吉宗と家重



吉宗の生立 吉宗は家康の曾孫で、紀伊家の二代目光貞の第三子。貞享元年（慶元天皇の御代時の將軍）の生れて、幼名を源六と稱へたが、十三歳にして名を頼方と改め（元禄九年）、其の翌年越前丹生郡を興へられて鯖江の城主となり、三萬石の小大名になつた（元禄十年）。所が領内が貧弱で収入が豊てなかつた爲に、大名らしい生活を營まず、質素儉約に其の身を保つてゐた。貴族に生れながら、困苦缺乏にも堪へ、世の中の事情にも通ずることが出来たのは其の御蔭で、之が一生の仕合せになつたのである。父の後を嗣いだ二人の兄が相次で歿くなつた爲に、二十二歳にして紀伊家を継ぎ（寶永二年）、名を吉宗と改めた。生憎凶年が打續いて領内は一時疲弊したが、吉宗は産業を興し、勤儉の美風を奨励して非常の人望を得た。さて享保元年七代將軍家繼が大病に罹つて全快の見込が無くなつた時、六代將軍家宣が豫ての遺言に基き、水戸、尾張兩家を始め老中等相談の上、吉宗を城中に召出し、家宣の夫人（近衛基熙の英夫人）から『文昭院様（宣）の御遺言もあれば、家繼の後を嗣ぐべし。』と申渡した。吉宗は再三之を辭退したが、水戸藩主徳川綱條、尾張藩主徳川綱友などの切なる勸によつて承諾し、家繼薨去の後、江戸城本丸に徙り、其の年七月任ぜられて第八代の將軍となつた。時に年は

三十三歳。和歌山では領内の村役人などを呼出して、事の次第を傳へると、一同は涙を流して一言も發する者が無かつた。家老が「何故御祝の言葉を申さぬか。」と催促すると、其の中の一人が「殿様の御出世は目出度う存じますが、我々領内の者の行末が案じられますので」と曰つて、復泣出したと云ふことである。如何に吉宗の人望が高かつたか分る。やがて紀伊家は吉宗の従弟宗直を迎へて其の後を繼がせた。

實用を尚ぶ 白石が家宣、家繼二代に仕へて改革した政治には固より賞讃すべき者が多かつたが、元來學問を以て身を立たした學者であるから、其の爲す所は自ら武を離れて文を親む傾きがあつて、武藝よりも寧ろ禮儀を重んじ、武家の作法よりも公家の風習を貴び、動もすれば質素に遠ざかつて優美に近づくことを免れず、随つて元祿以來の贅澤奢侈の風を除き去ることは出来なかつた。然るに新將軍吉宗は名よりも實を重んじ、文よりも武を貴び、優美よりも質朴、體裁よりも實用を喜ぶ人で、政治の方針が白石と全く反對であつたから、白石を用ひなかつたのである。當時の世の中は尙元祿時代の風が一般に行はれて遊惰に流れ、何事にも體裁をつくらふことにのみ意を用ひて、上下共に其の職に忠實を缺

いてゐたのである。爲に就職の始めに吉宗が老中に、幕府の收入を聞いても、庫に在る金穀の高を尋ねても、江戸城の櫓の數を問ふても、之に答へ得る者が無かつたのである。斯様な次第であつたから、吉宗は自ら精を勵まして政治を改革する必要を悟り、從來老中など幕府の重臣といへども、將軍に謁して其の指圖を受けるのは毎月二三回に過ぎなかつたに引返して、就職の始めから徳川一門の人々は固より老中、奉行などをば何回たりとも必要に應じて之を召出し、政治の善惡、裁判の可否などを聴き、又急用あれば、夜中といへども登城面會を求めて差支なしと言渡し、大目附、目附をして役人連中の勤振を嚴重に監督せしめた爲に、急に幕府の内部が引締つて來た。其の上幕府の威信を高めるには裁判を公平にして、人民に不平無からしめる必要ありと認め、就職の翌年(享保二年)大岡裁で有名な大岡忠相を江戸町奉行とした上、從來奉行が唯先例を参考にして心委に罪人の罰を定めたのを不當とし、老中及び三奉行に命じて罪を斷ずる標準となるべき規則を定めさせ、毎條自ら其の良否を調べ、遂に百三箇條の法文を作つた(寛保三年)。仍つて之を公事方定書とも、御定書百箇條とも、寛保律とも云ふのである。尙又人民の希望を遠慮なく將軍に申し立てさせ

る爲に、評定所(最高)の門前に目安箱を設け、何事によらず、人々の希望を認めたまふ書状を之に入れさせて、政治上の参考にした(享保六年)。今小石川區に在る東京帝國大學附屬の植物園は當時小石川薬園と云つて吉宗が薬草を植ゑさせてゐた處であるが、其處に養生所を設けて貧民に薬を與へ、或は貧民の患者を入院させることにした。之は小石川の町醫者小川笙船が目安箱に入れた投書の意見を用いたものであり、又大火の用心として従來江戸市中に多かつた草葺、板葺の屋根を瓦葺に改め、壁の厚い土藏造などを奨励したが、之も目安箱に入れてあつた伊賀蜂郎次と云ふ浪人の投書に基いたのである。兎に角吉宗は實際に適切な政治を行はうと心懸てゐたから、在職三十年の間には、以上の外、特に記すべき多くの仕事を成遂げて、徳川幕府中興の英主と稱せられて居る。

大岡忠相は徳川の家臣で、五百石の禄を食んでゐたが、三十六歳の時(正徳二年)選ばれて伊勢の山田奉行となり、茲に出世を緒を得た。元來伊勢の山田は神宮の所在地であるから、幕府は特に奉行を置いて神宮の警衛及び伊勢、志摩に在る幕府の直轄地を治めさせてゐたのである。所が忠相が此の地の奉行になるよりも久しき以前から、山田と松坂との農民が土地の界に就いて争を生じ、奉行の變る度に其の裁判を願つてゐた。其の是非を論ずれば、松坂が非であるが、松坂は紀伊家の領地である所から、奉行は常に之を憚つて其の是非を決し兼ねてゐたのである。夫故忠相が新に奉行になると復も之を訴へて出た。忠相は細に取調の上、終に松坂の民を感服して、是らくの争を解決した。時に吉宗は紀伊藩主であつたが、此の裁判を聞いて、忠相の人柄に感服し、將軍となつて後、先づ之を召して普請奉行とし(享保元年)、更に翌年(享保二年)江戸町奉行として越前守と稱せしめた。時に忠相の年は四十一歳であつた。忠相は之より其の職に在ること二十年、巧に人情の機微を察して訴訟の是非曲直を断し、公平な裁判をした爲に、世の人々から神の如くに尊敬せられた。後忠相は六十歳にして寺社奉行に轉じ(元文元年)、七十二歳にして(寛延元年)九代將軍家重の時(三河の西大平(額田郡男川村大平)に於て一萬石の領地を與へられ、大名の列に加へられた。七十五歳の時病氣の爲に職を辭し(寶曆元年十一月)、間もなく亡くなつた(同年十二月)。其の子孫は代々西大平の領主を繼ぎ、明治の御代に至つて子爵を授けられて今日に及んでゐる。尙忠相に對しては大正元年十一月從四位を贈らせられた。

財政の整理 元祿時代以後幕府は財政の困難に陥り、吉宗就職の頃には其の極に達して富豪から借入れた借金數百萬兩に上つてゐたのである。そこで吉宗は先づ財政の整理に目を着けて、大いに儉約を奨励し、自ら進んで其の模範を示す爲に、常に綿服を身に纏ひ、食事にも魚肉の類を避て野菜を用ひることにし、又家宣の時に七十餘萬兩を投じて新築した將軍の座敷も贅澤に失するとして之を破壊し、其の廊下の一部に修繕を加へて自分の居間

にし、尙大奥に仕へてゐる女中は奢侈の本になり易いとの考へから、五十餘人の女中に暇を遣はしなどして、思ひ切り儉約を示した。其の上世間一般に儉約を守らせ、當時流行してゐた破魔弓、羽子板などの玩具に金銀の箔を使ふことなども禁じた。之が爲に上下共に質素儉約を重んずる様になつた。併し借金までしてゐた幕府は其の後數年の間は財政に苦しみ、家臣に渡すべき祿にさへ不足を告げる有様であつた。よつて吉宗は諸大名參勤交代の制を緩めて、江戸の在勤を半年、在國を一年半に改め、さるかはり石高の百分の一の米を幕府に納めさせることにした(享保七年)。此の上納米を上米と云つたのである。一體大名は江戸參勤中、交際や贈物などの爲に少からざる費用を要したものであるから、其の期間の半減によつて得る利益は、上米の高より多かつたのである。夫故上米の制度は一舉兩得になり、幕府は之によつて次第に借財を返し、遂に餘裕をも生ずるに至つた爲に、享保十六年には、上米を廢し、同時に參勤交代を舊通にした。

足高の制 吉宗は享保八年に足高の規則を定めて、祿の少い者も、人物次第で重い役に就き得る法を立てた。元來徳川幕府の三役、三奉行、所司代などは、特に重要な職であるから、譜代大名を以て之に任じ、其の職に對する

祿を與へなかつたが、其の他の役には役高と稱へて一定の祿を與へ、旗本を用ひることにしてあつた。併し其の祿の與へ方にはきまりがあつて、或る役に就いた者の家祿が其の役高よりも少い場合には、役高に對する不足の分だけを増し與へたのである。例へば家祿千石の者が、役高三千石の職に就けば、新に二千石だけを與へるのである。然るに一旦三千石の役に就くと、其の家は何時までも三千石を貫ふことになつてゐた爲に、幕府の支出が増さざるを得ない。仍つて吉宗は之を改めて家祿が役高に及ばない場合に、其の不足の分は在職中のみ之を與へ、其の役人が死ぬか、或は辭職をすれば、増してゐた高を取上げることにした。此の法を足高の制と云ふのである。之によつて幕府は費用を増さずに、少祿の者をも働きに應じて重い役に使ひ得ることになつた。

武藝の獎勵 吉宗就職の頃に於ける武士は、天下の太平に狙れて、全く武事を棄て、草鞋の穿方も知らぬ者が多かつた。實用を尙ぶ吉宗の目には、武藝の心得なき武士は鯉節にも劣る様に見えたのは當然で、萬一の場合の役には立たない。そこで吉宗は武士の精神、身體鍛練の爲に、曩に綱吉が禁じて以來一向行はれなかつた鷹狩を再興し、江戸五里四方の地を御留場として、將軍の御狩場にあて、暇があると多くの武士を供に連れて狩場に出かけた。仍つて鷹野公方と綽名せられるに至つた。之は或は鷹を放つて獲物を取り、或は弓、鐵砲を以て鳥獸を狩取る間に、知らず／＼身體を練り、又士氣を鼓舞する爲に行つた

ので、或時は老中以下數萬人を率ゐて大規模の狩を企て、其の進退駆け引等全く戦陣の法により、一日に數千金を費すことをも惜しまなかつた。其の上弓術、劍術、馬術、水泳術等を奨励し、其の技に長じた者には賞を與へて之を勵ました爲に、武士は急に心を武藝に寄せる様になり、其の氣風が大いに改まつて來た。

**産業の奨励** 吉宗は武藝、儉約を奨励すると同時に、國內の富力を増さんが爲に、大いに心を産業に用ひ、産物の種類、數量を多くすることに努力した。其の結果諸大名も亦領内の産業に心を注ぐ様になり、諸國の産物も次第に多くなつたが、茲に將軍が特に意を用ひたものは砂糖、甘藷等である。其の頃砂糖は支那の輸入を仰いでゐたものであるが、吉宗は其の輸入を防ぐ爲に、甘蔗の苗を薩摩に求め、其の栽培法を薩摩の人落合孫右衛門に問ふて江戸に試作し(享保十二年)書物奉行深見新兵衛が支那の書物や、長崎に來る支那人に就いて取調べた製糖法によつて、砂糖を造つた。其の後甘蔗を駿河、長崎等の地に植ゑさせて、製糖を勧めた爲に、其の産額は年と共に増し、製糖業が諸國に起る様になつた。次に甘藷は薩摩、長崎地方では盛に栽培せられ、日常の食用に供せられてゐたが、まだ廣く各地に

知られてはゐなかつた。然るに享保十七年關西には蝗の害が甚だしくて殆んど米の收穫を見ず、關東米の救助を受けたが、尙十七萬人近くの餓死があつた。所が甘藷を常食に用ひてゐた地方は其の災難を免れた爲に、吉宗は深見新兵衛、青木文藏の意見に基き、其の種を求めて江戸に試植した上、之を諸國に植ゑさせることにした。之が爲に其の栽培は次第に四方に弘まり、終に寒地を除けば殆んど到る處に産出を見る様になつたのである。其の外吉宗は蠶を植ゑさせて蠶繭の製造を奨め、或はペルシヤ馬を輸入して馬の改良を圖り、或は新田を開かせるなど頻に産業の發達を促した爲に、國內の産業は大いに起り、其の上豊年が続いて米の價が下る程であつたから、米將軍の綽名をもつけられた。犬公方に比べて遙に貴い綽名である。

**禁書の令を緩む** 寛永七年の禁書の令以來、九十年間我が國人は耶蘇教は勿論西洋の學術を書いた書物を讀むことが出来なかつたが、和蘭の商人が長崎で賣込んだ西洋品は次第に國々に弘まつて重寶がられ、又和蘭の商人の長が毎年春長崎から江戸に上つて將軍の御機嫌を伺ひ、西洋の産物を献上してゐた爲に、幕府に於ても多少西洋文明の香もかぎ、西

洋に學ぶべきものゝあることをも幾分か悟ることが出来た。殊に實用を尙んだ將軍吉宗は早くも目を西洋に注いで、或はベルシヤ馬を輸入し、或は和蘭人の馬術を觀、又其の音樂を聴き、或は藥草を取寄せて之を藥園に植付けるといふ風で、餘程西洋の事物に興味を持ち、彼の長所を取つて我が短を補ふ志を懷いてゐた。所が當時日本に行はれてゐた曆を改正する必要から、吉宗は天文學に興味を持ち、神田に天文臺まで造つて、其の研究に力を注ぎ、又其の心得ある我が國の學者の意見をも尋ねた結果、天文や曆などは西洋説に據らなければならぬことを悟り、享保五年に禁書の令を緩めて、耶蘇教に關係無き外國書の輸入を許した。然るに當時長崎にゐた我が通詞(通)てさへも、和蘭語を話しはするが、和蘭文を読む力は少しも無かつた程で、一向和蘭の書物を読み得る者は無かつた。そこで吉宗は豫て和蘭文研究の希望を持つてゐた青木文藏に其の研究を命じた。文藏は毎年江戸に來る和蘭人を其の宿に尋ねて、熱心に横文字を習つたが、何分其の滞在日數が短い爲に、十分の積古が出来なかつた。仍つて文藏は四十七歳の時(元年)長崎に下り、和蘭人や通詞に就いて蘭文(和蘭文)、蘭語の研究を積み、江戸に歸つて、我が國最初の蘭學者と云はれる様

になつた。是が緒となつて長く西洋を顧みなかつた我が國にも蘭學に志す者が出來、又西洋の新智識に接することも出来る様になつたのである。して見ると吉宗は西洋文明輸入の元祖と謂つてもよい譯で、此の點は嘗て隋、唐の文明輸入の道を開かれた聖德太子に比較すべき人である。

青木文藏 は名を致書、號を昆陽と云つた。文藏は其の通稱である。元禄十一年の生で、江戸日本橋魚河岸の肴問屋の子であるが、性來學問好であつた所から、京都に上つて伊藤東涯(仁齋)の門人になつた。併し詩や文章などには心を傾けず、世を益し、人を利する經濟學に心を寄せて修業を積み、江戸に歸つて其の學を教へてゐたが、至つて親孝行で、父を失つた時にも、母に別れた時にも、嚴重に三年の喪を勤めた。爲に町奉行 大岡忠相に見込まれて幕府に仕へることになつた。甘藷の栽培を勤めて「甘藷先生」の尊稱を受け、又我が國に於ける蘭學開祖の名譽を膺ふて、第百十六代後櫻町天皇の明和六年(十代將軍家治の時)七十二歳で歿した。其の墓は東京市外目黒の不動堂の裏にあつて「甘藷先生之墓」と刻付けた石碑が立つて居る。明治の朝廷は文藏の功を認めて正四位を贈られ(明治四十年十一月)、大正の御代に入つて後、同じ境内に甘藷先生の記念碑が建てられた。其の建碑式には建碑に關係した學者、政治家及び關東の甘藷業者千百餘名が列席し、尙文藏七代の孫も招かれて當時の住地靜岡市から上京の上、其の式に臨んだのである。

吉宗の薨去 吉宗は就職以來三十年間、専ら力を政治の改良に注ぎ、徳川幕府の面目を

一新した上、六十二歳で職を子家重に譲つて西丸に移り(延享二年)、大御所と呼ばれて猶政治の指圖をしてゐたが、六年の後六十八歳で薨じた(元暦)。乃ち上野寛永寺に葬つたが、朝廷は有徳院殿の謚を賜り、正一位太政大臣を贈られた。

九代將軍家重 家重は(正徳元)親に肖ぬ子で、酒の爲に身を持崩し、言葉も明瞭に聞取れない程の訥であつたから、將軍とすべきか否かも問題であつたが、長男なるが故に吉宗の後繼と定まり、三十五歳の時(延享二年)任ぜられて第九代の將軍になつた。幸ひ最初の七年は吉宗が政治を視た爲に、幕府の威信を保ち得たが、吉宗薨去の後は、再び政治が弛み始めた。併し家重は之を氣にかける程に利口ではなく、毎日碁や将棋に凝つてゐた。「鈍物にも一藝」とか云ふ諺の通りで、家重は奇體に将棋は上手で、其の書物(将棋考格)まで作つた、随つて家重時代の政治には殆んど見るべきものなく、唯吉宗の志を繼いで、三卿と云ふ家の取立を仕上げただけである。

三卿 徳川の一族中、田安、一橋、清水の三家を特に三卿と名付け、將軍家に子の無い場合には、其の後嗣を先づ三卿中に求めることにした。従來徳川幕府では屢將軍に子が

無かつた爲に、其の一族を養子にして將軍たらしめたが、代が重なるにつれて親藩たる御三家と雖も、將軍との血縁が遠くなり、親みが薄くなることを免れなかつた。そこで吉宗は在職中先づ子宗武に江戸城田安門内の屋敷を與へ、一家を立てしめて之を田安家と稱し(享保十五年)、更に子宗尹に一橋門内の屋敷を與へて一橋家と稱した(元文五年)。併し兩家に對しては領地を與へず、毎年幕府から十萬俵の米を給することにした。九代將軍家重も之に倣ひ、子重好に清水門内の屋敷を與へて之を清水家と稱し、前の二家同様の取扱にした(元暦九年)。吉宗の此の企は空しからず、十代將軍家治に子が無かつた爲に、一橋家の家齊(宗尹)が其の養子となつて十一代將軍になつたのである。三卿の家は其の後相繼いで明治の御代に至り伯爵を授けられて今日に及んでゐるが、清水家だけは譯あつて其の後爵を取上げられた。飛行機の研究に名を得た徳川大尉は清水家の子孫である。

家重の薨去 家重は在職十六年の後、職を子家治に譲り(寶暦十年)、其の翌年五十一歳で薨じ、増上寺に葬られた。朝廷は例によつて謚(博信)を賜り、官位(正一位太)を贈られた。十代將軍家治は利口な性質ではあつたが、田沼意次と云ふ者を信用し過ぎて、少しも政治を

顧みなかつた爲に、幕府は大いに衰へた。併し其の事は章を改めて説くことにする。



### 第四十八章 田沼の悪政

十代將軍家治 家治は元文二年(第百十四代徳川天皇の御)の生れ。父(家重)に肖ぬ利口な生付で、何事にも上達が早かつた爲に、祖父吉宗は大いに望を屬し、御側付に命じて頻りに學問、武藝を仕込ませた。其の甲斐あつて家治は古の名將勇士の事蹟に通じ、書畫を善くし、弓術は殆んど百發百中の腕を持つてゐた。二十四歳で將軍となり、家重時代に弛んだ政治を恢復しようとして志してはゐたが、奇體にも御側付以外の者と對話する事を好まず、偶々幕府の役人などに用事を申付けても、其の返事は近侍の者に取次がせる様にして、成可く對面を避ける風があつた。随つて家治は政治の實務に遠ざかり、其の近臣が政治の實權を握る様になつた。當時の近臣中最も將軍の信任を受けた者は、有名な田沼意次で、家治の意を迎へて其の機嫌を取りながら、我が身勝手な政治をした爲に、幕府の政治は前代以上に紊れて仕舞つた。そも田沼とは如何なる者か。

田沼意次 紀伊家の家臣に田沼意行と云ふ者があつたが、吉宗が將軍となるに及んで、



意行は幕府に仕へて六百石の祿を食むことになり、其の子意次(享保四年生れ)は家重の小姓を勤めることになつた。其の後意次は十七歳にして家を継いだ(享保二十年)、元來上の意を迎へることが巧であつた爲に、家重就職の後、次第に信任せられて、大名に取立てられ、遠江相良に於て二萬石を領することになつた(寶曆八年)。家治が將軍職を繼いで後は益々其の信用を得て、先づ側用人に擧げられ(明和四年、四十九歳)、更に數年の後には擢てられて老中となり(安永元年)、領地も次第に増して終に五萬七千石になつた。既に述べた通り、家治は近臣以外の者と對話することを嫌つた爲に、腹黒い意次は故ら幕府の諸役人をして將軍に近かしめず、偶々家治が政治の様子を尋ねても、意次は常に「天下太平なり」と答へて安心させ、尙畫工を將軍の側に侍らせて、只管心を繪の稽古に向けさせる様に仕向け、尙御側の者に口留して政治上の事も、世の中の事情も全く將軍の耳に入れない様にした。かくして意次は子意知を始めとして一族を取立て、又己に諂ふ者を用ひて政治の實權を握つた。そこで幕府に出入する者は、田沼父子に取入るのが出世の捷徑と考へ、賄賂の品に善美を競ふて其の屋敷に出入し、専ら其の歡心を買はんことに努めた。性來貪慾なる意次は常に「人が命懸

になつて得んと欲する實は金銀である。然るに惜氣もなく其の實を差出してまで御奉公を望むとは上への忠義を示す何よりの證據。威服の外は無い。さりながら其の志の厚薄は贈物の多少によつて察することが出来る。予は毎日登城して苦勞するが、歸宅の上、諸家の進物を見て其の勢を忘れるのである。」と億面もなく言觸らしてゐた。實に不埒極まる老中であるが。田沼に絶らなくては出世が出来ない所から、多くの大名、旗本は其の御機嫌伺として殆んど毎日田沼の屋敷に日参し、甚だしきは一日に三度も伺ふ者があつたのである。贈物の如きも人々善美を競ひ、珍奇を争ふて、只管其の及ばざらんことを恐れる所から、夫々工夫を凝らし、或は銀作りの橋に金の實を結ばせた盆栽や金銀貨を以て造つた山家の秋景色の盆栽などを贈り或は態々和蘭人に註文して田沼の紋(七)を附けさせた舶來品を贈ると云ふ有様であつた。随つて當時の役人は不正を働いてまでも田沼への贈物を鄭重にしようと心懸け、武士は武藝を餘所にして田沼の屋敷に詰り懸け、忠義顔を装ふのを大切と心得る様になつた。さうとは知らぬ家治は或時旗本を城中吹上に召出して、弓馬の術を演じさせた。所が誰一人的を射中てる者は無く、又馬に騎つても殆んど落馬する者ば

かりであつた。家治が堪兼ねて之を笑つた所が、意次は「日頃文武の道に怠り無き者のみ  
なれども、將軍の御威光に恐れる爲の此の有様。御笑ひあつては一同の力落し。御褒めの  
御言葉を賜はつて御獎勵あるべし。」と眞面目顔して申出た。そこで家治は笑を抑へて「上  
出来、上出来」と褒めたといふことである。實に馬鹿氣切つた話である。

天災地變 田沼の爲に欺かれて天下太平なりと心得てゐた家治の時代には、随分災難が  
多かつたのである。茲に其の著しいものを挙げると、意次が老中になつた年(安永)の二月  
二十九日江戸に大火が起つた。火元は目黒の行人坂であつたが、折柄の大風に吹立てられ  
て江戸の大半は焼拂はれ、死傷者の數も甚だ多く、明曆の大火と并べ稱せられる大火事であつた。  
之より數年の後(安永七)伊豆の大島なる三原山が大噴火をなし、其の翌年(安永八)薩  
摩の櫻島にも大噴火が起つた。其の上天明二年から同六年に至る五年間凶年が打續いて全  
國飢饉に苦められたが、天明三年の飢饉が最も甚だしく、殊に奥羽地方に於ては住民の過  
半は餓死し、生残つた者も食物に窮する餘り、死骸の肉を争ひ食つて露命を維いたのであ  
る。此の飢饉中天明三年七月信州淺間山が大噴火を起して熔岩を流し、砂礫を飛ばして山

麓地方に大害を與へ、三萬五千の死傷者を出した。此の外洪水、傳染病などの害もあつた  
が、家治は矢張意次の言葉を信じて、何時も天下は太平なりと心得、淺間山噴火の年(天明  
十)意知を若年寄にした。番さへ勢の良かつた田沼の家は益々勢を得て、父子諸共に  
悪政を行ふた。

田沼意知斬らる 此の頃幕府の新番士に佐野善左衛門政言と云ふ者があつた。新番とは  
戦時には出て將軍を守り、平時には將軍外出の時其の先驅を勤めたものである。政言は僅  
か五百石の小祿を食んでゐたが田沼の本家たる佐野家に生れた人である。所が意知は我が  
家を佐野の本家と號せん下心から、政言が家に藏する系圖を借受け、其の後幾度催促を受  
けても返さなかつた。政言は大いに其の不法を憤り、天明四年三月二十四日午後二時頃  
桔梗の間の廊下に於て、今や退出せんとする意知を呼止めて、先づ右の肩先に切付け、返す  
刀で左の腰のあたりを切拂つた。腰の疵は意知の脇差の鞘が受止めた爲に淺手であつたが、  
政言は尙も刀を取直して、其の場に倒れた意知の腰に二刀切付けた。其の場に居合せた人々  
は右往左往に逃去つて、誰一人取押へようとする者も無かつたが、時の大目付松平忠郷は遙

に之を見付け、淺野長矩を抱止めた梶川與三兵衛とは反對に、政言が十分に切付けた頃を測つて、其の後に「善左亂心か」といひざま政言を組伏せた。時に政言は二十八歳の壯年、忠郷は六十餘歳の老人であつたが、政言を押へて身動もさせなかつた爲に、流石に享保仕込の武士なりと感ぜぬ者は無かつた（享保は吉宗時代の年號）。意知は屋敷に送られて手當を加へられたが、其の甲斐もなく四月二日に卒し、政言は牢屋に入られた上、四月三日を以て切腹させられた。やがて意知の死骸を駒込の勝林寺に葬つたが、葬式の途中其の棺に向つて石や瓦を投付ける者があつて怪我人まで出来た。夫に引かへて政言が淺草東本願寺内の徳本寺に葬られると、誰云ふとなく世直し明神と名付けて其の墓に參詣し、香や花を供へる者が絶えなかつたといふことである。是によつて如何に田沼が世の憎しみを受けてゐたかが分る。政言を取押へた忠郷に對しては、其の志慮といひ、手練といひ感ぜぬ者は無かつたが、其の功によつて二百石の祿を増された。さもあるべきことである。

**意次職を免ぜらる** 田沼意次は側用人になつて以來、約二十年間幕府の實權を握つて、大いに其の懷を肥やしたが、子意知が殺された後、舊惡が次第に露見して幕府内外の憎

みを受け、急に勢を失ふ様になつた。即ち天明六年の夏將軍家治が大病に罹つたが、其の養子家齊はまだ十四歳の少年であつた爲に、御三家は内々將軍薨去の後は松平定信を擧げて家齊を輔けしめ、大いに政治を改革せしめようとの相談を纏め、其の手始として先づ意次を退ける必要を認め、同年八月二十七日を以て、意次を免職にした。

**將軍家治薨す** 意次免職の後、家治の病氣は日に重り終に同年九月八日五十歳で薨じた。在職二十七年の間、田沼父子の爲に瞞着せられて、全く政治を顧みなかつた爲に、何等傳ふべき事蹟を遺さず、無能なる將軍として一生を終つた。例によつて寛永寺に葬られたが、朝廷は先例に従つて正一位太政大臣を贈られ、尙俊明院殿の諡を賜はつた。

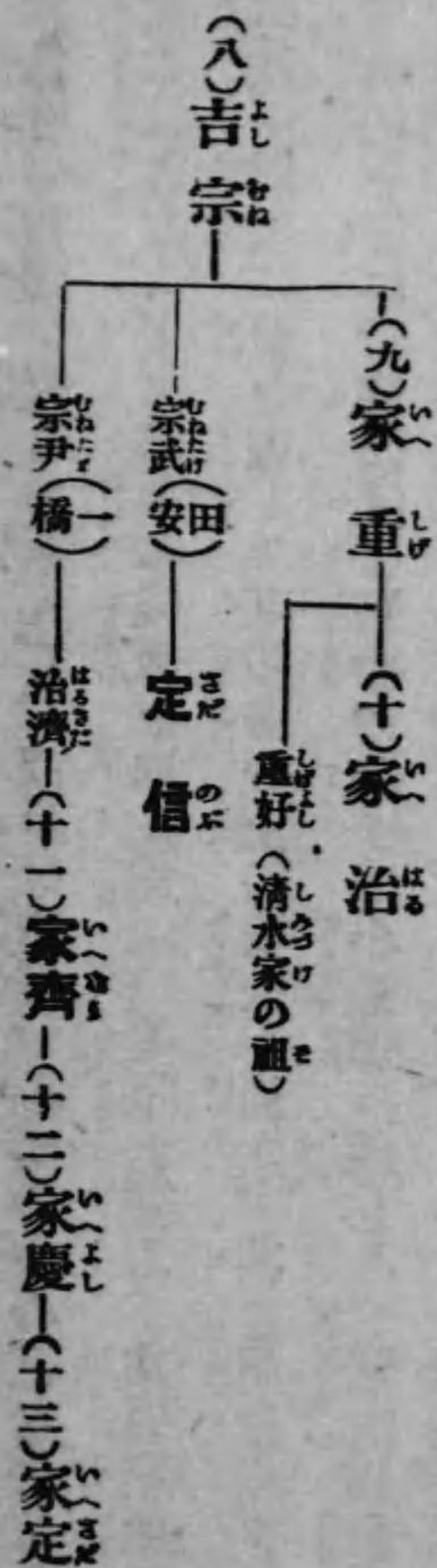
**意次の末路** 家治の薨後間もなく、幕府は意次の領地二萬石を削り（天明六年）、尙江戸に於ける田沼の上屋敷及び大阪の藏屋敷を取上げたが、上屋敷は二日の内に引拂ふべしとの命令であつた。そこで意次は家具、家財は固より、豫て積上げてゐた賄賂の品々を晝夜の別なく其の下屋敷に運ばせたが、運搬係の一人はフト悪心を起し、「斯も夥しき財寶は、何れも諸家よりの賄賂の品ばかり。主人の買求めた物ではない。此の一車の財寶さへある

ならば、自分の一生を安樂に送ることが出来、しかも主人の損にはならない。」と考へて、中途から人夫に命じて之を知人の家へ運ばせ、やがて自分の姿を隠した。田沼の家では其れと悟つたが、之を訴へることも出来ず、其儘泣寝入にしてしまつた。慾深い主人の下には慾張の家來ありとても云ふべきであらう。さて其の翌年(天明七年)幕府は更に相良城及び領地三萬七千石を沒收して意次に塾居を命じ、陸奥下村に於て一萬石を其の孫意明に與へた。そこで從來意次と親しくしてゐた者も絶交し、縁組をしてゐた者も離縁する様になつた。斯様な次第で一時飛ぶ鳥をも落さんばかりの勢であつた意次は觀面悪政の報いを受け、天明八年十月七十歳で亡くなつた。之より三十五年の後(文政六年)意明五世の孫たる意正が再び遠州相良に封ぜられてから、代々相繼いで其の城主となり、明治の代に及んで子爵を授けられた。

**武士の墮落** 八代將軍吉宗が實用を重んじ、質素勤勉を奨励した御蔭で、一時幕府の政治も整ひ、武士、町人の氣風も改まつたが、其の後を繼いだ家重が無能の將軍であつた爲に、幕府の政治も人心も弛み始めて、吉宗時代の氣風は年と共に薄らぎ、家治時代に田沼父子が幕府の實權を握るに及んで、江戸は贅澤、遊惰の中心となつてしまつた。當時の大名家、旗本は心ならずも田沼の機嫌を取る爲に、美服を纏ふて其の屋敷に出入し、借金してまで饗應や贈物に贅を盡して其の身の上の安全を圖り、其の間知らず識らず自分も贅澤に流れて儉約を忘れ、眞面目な書物を避けて小説類に親しみ、聖賢の教へを顧みずして義太夫や常磐津などの文句を諳記し、武藝を棄て、遊藝に凝り、弓矢の修業を餘所にして三味線の稽古に熱中し、甚だしきは芝居場の囃方を勤めて得意になつてゐる旗本もあつたのである。斯様な風は忽ち町人にも及んで八百八町に漲り、江戸は天下の墮落場處となつて、第二の元祿時代ともいふべき有様になつたのである。田沼の罪は實に重しと云はざるを得ない。再び吉宗の如き一大政治家が出なければ、斯様な世の中を改造することは望み難いのである。幸にも家齊將軍を輔けた松平定信が、眞面目な政治家であつた爲に、田沼の悪政を改革して、第二の吉宗時代を見るやうにした。定信の事蹟は章を改めて述べることにする。

### 第四十九章 寛政の治と天保の改革

十一代將軍家齊 家齊は一橋治済の子で(安永二)、吉宗の曾孫である。九歳にして家治の養子となり(元年)、十四歳にして其の後を継ぎ(六年)、翌年十五歳で將軍になつた(七年)。固より幼少の將軍では田沼の弊政を改革することは出来ないから、御三家は松平定信を推薦して首席老中と爲し、専ら前代の悪政を改めしめた。定信は在職僅かに七年に過ぎなかつたが(天明七年より)、吉宗の享保の治に倣つて、勤儉の美風を重んじ、學問、武藝を奨励し、大いに幕府の威信を高め、世の中の氣風を一變した。世に其の政治を寛政の治と謂つて居る。



松平定信 定信は田安宗武の第三子で(桃園天皇の寶曆八)、吉宗の孫である。七歳の時から読み書きの稽古を始めたが、上達が頗る早く、十三歳の時には既に書物を著して人々を驚かしたのである。十八歳にして奥州白河(福島縣磐城國西)の城主松平定邦の養子となり(安永四)、二十六歳で其の家督を相續した。時は天明三年で、淺間山には噴火が起つて多くの死傷者を出し、國々は打續く凶年に苦しんで居る時であつた。そこで定信は江戸から多くの小麦、稗、昆布、荒布などの食料品を白河に送つて領内の農夫に與へ、自分は着物も夜具も木綿物に改め、食事も朝晩は一汁、一菜、晝は一汁、二菜に限る程の儉約を守つた。翌年始めて白河に下つたが、大名とは思はれぬ程に質素な服装、行列で城に入り、先づ領内に儉約の實を示した。是より日夜身を以て儉約を奨励しながら一方に於ては、貧民の救助に金穀を惜まなかつた爲に、天明の大飢饉にも、白河領内には殆ど餓死する者が無かつたのである。尙又かゝる間にも或は學問、武藝を奨励、或は産業を盛んならしめて、巧に領内を治め、幕府の政治を委せるに足る人物なりと認められる様になつた。

定信、將軍を補佐す 江戸に於ては、田沼の悪政によつて、幕府の威信は全く地に墜ち、

將軍家治葬して年少の家齊が之に代つたが、數年間も打續いた凶作の爲に、衣食に窮する貧民が相聚まつて、富豪、米屋などを襲ふて、家を破壊し、金穀、家財を持去るといふ暴動が起つた。之を「天明の打壊し」と云ふのである。此の打壊しは最初大阪に起つたのであるが（天明七年五月）、間もなく江戸に傳播し、更に各地に及んだのである。幕府は暴民を捕へると同時に、或は金穀を貧民に與へ、或は米の廉賣を始めて漸く之を鎮めることが出来た。かゝる世の中には一大人物を擧げて幕府の政治に當らせなければならぬと云ふ譯から、御三家が松平定信を老中に推薦したのである、定信は一應之を辭退したが、「是非に」との所望によつて「體質虚弱の爲、長くは勤められないが、兎に角御引受け申す。」と承諾して、首席の老中になつた。時は天明七年六月で、まだ各地の打壊しが鎮まりきらない時であつた。其の時定信は三十歳の元氣盛り、嘗て田沼意次が横暴を極めた頃「幕府の爲に田沼を刺殺さう。」とまで決心したが、「かくては家治の不明を天下に曝す憂ひがある。」と云ふので差控へたことのある人であるから、餘程の決心を以て其の職に就いたのである。茲に其の決心を證明するに足る證據を述べよう。

**決死の願文** 定信の子孫たる松平子爵家に今も家寶の一つとして保存せられて居る定信自筆の願文がある。之は定信が老中になつた翌年、即ち天明八年正月二日に書いたもので、豫て信仰してゐた江戸本所の吉祥院の歡喜天に秘密に納めた心願書である。數十年の

定信ノ願文ノ一部

只今、内、私死去  
仕、後、

後に至つて、其の寺の坊様が之を發見し、寺の寶物としてゐたが、明治時代の初に、其の寺が衰へた時、其の願文が人手に渡り、終に松平家の手に入つて其の家寶になつたものである。夫

を見るとき、

『定信は自分の命は勿論、妻子の命をも懸けて御祈り申す。何卒米穀、金錢が普く行渡つて、下々の者は難儀をせず、幕府の威信も行届く様に願ひ奉る。若し此の願が叶はぬならば、生き長らへる甲斐がないから、吾々の命を取つて下さい。』  
と云ふ意味の文章である。察するに田沼の悪政を改革し、又衣食に窮して打壊しまでする人心を鎮めるのは容易の事でない爲に、決死の願文を納めて、歡喜天の力を藉りようとしたものであらう。斯程の決心があつたればこそ、僅か數年の間に、所謂寛政の治を爲し得

たのである。さて此の年三月定信は特に將軍の補佐役に任ぜられた。此の補佐役に任ぜられて天下の政治に當つた者は、保科正之と定信との二人に過ぎない。定めし定信は其の名譽を喜ぶ心よりも、責任の重きを感じる心の方が強かつたであらう。聞けば定信は毎日東照宮に對しても『在職中、自分の仕業に過りが有るならば、私を始め妻子をも罰して下さい。併し自分の失策の爲に、災難を天下に下すことは御容赦を願ひたい。自分は死を以て我が責任の終と心得て居ります。』と祈願してゐたのである。彼の願文と云ひ、此の祈願と云ひ、共に定信が命懸で政治の改善に當つたことを示す良い證據である。

**儉約の獎勵** 田沼時代以來、世は贅澤奢侈に流れて、上下共に財政の困難に苦しんでゐた。そこで定信は天明七年八月儉約令を出して『今後三年間は非常の儉約を行ふべし』と告げ、寛政元年に至つて、更に五箇年の儉約を令し、尙寛政六年には、又もや引續き十箇年の儉約を命じた。其の間定信は自らの衣食を節するは勿論、公用文書の用紙、封筒に至るまで粗末な紙を用ひて儉約の模範を示し、細かに儉約の法を定めて、或は家具類新調の見合せ、贈物の半減、衣食の節約を勧め、或は煙管、煙草入、櫛、笄、破魔弓、羽子板等に金銀及び其の箔を用ふることを禁じ、尙雛人形は高さ八寸以下に制限し、高價な菓子製造をも禁止するに至つた。爲に心無き者は

萬代もかゝるきびしき御代ならば長生しても樂みもなし

白河(信)の清き流れに住みかねて元の濁りの田沼こひしき

などといふ狂歌を詠んで揶揄つた程である。併し定信は益々儉約を獎勵し、寛政二年には大名、旗本に命じて、今後五年間毎年石高一萬石に付粗五十石宛(ともいふ)貯蓄して凶年に對する豫備米とし、幕府も亦同様の貯蓄をした。其の上翌三年江戸市中に對しては、特に七分金の制を實行せしめた。七分金とは江戸に於ける町々の貯蓄法で、先づ過去五箇年の町費の平均を求めて、之を一箇年の町費と定め、更に此の町費に節約を加へることにし、節約によつて得たる高を十と見る。かくて其の一分を町々の臨時費用に充て、二分を地主の利益とし、残る七分を貯へて或は凶年は備へ、或は貧民救助の用に供したのである。此の積立が積り積つて明治の代の初頃には百數十萬兩となり、東京市の共有金に組入れられて、公共事業に使はれることになつた。今の小石川養育院の元は其の一部で出来たのである。

る。夫故同院では前に述べた願文の寫を神體として定信を祀り、毎年五月十三日(定信の卒)に記念祭を行ふことにして居るのである。

文武の奨勵 定信は懦弱なる武士の氣風を一變せんが爲に、頻に儉約を奨勵すると同時に、學問、武藝の修養を勧めた。狂歌師として有名な蜀山人が、

世の中にかほど(蚊程)うるさきものはなし

ブンブ(文武)といふて夜もねられず

と詠んだのは其の爲である。茲に先づ學問奨勵に關する定信の事蹟を述べよう。綱吉以來半官半私の學校であつた湯島の聖堂に於ては、林家が代々大學頭として、學問の教授に當つてはわたが、林鳳岡の隱居(享保八年)後は一尙振はなかつた。そこで定信は天明八年正月讃岐高松の學者柴野栗山(助彦)を用ひ、翌寛政元年九月江戸の學者岡田寒泉(助清)を擧げ、更に同三年九月伊豫の學者尾藤二洲(助良)を擧げて、共に幕府の儒官とし、時の大學頭林錦峰(敬信)を輔けて聖堂に聖賢の書物を講ぜしめ、大名、旗本を促して毎日之を聽かせることにした。世間では新に用ひられた三人の學者を「寛政の三博士」と云ひ、又「寛政の三助」とも云つ

た。之は三人共に、其の通稱に『助』の字が附いてゐたからである。其の後間もなく林錦峰が亡くなつて、後を嗣ぐべき子が無かつた爲に、定信は美濃國岩村(岐阜縣惠那郡岩村町)の藩主松平乘繼の子衡(齋)の學識を見込んで林家を繼がせた(五年)。之が林家の中興と稱せられた一大學者である。此の年定信は輔佐役を罷め、翌年岡田寒泉も儒官を辭して常陸の代官になつたが(六年)定信在職中の計劃は尙行はれて肥前佐賀の學者古賀精里が幕府の儒官に採用せられ(八年)、其の翌年(九年)幕府は聖堂を以て純然たる官立の學校とし、其の名を昌平坂學問所と改めた。世間では之を昌平校とも云つた。之より昌平校は再び勢を得て漢學の源泉になつた。

寛政の三助 寛政の初頃幕府は福井隆助(楓亭)と云ふ醫者、及び柴野彦助(栗山)、岡田清助(寒泉)を用ひて、各二百俵の扶持を與へた爲に、或人が

三助て六百俵の御損毛

といふ狂句を作つた。之が最初の三助であるが、尾藤良助(二洲)が用ひらるるに至つて、柴野、岡田、尾藤の三人を「寛政の三博士」或は「寛政の三助」とも云ひ、後に岡田に代つて古賀彌助(精里)が昌平校に入つてからは、更に柴野、尾藤、古賀の三人をも同様に呼ぶ様になつたらしい。



大塚先儒墓所 東京市小石川区大塚坂下町(音羽護國寺の皇族御墓地に接續せる岡の内)に近年まで俗に「儒者捨場」と稱せられてゐた墓場がある。此處は八代將軍吉宗に用ひられた學者として、將又赤穂の遺臣を始めて義士と呼んだ人として有名な室鳩巢(名は直清。享保十九年七十一歳で歿した)及び寛政の三博士たる柴野栗山(文化五年七十四歳で歿した)尾藤三洲(文化十年六十九歳で歿した)、岡田春泉(文化十三年七十七歳で歿した)、古賀精里(文化十四年六十八歳で歿した)及び其の子古賀洞淵(幕府の儒官となり、弘化四年六十三歳で歿した)、子古賀兼溪(幕府の儒官となり、後我が國に於ける洋學校の始たる洋學所の頭取となり、明治十七年六十九歳で歿した)。などの葬られた處である。然るに其の後名も面白からぬ儒者捨場として殆んど世に見棄てられ、名高い學者の墓とは思はれない程に荒果ててゐた。そこで大正二年有志の人々が寄附金を募つて、之に修理を加へ、名を大塚先儒墓所と改めて、此の墓地と維持費とを東京市に寄附したのである。

蜀山人 姓は太田、名は覃、通稱は直二郎。桃園天皇の寛延二年(九代將軍家重の時代)江戸牛込に生れた。性學を好み、文を善くし、學者としての實力を備へてゐたが、彼が年盛の頃は田沼父子の全盛時代で、田沼に媚諂はなければ出世の出来ない時であつたから、氣骨ある彼は立身出世を断念して、心を風流に向け、狂歌師となつて其の名を天下に轟かした。號を寢惚山人、四方赤良、或は四方山人と稱し、後に蜀山人と改めて、一生を狂歌で送り仁孝天皇の文政六年(家齊時代)七十五歳で亡くなり、江戸小石川原町の本念寺に葬られた。或る年、蜀山人の妻が御産をしたが、少しも乳が出なかつた。乳母を捜しても、容易に見付からず、大いに心配した末、蜀山人が

舌談 うつ程たんとして出でずともちちとも乳いでよかし

と詠んで、神に捧げた所が、饒て乳が出だしたと云ふことである。又或る時、御三家の一たる紀伊の徳川侯が蜀山人を招いて、「五色の狂歌を詠め」といはれた所が、

色白く羽絨は黒く裏赤く御紋は葵紀伊の殿様

と詠んで一座の人々を感心させた。此の話を聞いて御三卿の一たる田安侯も蜀山人を九段上の屋敷(今近衛驛隣の雪月花きつと受合申候よつて九段(件)の上の風流

と詠んだ。侯は大いに敬服して、唐樓の袴地と八丈縞の反物を褒美にやられた。すると蜀山人は寢惚には過ぎたるものが二つあり唐の袴にほんの八丈

と御禮を述べた。侯は益々感服して其の座敷に在つた柱掛をばづして蜀山人の前に出し、「之に贊を書いて貰ひたい」と所望せられた。見れば柳の木と猿が二匹書いてある。蜀山人は直ちに筆を取上げて、

見渡せば柳に何か書きませて親子ぞ猿の二匹なりける

と書付けた。之は「見渡せば柳樓をこきまけて都ぞ春の錦なりける」といふ古歌をもぢつたものである。侯は愈々感心して、豫て用意の酒肴を出させて饗應せられた。蜀山人は喜んで夫を頂戴し、暇を告げて歸る道中、酔ひがまはつて大道に打倒れ、遂に其の場に寝てしまつた。通りがかりの者が之を見付けて、蜀山人と知り、介抱しながら駿河臺の家に送り届けた。若し著者が之を見付たのであつたならば「飲み過ぎて道にうた、ねするがだい

顔も赤良の癖徳山人」とても詠んだであらう。さて此の話を聞いた門人が態々蜀山人を訪ふて禁酒を勧めると、彼は快く承諾して

鐵の門より堅き我が禁酒ならば手柄に破れ朝比奈

と誓つた。門人が安心して歸つた後に、出入の肴屋が初鯉を賣に來た。すると彼は其の刺身をつくらせて、

鎌倉の海から取れた初鯉 昔武藏野のはらにこそ入れ

と詠み、酒を取出して飲始めた。酔のまはつた時分に、前の門人が復やつて來た。此の様を見て破約を責めると、

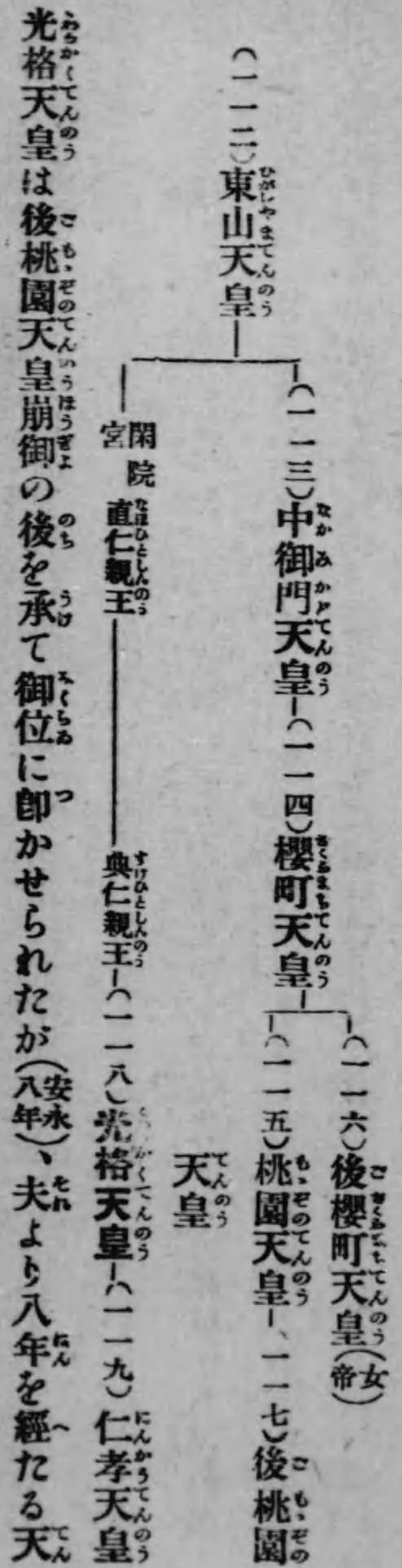
蜀山人は「破約したのは拙者が落度。詮證文を差出さう。」と曰ひながら、短冊に、

我が禁酒破衣となりけり夫れついでくれ夫れさしてくれ

と書付けて渡したといふことである。斯様な言傳は聞分多いが、茲には省略して置く。

さて松平定信は學問の修業を奨励すると同時に、大いに武藝の練習を奨め、田沼時代に市中の火事除地に設けられた料理屋、揚弓場などの娯樂所を取拂つて、之を馬術、弓術などの練習所に充て、遊戯にも角力、狩などの勇ましいものを選んで武士の心身を鍛練せしむる様に仕向けた。爲に四方から武藝の達人が江戸に入込んで道場を開き、盛んに劍術、槍術、柔術、砲術等を教授する様になり、一時熾であつた三味や鼓の音に代つて竹刀や陣大鼓の音が市中に響き渡る様になつた。

皇居の造營 定信は徳川將軍家に最も縁近き田安家に生れ、又將軍補佐の役に就いて、只管政治の改善に盡力した名相であるが、皇室に對しても常に尊敬の誠意を懷いてゐた人である。茲に其の一端を表す爲に、皇居造營に關する美談を述べよう。京都の朝廷に關しては、閑院宮家創立以後特に説くべきものもなく、數代相繼がせられて、定信在職の頃は第八代 光格天皇が御位にましました。天皇は次の御系圖の通り、閑院宮家から入つて御位に即かせられた方で、頗る英明な君であらせられた。爲に天下の人々は「西に聖天子ましまし、東に賢相(定信)出す。」と云つて御代の太平を喜んだのである。皇居の造營は此の聖天子の御代に行はれたのである。



明八年(定信が老中になつた翌年である)正月晦日京都に大火が起つて市街の大半は焼失せ、畏れ多くも皇居、仙洞御所、二條城も焼けてしまつた。そこで天皇は聖護院に幸して、之を假の御所とし給ひ、後櫻町上皇も或る寺に幸なされた。此の火事は中々の大火事で、焼失せた家数は十八萬を超え、焼死んだものは二千六百人に上り、前代未聞の慘状を呈した。此の時二條城の城番石川甚四郎は幕府の命令を待たず、幕府が京都に備付けてゐた倉庫を開き、數千石の米を取出して窮民を救助した。定信は大いに其の處置を賞し擢て大目付に取立てた。さもあるべきことである。幕府では此の年三月定信を皇居造營の總裁にした。一體皇居は織田、豊臣以來或は修理を加へ、或は増築をしたが、其の規模が小さく、又昔の法式に合はない所もあつた爲に、心ある者は之を憤慨してゐたのである。定信も其の一人であつたから、自分が總裁になつたのを仕合せとして、林錦峯、柴野栗山等に命じて古の法式を調べさせ、同年五月に上洛した。従來幕府の老中などが上洛する時には、御供の者が主人の威光を笠に着て、宿場宿場で難題を吹掛け、或は金銀を貪り、或は人夫や馬を多く出させふどして道中を苦しめてゐたのであるが、定信は出發以前從者を戒めて萬事實素儉約を旨とし、假

令御馳走が出来るも規定以外の物には箸を付けるなとまで命じて置いた。夫故到る處の宿場では、以前に變る質素な行列と御供の者の心懸とに感じ入り、定信が退職後數十年間も語り傳へて其の徳を慕ふたといふことである。さて上洛後參内の場合にも、従來は江戸の威光を示さんとして、下乗札をも憚らず、輿や馬の儘で出入したものであるが、定信は下乗札の處で乗物を離れ、槍、打物の類を其處に残して參内した。之が爲に其の後は、武家の無禮は自然に止んでしまつた。さて愈々皇居造營の入札を行つたが、普通ならば最も少い金高の入札者に請負はせる筈であるが、定信は金高が少ければ工事が粗末になり易いとの心配から、最も高價の入札者に請負はせた。以て定信の意のある所を察することが出来る。同月定信は江戸に歸つたが、工事は次第に進んで寛政二年に落成し、十一月に天皇、上皇共に御還幸あそばされたが、以前に變る見事な御所であつたから、非常な御満足で、天皇は御製の詩の御宸筆を、上皇は御製の和歌を家齊に賜はり、定信には太刀と朗詠集とを御與へになつた。御製の詩は長くもあり、又普通の人には面倒でもあるから、略して置くが、上皇の御製の和歌は

殿作り磨き上げたる嬉しさの心を見する大和言の葉

と云ふので御喜びの程を察し奉ることが出来る。將軍家齊は御製の詩歌を拜受して、無上の光榮とし、自ら之を寫し、名刀一振を添へて定信に與へた。元來天皇の御生れになつた閑院宮は幕府の奏請によつて創立せられたものであるから、御即位後は幕府に對して常に好意を御表しになつてゐたのであるが、今又皇居造營の事あつて、朝廷と幕府との間は一層親密の度を加へたのである。

今の京都御所 寛政二年より六十四年の後、即ち第百二十代孝明天皇の安政元年に、京都の皇居が復興した。そこで幕府は寛政の式に倣つて再び造營し奉つたが、安政三年に至つて完成した。今の京都の御所は即ち其れである。

尊號事件 既に述べた通り、光格天皇は閑院宮家から入つて御位を繼がせられた方であるが、御父典仁親王を臣下の列に置くに忍びずとの思召から、父君に對して太上天皇の尊號を奉らうとなさつた。然るに幕府が手強く之に反對した爲に、本意を遂げさせ給ふことが出来なかつた。之を尊號事件と云ふのである。此の尊號に就いて、最も反對したのは松平定信である。定信は日頃皇室を尊崇してゐた人であるから、之に反對したのは不思議に思はれるが、其の不思議を解くには、其の頃幕府に起つた之と似寄の事件を承知しなければならぬのである。

初家齊が一橋家から入つて將軍職を繼ぐことになつた時、其の父治濟は「幼年なる家齊の後見は自分に命ぜられるであらう」と待構へてゐた。所が松平定信が擧げられて政治の實權を握る様になつた爲に、更に「自分は正數將軍の實父であるから、假令政治には關係せずとも、單に三卿の一人として棄置きはすまい。必ず四の丸に移し、大御所として孝養を盡すであらう。」と思ひ込んでゐた。然るに一向何の沙汰も無い爲に、厚蓋敷も治濟は自ら將軍に向つて、我が意中を物語つた。そこで將軍は其の取計方を老中に諮つたが、老中は「一應尤もてはあるが、さらばとて三卿の一人を將軍の父なるが爲に、之を大御所として前將軍同様の取扱にすることも出来まい」と言つて首を傾けた。殊に定信は「よしや將軍父子の希望にもせよ、之を充たせば、悪例を天下に示すことになる。萬一將軍家に於て斯る事を爲すならば、己が子を他家の養子に遣はし、養父歿して後、直ちに我が子の養家に入つて其の父たらんとする者も出来ないとは受合はれない。さる場合には色々の紛議を醸して、終には養家と實家との間に望ましからぬ訴訟事件を起す様になるべきである。」と論じた爲に、評議は「不可」と一決し、定信自ら將軍に此の旨を告げて、大御所問題を思ひ止まらせようとした。將軍は父の望が容れたさに「子が將軍職に居りながら父を三卿其の儘に棄て置くは、不孝を天下に示すものなり」と再三論じて見たが、定信は少しも其の意見を顧まなかつた。そこで將軍は大いに怒つて、座右の刀を取るより早く定信に切掛らうとした。此の時其の場に居合せた御側衆平岡頼長は目敏くも音ならぬ將軍の様子を見ると同時に聲をかけ「越中守(定信) 御刀を下さるぞ。早く頂戴致せ。」と曰つた爲に將軍は抜くに抜かれぬ仕儀となり、刀を捨てて其の儘奥に入つて仕舞つた。そこで定信は其の刀を拜領して無事に其の場を退くことが出来た。突差の場合の平岡の氣轉實に感服の外は無い。察するに定信

は「若し治済が西の丸に移つて大御所と崇められる様なことになると、假令政治には關係せずとも、勢に委せて彼是と定信の政治を論議し、折角の改革に妨を爲すに相違ない。」と考へた爲に、手強く反對したものであらう。兎に角大御所問題は定信の反對によつて成立たなかつたのである。之より治済は定信を憎み、定信が儉約を奨励すれば、自分は故ら贅澤をするといふ風に、何事につけても定信に反對の態度を取る様になり、世の人々は治済を呼ぶに「我儘隠居」の神名を以てする様になつた。かくて治済は我儘隠居で一生を送り、第百十九代仁孝天皇の文政十年二月七十七歳で薨じて、上野東叡山に葬られ、太政大臣を贈られた。

さて朝廷に於て、光格天皇は御父典仁親王に太上天皇の尊號をたてまつつて、先帝同様の取扱を爲さんと思召され、京都所司代(太田資愛)の手を経て、其の旨を幕府に傳へさせられた(寛政元年)。所が幕府に於ては定信が柴野栗山に和漢の例を調べさせた上、「帝位を履まれざる親王に、太上天皇の尊號を上つるとは容易ならざる事。我が國にも其の先例ありとはいへ、御父御在世中に尊號を上られた例はない、かゝる虚名を上るよりも、寧ろ御領を増し奉るが至當であらう。」と主張した爲に、其の意見を採用して、尊號宣下の思召には従ひ難しとの意味の御答を申上げた。皇室思ひの定信が何故尊號事件に反對し奉つたかの理由は今に判然しない爲に、色々の説はあるが、「若し典仁親王に尊號を上つことにすれば、治済にも大御所と名乗らせて、西の丸に移さなければならぬことになる」との心配からであらう。」との説が事實らしく思はれる。兎に角尊號事件は幕府の反對によつて一時沙汰止になつたが、天皇は猶断念なさらなかつた。元來家康が定めた公家法度によれば、親王は極位(一品)まで陞られた方でも、宮中に於ける席は三公(太政大臣、左右の大臣)の次であり又道で大臣に遇はれた場合に、大臣が

下車すると、親王も輿から下りて御挨拶をなさらなければならぬことになつてゐた。夫故天皇は父君を斯る境遇に置くことを不満足に思召され、遂に幕府の反對をも顧みずして、尊號を上らうとの御決心までなされ(寛政四年)其の趣を所司代に告げさせられた。然るに幕府は飽くまでも強く尊號の儀を御止め申上げ、尙「此の事件に就いて間糺したい事もあるから、傳奏、議奏の役に在る公卿を江戸に下されたい。」との意味を申出た。傳奏とは幕府から奏上する事を取次ぐ役であり、議奏とは親しく天皇の御言葉を承つて、之を下に傳へ、又下から奏上する事を天皇に御取次する役である。天皇は幕府の反對が意外に強いのを見て、止むを得ず尊號の事を思ひ止まらせ給ひ尙御心ならずも幕府の請求を容れて傳奏正親公明、議奏中山愛親の兩人を江戸に下された(寛政五年)。幕府に於ては定信自ら兩郷を糺問した上、「尊號一件の取計不行届なり。」として、中山愛親には百日の閉門を、正親町公明には五十日の退塞を命じて京都に送還し、共に其の職を免じた。閉門とは晝夜共門の扉を鎖し、窓を開けて室内に謹慎し、當人は勿論他人の出入を禁ずるのであり、退塞は閉門よりは稍軽い罰で、晝は略閉門同様であるが、夜は竊に潜門から出入することを默許してゐたのである。定信が斯まで手厳しい取計をしたのは、矢張り一橋治済及び治済に心を寄せてゐる者共に、大御所問題を再び口にさせない様にしよとの下心からであつたであらうと思はれる。さもなくば天皇が尊號事件を御中止になつたからには、執念深く傳奏、議奏を詰問したり、罰したりするには及ばない筈である。さて典仁親王の御領は尊號事件の落着後(寛政五年四月)増されて三千俵(もとは一千俵)となつたが、其の翌年親王は御年六十二歳で薨せられた(寛政六年七月)。之より九十年の後に至つて第百二十一代明治天皇は親王に對して太上天皇の尊號と慶光天皇の諡を贈らせられた(明治十七年三月十九日)。

定信の辭職 寛政二年京都の御所が出来上つた頃から、定信は屢々辭職を將軍に願ひ出たが、家齊が『手離すことは出来ない。』と曰つて之を聽届けなかつた爲に、續いて其の職にゐたが、寛政四年九月露西亞の軍艦が北海道に来て貿易を願ひ出た（此の事の就いては、後幕府は之を許さずして歸國せしめ、同時に我が海岸の防禦に注意すべき必要を悟り、江戸近海の防禦は殊に大切であると云ふ譯で、其の視察を定信に命じた。そこで定信は寛政五年三月から四月に亘つて、伊豆、相模等の海岸を巡視したが、流石に儉約を獎勵した人だけあつて、御供は勿論、自分も腰辨當に草鞋履きで視察したのである。其の道中相模の根府川の關所を通過する時、何心なく定信が笠を冠つた儘通らうとすると、關所の番人大木多治馬が之を見咎めて『關所前では笠を脱ぐのが規定で御座います』と告げた。すると定信は「心得た」と曰ひながら笠を脱いで通過し、其の夜小出原に泊つたが、其の宿に伺つた小田原の家老に此の事を物語り、「番人の御蔭で過ちを免れることが出来た。どうぞ序に御禮を述べて貰ひたい。」と頼んだ。番人大木多の心懸も感心であるが、定信の心懸も敬服の至である。之が爲に小田原の城主（大久保）は間もなく大木多の席次を進め、其の祿をも増

してやつた。さて定信は此の視察後、又も辭職を思ひ立ち、「只今は幕府に人物が揃つて來て政治に事を缺かなくなりましたから、豫て身體虛弱な定信の辭職を御聽届け下されたい。」と願つた。家齊は容易に之を許さなかつたが、定信が重ねて辭職を願つた爲、同年七月に至つて終に之を聽届けた。併し「大事件がある時には登城して相談に與れよ。」と申渡し、定信登城の時、在職中の通り城門の番人には總下坐をさせることにしたのである。察するに定信は一通り幕府の政治を改革して自分の責任を盡したから、人に惜まれる中に其の職を退くのが得策であり、又身の健康を保つ所以とも考へ、尙口にこそ出さね、心の奥には大御所問題では將軍に反對し、尊號事件では天皇の御心に從ひ奉らなかつた申譯の意味が潜んでゐたのであらう。世には「質素儉約の獎勵や嚴重な取締の爲に不平を懷いてゐた大奥の女連中が、定信の江戸近海視察の留守に乗じて、將軍に讒言した爲であらう。」との説もある。定信が大奥に嫌はれてゐたのは事實であるが、夫が辭職の主なる原因では無いらしい。又「大御所問題以來、將軍と定信の意見が合はなかつた爲の辭職であらう。」との説もあるが、將軍が辭職を聽届けた際の申渡しなどを考へると、衝突の爲の辭

定信の辭職 寛政二年京都の御所が出来上つた頃から、定信は屢々辭職を將軍に願ひ出たが、家齊が『手離すことは出来ない。』と曰つて之を聽届けなかつた爲に、續いて其の職にゐたが、寛政四年九月露西亞の軍艦が北海道に来て貿易を願ひ出た（此の事の就いては、後）幕府は之を許さずして歸國せしめ、同時に我が海岸の防禦に注意すべき必要を悟り、江戸近海の防禦は殊に大切であると云ふ譯で、其の視察を定信に命じた。そこで定信は寛政五年三月から四月に亘つて、伊豆、相模等の海岸を巡視したが、流石に儉約を獎勵した人だけあつて、御供は勿論、自分も腰辨當に草鞋履きで視察したのである。其の道中相模の根府川の關所を通過する時、何心なく定信が笠を冠つた儘通らうとすると、關所の番人大木多治馬が之を見咎めて『關所前では笠を脱ぐのが規定で御座います』と告げた。すると定信は『心得た』と曰ひながら笠を脱いで通過し、其の夜小出原に泊つたが、其の宿に伺つた小田原の家老に此の事を物語り、『番人の御蔭で過ちを免れることが出来た。どうぞ序に御禮を述べて貰ひたい。』と頼んだ。番人大木多の心懸も感心であるが、定信の心懸も敬服の至である。之が爲に小田原の城主（大久保）は間もなく大木多の席次を進め、其の祿をも増

してやつた。さて定信は此の視察後、又も辭職を思ひ立ち、『只今は幕府に人物が揃つて来て政治に事を缺かなくなりましたから、豫て身體虚弱な定信の辭職を御聽届け下されたい。』と願つた。家齊は容易に之を許さなかつたが、定信が重ねて辭職を願つた爲に、同年七月に至つて終に之を聽届けた。併し『大事件がある時には登城して相談に與れよ。』と申渡し、定信登城の時には、在職中の通り城門の番人には總下坐をさせることにしたのである。察するに定信は一通り幕府の政治を改革して自分の責任を盡したから、人に惜まれる中に其の職を退くのが得策であり、又身の健康を保つ所以とも考へ、尙口にこそ出さね、心の奥には大御所問題では將軍に反對し、尊號事件では天皇の御心に從ひ奉らなかつた申譯の意味が潜んでゐたのであらう。世には『質素儉約の獎勵や嚴重な取締の爲に不平を懷いてゐた大奥の女連中が、定信の江戸近海視察の留守に乗じて、將軍に讒言した爲であらう。』との説もある。定信が大奥に嫌はれてゐたのは事實であるが、夫が辭職の主なる原因では無いらしい。又『大御所問題以來、將軍と定信の意見が合はなかつた爲の辭職であらう。』との説もあるが、將軍が辭職を聽届けた際の申渡しなどを考へると、衝突の爲の辭

職とも思はれない。兎に角定信は辭職後十九年、五十五歳で家を嫡子定永に譲つて樂翁と號し、筆墨を友として多くの書物を著し、第一百十九代仁孝天皇の文政十二年五月十三日七十二歳で卒した。其の墓は今東京市深川の靈巖寺に在る。後に至つて明治天皇は定信に正三位を贈らせられた。

家齊の全盛 定信辭職の時、將軍家齊は正に二十一歳。之より六十五歳に至るまで四十五年の間其の職に居つた。最初の中は定信の方針に従つて、政治に力を盡したが、打續く太平に狎れて何時とはなしに政治を怠り、又贅澤奢侈に流れて奥庭の池に有平糖の橋を架ける様なことまでした。其の大奥には六百六人の女が仕へてゐて華美を競ふ様になり、尙又子供が多くて、生れた數は五十五人(男子二十八人)。(女子二十七八人)。其の内成長したのは二十五人(男子十三人)であるが、之等を夫々大名連中に縁付けたのであるから、夫や是やて幕府の金庫は日寂しくなるばかりであつた。斯る間に京都に於て光格天皇は在位三十九年にして位を譲り給ひ、皇子が立つて九代仁孝天皇におなりになつた(文政十四年)。之より十年の後珍らしくも家齊は太政大臣に任ぜられた(文政十年)時に年は五十五歳。徳川の將軍中存生中に此の役

に任ぜられたのは家康、秀忠、家齊の三人である。當時世の中には大なる事變もなく、御膝下の江戸の戸口は日に月に増して繁昌してゐる上に、今又破格の昇進に預つた爲に、誰一人家齊の贅澤を諫める者は無く、皆世の太平を言上して將軍の意に忤はない様に努めた。自然家齊は得意になつて榮耀榮華に其の日を送り、平安時代に於ける藤原道長にでも比較すべき生活を續けたのである。上の好む所は忽ち下にも及び、世は再び武藝を忘れて遊藝に親しみ、儉約に遠ざかつて奢侈に近づき、眞面目な書物を嫌つて小説類を歓迎する様になり、寄席や芝居や料理屋などが繁昌する世の中になつた。八犬傳の作者として有名な瀧澤馬琴、道中膝栗毛の著者として名高い十返舎一九などが持て囃されたのは此の頃のことである。斯様に家齊時代には上も下も遊惰に流れてゐたが、幸にも天下は無事で、家齊が職を子家慶に譲つて隠居するより二月前に起つた大阪の大鹽騷動(天保八年二月)以外には、殆んど世を驚かす様な事件は無かつたのである。兎に角家齊は中年以後贅澤に日を送り、在職五十一年、六十五歳で隠居の身となり(天保八年四月)、其の子家慶が代つて第十二代の將軍になつた。時は仁孝天皇の天保八年八月である。察するに家齊は在職五十餘年の中、自



ら政治に當る様になつてからは、天下を太平無事なりと思ふてゐたであらうが、太平無事は表面のみで、裏面を見れば、尊王論者や國學者は頻に尊王思想を弘めて居り、蘭學者などは鎖國の不都合を説き、憂國の志士は國防を論じて居るといふ有様で天下の人心は頗る不安定になり、喜んで幕府の政治を迎へてはゐなかつたのである。其の上幕府の財力、武力も亦共に恃みとするに足らざる状態に陥つてゐたのである。後に至つて財力、武力の衰へてゐる徳川幕府は尊王思想と外交問題の爲に倒れたのであるから、太平と見られた家齊時代は、徳川幕府に取つては、其の滅亡の種を蒔いてゐる危険な時代であつたのであり、朝廷に取つては王政復古の目出度い根が培はれてゐる時であつたのである。して見ると家齊の全盛は、將に消えんとする前に、一時光を増す燈火に等しいものと評して差支はあるまい。

瀧澤馬琴 は明和四年六月江戸深川に生れた。幼より學問を好んで殆んど晝夜手に書を放たず、廣く和漢の書籍を讀んでゐた。或は旗本に仕へ、或は醫術を學び、或は漢學者に就いたこともあつたが、遂に小説家として一家を爲さんと決心し、天才とも云ふべき麗筆を歴史小説に揮ひ、二百五十餘種の書を著した。天下競ふて其の書を讀んだが、今に至るまで世に愛讀せられて居るものは「南總里見八犬傳」百五巻で、二十八年間を費して（文化十一年）

り天保十二年まで）書上げたものである。之によつて馬琴の名は海内に轟き、第百二十代孝明天皇の嘉永元年八十歳で歿した。墓は東京市小石川區若荷谷の深光寺に在る。

十運會一九 は駿府の生れ（安永四年）。本名は重田貞一、幼名は歳次郎。父を失つてから一時駿府の小役人を勤めてゐたが、程なく辭して大阪に行き、淨瑠璃作者となつて近松餘七と號し、二十歳にして江戸に移つた。並木千柳などと謀つて作つた「木下陰狹間合戦」によつて大いに其の名を知られたが、殊に世の歡迎を受けたのは「道中膝栗毛」（享和二年の著）で、彌次郎兵衛、喜多八といふ二人の變物が東海道旅行の失策談を書いた滑稽小説である。奇行の多い人であつたが、天保二年五十七歳で亡くなつた。

大鹽騷動 天保八年二月大阪に於て、大鹽平八郎（後素）と云ふ人が、貧民救助の爲に亂を起した。之を大鹽騷動と謂ふのである。もと大鹽平八郎は大阪町奉行の與力と云ふ役を勤めてゐた人で、文武兩道に通じた才子であつたから、町奉行を輔けて大いに其の技術を顯したが、後に己が役を養子格之助に譲つて、隱居の身となり（天保元年）塾を開いて多くの門人を教授してゐた。所が天保三年以來年々米穀不作の爲に、米價が次第に騰貴して天保八年には其の極に達し、貧民は之が爲に餓死する者が多かつた。江戸に於ては幕府が貧民救助の道を講じたが、大阪には此の事が無かつた爲に、貧民は目も當てられぬ惨狀に陥つた。そこで平八郎は先づ知人に其の救助方を勧めたが、元來大阪は利益に鋭い商業地であるから、米價騰貴に乗じて莫大の利益を占めんとする者こそ有れ、私財を投じて貧民を救はうとする者は無かつた。仍つて平八郎は子格之助に託して、貧民救済の建議書を町奉行跡部貞弼に差出した。然るに跡部は「尤もの事ながら、江戸に伺つた上ならては取計ひ難し」と答へて、容易に實行しなうにな

かつた。そこで平八郎は重ねて書面を差出し、「江戸に於ては既に貧民に金敷を施すこと二年に及んで居る。大阪でも早く米倉を開いて貧民に施し、然る後に委細の事情を幕府に達すればよい。之が却つて上への忠義である。」と論じた。所が頑固なる跡部は格之助に向つて「其方の父は狂氣したと見える。」と曰つて其の書面を突返した。平八郎は大いに怒り、自分の家財、書籍などを賣拂つて、其の代金を貧民に施したが、其の恩澤は極一小部分の貧民にしか及ばなかつた。そこで平八郎は同志を糾合して謀を定め、天保八年二月十九日の早朝、跡部が役宅を出るのを待つて先づ之を狙撃し、次に合圖によつて貧民を富豪の家に亂入せしむる手筈にした。然るに其の前日同志の中の或者が變心して、事の次第を町奉行に密告した。夫と悟つて平八郎は當日先づ火を我が家に放ち、更に市内各處に放火させ、混雜に紛れて貧民に掠奪を行はせた。併し町奉行の方では前夜より用意を整へてゐた爲に、貧民は十分の掠奪をなし得ずして追散され、平八郎父子は一時或家に妻を匿してゐたが、後に追手が向ふと聞くや、火を放つて自殺を遂げた。時に平八郎は四十六歳、格之助は二十七歳であつた。此の騒動は存外早く片附いたが、火事は十九日から二十一日迄續き、一萬八千二百五十餘軒焼失したのである。

**家齊薨す** 天保八年四月家齊は職を子家慶に譲り、江戸城西の丸に移つて大御所となり、同年八月家慶が四十五歳で第十二代の將軍になつた。併し家齊は矢張り政治の實權を握り、相變らず表面の太平を喜んで、榮華に身を持ち崩してゐた。所が翌年三月十日火を失して西の丸が焼失せた爲に、家齊は再び本丸に移つた。或人が「鯨(此)を焼いて隠居

は味噌をつけ」と譏つたのは此の時である。さて幕府は時の老中水野忠邦を西九普請總奉行として其の再建の工事を起したが、財政困難の折柄で、費用の出所が無かつた。色々苦心の末忠邦は御三家を始め諸大名などに手傳(寄)を命じて、同十年三月に之を造り上げた。そこで家齊は又もや西の丸に移り、贅澤を續けて同十二年閏正月六十九歳で薨じた。翌月上野寛永寺に葬られたが、朝廷は文恭院の謚を賜はり、正一位を贈らせられた。世に「大御所時代」と云ふのは家齊の隠居時代を指すので、江戸繁昌の極と見られた時である。併し内實は上も下も財政に苦み、しかも成る可く其の日其の日を愉快に暮さうとしてゐたのである。當時「宵越しの金は使はない。」と云ふのが、江戸子の誇りであつたが、實は使はふにも宵越しの金が無かつたのである。斯る有様であつたから、將軍家慶は家齊薨去の後、特に老中水野忠邦を信任して、所謂天保の改革を行はせたのである。

**水野忠邦と天保の改革** 水野越前守忠邦は水野忠政(家康)の四男忠守の子孫である。十代將軍家治の時(寶曆十二年)忠任(忠邦より)が肥前唐津の城主に移されて以來忠邦に至るまで四代の間其の領主であつたが、唐津の領主は老中を勤めることが出来ない先例であつた。然る

に忠邦は幼より文武の道に志し、品行も方正で、當時遊惰を事とせし大名連中からは「變物」と呼ばれる程に嚴格な人であつた。其の上政治家としても相當に智略が有つた爲に、老中となつて活動しようと思し、幕府に請ふて遠江濱松の領主に移された。時は仁孝天皇の文政元年で(家齊の)、二十六歳の時であつた。是より後忠邦は或は大坂城代となり(文政)或は京都所司代となり(文政)、更に轉じて西丸老中(將軍の後継を守り、西の丸)となり、終に天保五年に老中になつた。併し家齊の存生中は一向其の腕を揮ふことが出来なかつたのである。然るに家齊薨じて後、將軍家慶は深く忠邦を信任し、全力を盡して政治に當らせることにした爲に、忠邦は政治を改革して再び世を享保、寛政の昔に復しようと思し、天保十二年五月以後屢々令を出して頻に質素儉約と武藝の修養を奨励した。其の儉約令が頗る綿密で、高價な菓子類、料理、盆栽、燈籠、手水鉢、踏段、庭石等を禁じ、季節に先立つ野菜物の賣買をも禁じ、女の髪飾、男の手廻物(煙草入)より破魔弓、菖蒲刀、羽子板等に至るまで金、銀の金物、及び箔の使用を差止め、女髪結、遊藝の女師匠、料理屋の女中をも廢し、芝居場を遠ざけ、小説の出版を停止するといふ様に、何から何まで細な規則を作り、

之を犯す者は容赦なく罰することにした。儉約は結構なことに相違ないが、餘りに急に、しかも嚴重に取締まつた爲に、奢侈贅澤に馴れてゐた大奥の女連中は固より一般の者も、此の改革に不平を懷き、「水越の改革」と譏る者が多かつた。又一方に於て忠邦は、下總印旛沼の水を引く運河工事を大名に手傳はせて其の反對を受け、尙江戸、大阪の周圍十里以内在る諸大名の領地(飛地)を幕府の直轄地にしようとして其の怨を買ひ、非常に人望を失つた。併し將軍の信任の厚い所から、世間に不人望であるに拘らず其の職に居ることが出来た。然るに或日將軍が食事の時、養肴に新生薑が附けてないのを見て、御給仕に「生薑は取落したのか。」と尋ね、「此度の改革で生薑の栽培が禁ぜられたから御座います。」との返事を聞いて、「季節外れの早作の野菜は贅澤の一つ故、越前守の建議に同意したが、生薑の如き物を禁じたのでは無かつたのに」と語つた。此の話が夫から夫へと傳つて、「水越の改革は必ずしも將軍の同意を経たものばかりではない。」との聲が一時に幕府の内外に高まり、天保十四年閏九月に至つて終に其の職を免ぜられた。所が其の夜忠邦の屋敷に近寄つて石や瓦を投込んだ者が多かつたのである。此の一事でも忠邦が如何に不人望であつた

かが分る。斯様な次第で折角の改革も不成功に終り、印旛沼運河工事も中止となり、江戸大阪附近の土地一件も沙汰止となり、尙世の中は改革以前の状態に後戻りしてしまつた。然るに程なく外交問題が起つた爲に、忠邦は翌弘化元年再び老中となつたが、最早以前の勢力は無く、同二年再び免職となり、第二百二十代孝明天皇の嘉永四年五十九歳で卒した。明治維新前羽前山形の藩主であつた今の水野子爵家は忠邦の子孫である。「人間萬事波濤の如し。」と云ふ古語の如く、徳川幕府には屢々盛衰があつたが、天保の改革以後、其の勢は衰へるばかりであつた。其の上一方に於ては尊王論が高まり、又外國との關係が面倒になり、皇室の尊嚴を説く者、外交の方針を論ずる者、國防を議する者が、夫々其の聲を大にして幕府に反対し初めた、幕府は是等に對して随分嚴重な處分もしたが、終に其の大勢に拮抗することが出來ずして政權を返上するに至つたのである。随つて話は後に戻るが尊王論や外交關係を述べなければならぬ順序になつて來た。併し茲に章を改めて先づ吉宗以後に出た蘭學者の苦心を説いてから、其れ等の話に及ぶことにする。夫は我が國に於ける開國説は蘭學者仲間が生出したものであるからである。

### 第五十章 蘭學者と其の著述

蘭學の端緒 既に第四十七章に述べた通り、八代將軍吉宗が禁書の令を弛め、且青木文藏をして蘭學を修めしめたのが日本に於ける蘭學の緒であるが、茲に夫以後に於ける蘭學の大勢を窺はんが爲に、有名な蘭學者の事蹟を述べよう

前野良澤 豊前中津の奥平家の藩醫に前野良澤と云ふ人があつて、江戸鐵砲洲(今の築地新築)に住んでゐた。享保八年(吉宗時代)の生れであるが、幼にして兩親を失ひ、母親の里で育てられた。物に無頓着な性質で、尺八を吹くのを樂みにしてゐたが、或日『男子須らく人の魁となる覺悟無かるべからず。』との訓戒を受けて大いに感動し、醫術の傍ら頻に讀書に耽る様になつた。所が一日和蘭の書物を見て、つくづく異様の横文字を眺めながら「等しく人間の讀み得る文字であるからには、研究すれば讀めるに相違あるまい。」と思ひ込み、青木文藏の門人になつた。時に明和六年(十代將軍家治の時)で良澤は四十七歳であつた。文藏は當時五、六百の和蘭語を知つてゐたのみであつたが、悉く之を教へて置いて、其の年七十二

歳で亡くなつた。そこで良澤は藩主の許可を得て長崎に遊學すること二回、其の道中筑前の太宰府神社に參詣して、『自分は蘭學の研究に従事するが、決して名譽や利益を得んが爲では無い。蘭學に精通したさの一念より外には何も無い。』との意味を天満宮に誓つたのである。江戸に歸つて後は一室に閉ぢ籠つてゐて其の研究に全力を注いで居る所から、同役の人々が『前野は不埒者、一向出勤しない。』と、譏る様になつた。然るに藩主は嘗て良澤に『二兎を追ふ者は一兎を得ず、其方は蘭學を以て一家を爲せ。』と諭したことがあつた位だから、『良澤は和蘭の化物と心得て捨置け。』と曰つて少しも咎めなかつた。之を聞いて良澤は大いに喜び、蘭化と號することにし、麥飯に卵の花(豆腐のオカフ)、唐辛子を御菜にし、時々焼酎を飲みながら、一心不亂に蘭學の研究を續けてゐた。さて茲に良澤と同じく心を蘭學に寄せ、良澤と共同して一大事業を完成した人があつた。夫は杉田玄白と云ふ人である。

杉田玄白 は若狭小濱の酒井家に仕へてゐた外科醫者である。江戸牛込矢來町の酒井家の邸内に住んでゐて、平凡に日を送つてゐたが、十八歳の時全力を家業に盡さんことを父に誓ひ、幕府の醫官(西玄哲)に就いて醫學を修めた。然るに杉田家は元來和蘭流の外科醫で

あつたから、玄白は毎年長崎から江戸に來る和蘭商館長を其の宿に訪ひ、隨行の和蘭醫者に治療法を聞くことにしてゐたが、其の際前野良澤も其の宿に來る爲に知合になつた。其の頃玄白はまだ蘭語を解し得なかつたのであるが、蘭文の人體解剖書を得て其の圖を見ると、漢方醫書に示してある圖とは内臓の位置が違ふので其の正否を實驗しようと考えた。幸ひ江戸市外の南千住小塚原で折々行はれる罪人の屍體の解剖によつて疑問を解決しようと思ひ、豫て知合の良澤と共に出懸ける約束をした。さて當日玄白が小塚原で例の解剖書を示すと、良澤も懷中から同じ書物を出して見せた。やがて穢多が出て來て屍體の解剖を始めた。兩人は圖と實物とを見較べたが、寸分の相違が無いのに感服し、歸る道中玄白が『我々は御互に祿を戴く藩醫で、病氣とあれば直様藩主をも診察しなければならぬ身の上。然るに内臓の位置をさへ知らぬ様では申譯が無いから、此の本を讀んで見たいと思ひますが、之を讀む工夫は無いでせうか。』と話しかけた。すると良澤は『私は多少讀めるから。御志があるならば共に研究しようではないか。』と答へた。玄白は驚き且喜んで『願ふても爲い仕合せ、然らば明日より御教を願います。』と約束して別れた。時は明和八年

三月で、良澤は四十九歳、玄白は三十九歳の時であつた。

解體新書 さて玄白は鐵砲洲の屋敷に通ふて、良澤の教を受けつゝ、解剖書の翻譯を始めたが、固より良澤も譯し兼ねる所が多く、時には一日に一行の翻譯も出来ない場合が少くはなかつた。然るに此の事を聞付けて幕府の外科醫桂川甫周など數名が仲間に加はり、毎月數回會合して研究を重ねることになつた。一同は其の日を待兼ねて會合研究を續け、良澤の翻譯を玄白が書取りつゝ、四年間に草稿を改訂すること十一回、終に安永三年(家治)に其の翻譯書を出版することが出来た。有名な『解體新書』が即ち夫で、之が翻譯書出版の最初である、其の譯者の第一として擧ぐべき人は、良澤に相違ないが、解體新書を見ると、玄白や甫周の名は出て居るが、良澤の名は出てゐない。夫は嘗て良澤が『名譽や利益の爲に蘭學を研究するのでは無い。』と神に誓つたことがある爲に、故ら名を出させなかつたのである。實に敬服すべき人柄である。斯様な心懸であつたから良澤は終に蘭學の大家と崇められる様になり、八十一歳で享和三年十一月(家齊)に歿したが、明治二十六年十二月に至つて正四位を贈られた。次に玄白も亦終に蘭學の大家となつて文化十四年四月八十五歳で

歿し、明治四十年十一月に至つて正四位を贈られた。さて此の兩人に師事した人の中、最も名高いのは大槻玄澤である。

大槻玄澤 は仙臺の藩醫で磐水とも云つた人である。十三歳にして和蘭流の外科醫建部清庵の門人となり、後江戸に出て杉田玄白の弟子になつた。當時玄白の家には蘭語を習つて居る門人も少くなかつたから、玄澤は和蘭語をも習はうと志し、教を玄白に請ふた。然るに玄白は『蘭學は甚だ困難なものであるから、醫術の修業のみにして、横文字の研究は斷念するがよからう。』と曰つて許さなかつた。そこで玄澤は同門の蘭學修業者が横文字を研究して居るのを見真似ながら、普通の者が一、二年も費す所を僅か二、三箇月で覺えた。之を聞いて玄白は其の非凡な頭腦に驚き、『夫程の學才が有るならば、蘭學も習ふがよいが、自分よりも前野先生に就くがよろしい。』と曰つて紹介状を與へた。早速玄澤は前野良澤を訪問したが、良澤は面會して呉れなかつた。併し玄澤は根氣強く訪問を續けて、凡そ十遍許りも行つた。其の篤志を認められて、終に入門を許され、蘭學に關する良澤の研究を殘らず傳授して貰つた。併し玄澤は尙も満足せず、態々長崎に下つて其の研究を續け

た上江戸に歸つてから『蘭學階梯』と云ふ書物を著して之を出版した。此の書物は蘭語獨案内とても云ふべきもので、和蘭文字や蘭語の綴方及び文法、會話などを書き、振假名を以て横文字の發音を示し、其の譯語をも附けたものであるから、和蘭語早學びと云つても差支の無いものである。兎に角之が日本に於ける横文字書籍出版の始めて、天明三年(家治)の出版。此の時玄澤は二十七歳であつた。さて此の書物が出てから、世間一般の人々が和蘭文も讀めば讀み得るものと心得る様になり、蘭學に志す者は競ふて玄澤の門に集ることになつた。多くの門人中特に大專業を仕遂げたのは稻村三伯である。併し其の話は後に廻して、玄澤の話が続ける。玄澤は天明六年擢んでられて仙臺侯の侍醫となり(時に三)、更に文化八年幕府の命によつて蕃書和解御用となり(時に五)、或は和蘭の百科全書を譯し、或は和蘭人風説書(和蘭の報告書)を翻譯して西洋の事情を紹介し、又凡そ二百部の書物を著して、文政十年七十一歳で歿した。高輪の東禪寺に葬られたが、明治四十四年六月に至つて正四位を贈られた。子磐溪は昌平黌出身の儒者であつたが、夙に父の學問をも受繼いでゐたから、善く西洋の事情にも通じ、外交問題が起つてからは開港説を唱へ、晩年には明治時代の一

文豪として世の尊敬を受け、明治十一年七十八歳で歿した。今日隠れたる學者とした將又多藝多能なる物識として有名な大槻如電氏及び辭書「言海」の著者として名高い文學博士大槻文彦氏は共に磐溪の子である。

稻村三伯とハルマ和解 因州鳥取池田家の藩醫に稻村三伯と云ふ人があつた。蘭學階梯を見て大槻玄澤の門人となり、蘭和辭典の編纂に志した。幸ひ玄澤の藏書中に佛蘭西人フランソイス、ハルマの作つた蘭佛辭典があつた爲に、其の中の蘭語を書抜き、玄澤を始め、其の頃江戸にゐた蘭學者を歴訪して聞き得た譯語を書入れ、遂に木製横文字活字を以て、ハルマの辭典の原語のみを三十部印刷し、之に一々譯語を書入れて、「ハルマ和解」と名付けた。和解とは『日本語に言ひかへる』と云ふ意味である。之が蘭和辭典の最初のもので、寛政八年に出來たのである。之より蘭學に志ある者は此の辭典を全部寫したものであるが、文化七年に至り其の門人藤林泰輔(山普)がハルマ和解の抜粹を百部出版した。之が蘭和辭典出版の始めてである。翌文化八年正月に三伯は五十四歳で歿したが、此の人の御蔭で蘭學の修業が餘程便利になり、蘭學に志す者も多くなつた。そこで幕府でも此の年江

戸淺草の天文臺中に始て翻譯局を設けて和蘭物の翻譯を始めた。大槻玄澤が蕃書和解御用を命ぜられたのは此の時である。斯様な次第で上も下も蘭學に心を向け、西洋の事情に注意する様になつたが、蘭學の心得ある人の中から、鎖國の非を悟つて開國説を主張する志士が出た。併し鎖國に凝固つてゐた幕府は、其の職に居らずして國家の大事を議し、以て民心を惑はすは不届なり。』として是等の志士を處罰したのである。此の事については尙後に述べるが、茲には日本に於て開國説を説く人を生出した蘭學の發達に功の多かつた人々の略傳を述べたのである。仍つて更に章を改めて、徳川幕府に一大打撃を與へた尊王論を述べることにする。



### 第五十一章 國學者と尊王論者

國學と尊王思想 徳川幕府が其の安全を圖る爲に、上に對し下に向つて有らゆる工夫を凝らしても、古來我が國民の心の奥に潜んでゐる尊王心を除き去り得なかつた事は既に第四十三章に述べた通りである。併し幕府の勢の盛んな時に、尊王論を口にすれば、家を滅ぼし、身を滅ぼすことになる爲に、皆口を結んでゐたのである、然るに家齊以後幕府が衰運に向ふと同時に、尊王論者が其の聲を大にして、幕府の不當なることを論ずる様になつた。茲に其の以前に於て先づ尊王思想を徐に弘めてゐたものを求めると、國學の研究者が其の一つである。國學とは専ら國語に基いて、我が國の古史、古文を研究する學問であるが、其の緒を開いたは僧契沖である。

契沖 は攝津國尼崎の藩主青山幸利の臣下川元全の子で、寛永十七年の生れである。五歳の時母が讀聞かせるのを聞いて百人一首を誦記する程の記憶力を備へてゐた。十三歳にして髪を削り、高野山に登つて佛學を學び、業成つて後尼崎附近の寺に住み、老母に對し



て有らん限りの孝養を盡したが、母の歿後大阪に移り、専ら著述に従事して元祿十四年に亡くなつた(六十)。契沖は夙に和漢の書籍を讀漁り、殊に歌學に長じて奈良時代の歌集たる萬葉集に精通してゐた。水戸の徳川光圀は其の學徳を慕ふて之を聘用しようとしたが、契沖は之に應じなかつた。併し光圀の命によつて大阪に來た學者安藤爲章に其の學を傳へ又光圀の依頼に應じて萬葉集の註釋本(匠記)を作つた。之に對して光圀が御禮の金品を贈ると、契沖に少しも之を私せずして、寺の修繕と貧民の救助とに用ひたと云ふことであるから、其の人柄の一端を窺ふことが出来る。明治二十四年に朝廷は國學を中興した契沖の功績を認めて正四位を贈られた。

荷田春滿 契沖よりも稍後れて名を揚げた國學者は荷田春滿である(寛文八)。父祖の業を承けて伏見稻荷の祠官を勤めてゐたが、大いに國學を研究して國史、律令、古文、古歌等に精通し、多くの門人に教授してゐた。享保年中江戸に下り、八代將軍吉宗の内命によつて或は古い書物の正邪を鑑定し、或は將軍の侍臣に教授してゐた。數年の後病の爲に伏見に歸り、國學の學校を京都に建てようと企てたが、其の志を遂げずして歿した。時は元

文元年で(吉宗時代)、年は六十九歳であつた。契沖と并べ稱せられる國學者で、大正八年從三位を贈られた。其の門人中最も有名な人は賀茂真淵である。

賀茂真淵 は遠江國濱松近在の神主の家に生れたが(元祿)、長じて後濱松の六陣館(梅谷甚三郎の養子になつた。然るに性來の學問好で常に讀書に耽つて居る所から、養父には嫌はれたが、其の妻は真淵の非凡の學才を知つて、其の修業を勧めた。そこで真淵は三十歳にして京都に上り(享保)春滿の門人となつて、一意専心國學を研究した。居ること五年春滿の歿した翌年(元文)濱松に歸り、更に其の翌年(元文)江戸に出て國學の教授を始めたが、時に年は四十二歳。就いて學ぶ者は數百人に達し、其の評判が一時に高まつて、遂に將軍吉宗の子田安宗武に仕へることとなつた(延享三年)。之より十五年の後(寶曆十年)田安家を辭して日本橋區濱町に住み、家を縣居と號して國學の教授と著述に従事し、明和六年十月七十三歳で歿して品川の東海寺に葬られた。實に真淵は契沖が種を蒔き、春滿が培養した國學の實を收めるのを己が責任として全力を國學に盡し、數多有爲の門人を養成し、又七十有餘種の著述を遺して後世を益した國學の大家である。夫故世間では「真淵の前に

眞淵なく、眞淵の後にも眞淵なし。』と謂つたのである。明治十六年朝廷は眞淵に正四位を贈り、更に明治三十八年に至つて從三位を贈られた。其の門人に有名な人が多かつたのであるが殊に名高いのは本居宣長と塙保己一である。

本居宣長 は享保十五年(吉宗時代)伊勢の松阪に生れた。幼より非凡の記憶力を備へて學問を好み、二十三歳の時(寶曆二年)京都に上つて先づ漢學を學び(堀景山を師となす)、尙二十五歳の時(寶曆四年)から小兒科の醫術を習つた(武川幸順を師とす)。かくて二十八歳の時(寶曆七年)松阪に歸つて小兒科醫を開業したが、餘程治療が巧であつたと見えて、活藥師と稱せられた。然るに歸郷の前年(寶曆六年)契沖の著書(古今餘材抄)を讀んで、始めて國學に志し、更に醫術開業の年眞淵の著書(冠辭)を見て、益々其の志を固くし、病家往診の駕籠の中でも國學に關する書物を手放さなかつた。かくの如くにして古史、古文を研究する間に、我が國體の優秀にして皇室の尊嚴なる所以を悟り、當時の漢學者に動もすれば支那を尊んで我が國を卑しむ風あるを憤慨してゐた。然るに三十二歳の時(寶曆十一年)日頃敬慕せる賀茂眞淵が山城、大和、伊勢を旅行して江戸に歸る道中、松阪に泊つた爲に宣長は眞淵を其の宿に訪ふて、平生の疑

問を質し、更に師弟の約を結んで別れた。其の後は常に文通によつて教へを受けながら、國學を勵んだ所から、眞淵が歿して後には、宣長の右に出づる者は無かつた。自然宣長に就いて教へを乞ふ者は日に加はり、門人の數は凡そ五百人に及んだのである。至つて根柢強い手まめな人であつたから、多くの門人を教へつゝ、一方に於ては自ら筆を執つて様々の著述に耽り、倦んだ時には、豫て集めて置いた色々な鈴を鳴らして心を慰めてゐた。夫故其の書齋を鈴の屋と名付けた。かくて其の評判は日に高まるばかり、遂に藩主たる紀伊和歌山の徳川家に召されて古文や古歌の講義をした。時に年は六十五歳(寛政六年)居ること一箇月餘で之を辭したが、之より四年の後に、宣長の著書六十餘種の中最も名高い古事記傳四十九冊が出来上つた(寛政十年)。古事記傳は日本最古の書物たる古事記の解釋書で、我が國古代の歴史、風俗、言語等を知るに最も重寶なもの。三十五歳(明和元年)の時から三十五年の日子を費して書上げたものである。其の根柢は到底普通の人の及ぶ所ではない。斯の如くにして宣長は口に筆に國學を説き、尊王心を弘めてゐたが、七十一歳(寛政十二年)の時、松阪の西約五十町なる山室山の妙樂寺に請ふて同山上に墓地を定め、尙葬式の仕方、墓の拵へ方

などまでを細々と認め置き、翌年(享和)九月七十二歳で歿した。今其の墓に参拜して見ると塚の上に山櫻が一本植わつて居るが、之も遺言状によつたのである。生前頗る櫻の花を愛し、嘗て自ら己が像を畫き、之に「敷島の大和心を人間はば朝日に匂ふ山櫻花」と書付けたことがある。其の畫像は今も妙樂寺に傳はつて居る。又宣長の家は今移されて松阪公園内に現存し、其の傍の倉庫には宣長自筆の著書、遺物などが澤山保存してある上に、其の屋敷址も同町内に遺つて居る。明治の朝廷は宣長が國學を大成し、尊王思想を弘めた功績を認めて、先づ正四位を贈り(明治)更に従三位を贈られたが(明治三)、松阪では同公園内に山室山神社を建て、宣長を祀つて居る。門人中殊に名高い人は平田篤胤であるが、其の略傳は宣長と同門の關係ある堀保己一の次に述べることにする。

**堀保己一** は武藏國兒玉郡保己野村に生れた(延享三年)可愛相に三歳の時病みついた病氣が本となり、五歳にして盲になつた。其の上十二歳の時母を失つて泣暮してゐたが、或時江戸に太平記一部を讀んで居る爲に、多くの家へ出入して尊敬せられて居る者があるとの話を聞き、「全部四十巻に過ぎない太平記を讀誦して名を揚げ得るならば、盲と雖も一身一家を立て得る筈。自分も江戸に出て修業を積まう。」と決心し、父の許を受けて家を出たが年は僅に十三歳であつた。さて江戸に出て堀須賀一といふ檢校(盲を支配)の門人となり、先づ琴、三味線などを習つた

が、何回教へられても覺えることが出来ず、按摩や鍼を稽古して見ても、一向上達しない。爲に須賀一も一時は之を持餘したが、琴歌などの記憶の確な所を見込んで、學者に就けて和漢の書物を讀覺えさせることにした。所が如何なる書物も一二度讀聞かすれば、殆んど一字も誤ることなく覺え込み、其の上達の早いことは呆れるばかりであつた。そこで最初の希望通り學問を以て身を立てることとなり、二十四歳にして賀茂真淵の門人になつた(明和六年)真淵も大いに其の學才に感じつつ教授してゐたが、其の年に歿した爲に、保己一が真淵の教を受けたのは、僅半年ばかりに過ぎなかつたのである。三十歳の時(安永)師匠須賀一の姓を貰つて堀と名乗り(舊姓は)益々學問に勵み三十四歳(安永)の時、古來の名著を纂めて出版し、尙進んで檢校の職に上らんと志し、天満宮に祈誓を込めて奮勵した、其の甲斐あつて、三十八歳で檢校になることが出来(天明)、就いて國學を學ぶ門人も多くなつた。さて或年夏の夜門人に講義を聞かせて居る時、吹込んだ風が燈火を消した。門人が「暫く御待ち下さい。火が消えました。」と云ふと、保己一は笑ひながら「さても目あきは不自由な者だねえ。」と曰つたと云ふことである。其の宅が麹町の番町に在つた所から、「番町で目明き盲に物を聞き」とか「目は無いが鼻は(堀)名高い學者なり」などとの評判が立つ様になつた。かくて寛政五年(家齊時代)幕府の許を受けて和學講談所を麹町に建て、國書の講習及び其の調査編纂を始め、一生を國學の研究に送つて文政五年七十七歳で亡くなつた。其の墓は今東京市四谷區寺町の愛染院に在る。其の手に成つた書物の数は非常に澤山あるが、最も有名なのは群書類從六百三十六冊、續群書類從千八百七冊である。

**平田篤胤** は秋田藩士大和田清兵衛の第四男で、後桃園天皇の安永五年(家治)今の秋田

市に生れた。八歳の時から(天明)同藩の儒者(中山)に就いて漢學を學び、十一歳にして(天明)叔父(大和田)を師として醫學を修めたが、其の上達は頗る早く、當時既に非凡の俊才たることを示してゐた。然るに不幸にして早く實母を喪ひ、繼母に事へる身の上となつた。繼母は篤胤の剛膽にして、人に屈せざる性質を憎んで甚だしく虐待した。負嫌ひの篤胤は之に堪へずして、僅かの旅費を兄に貰ひ、江戸に向つて出發した。時は寛政七年で、年は二十歳であつた。道中屢々飢渴に苦みながら或る渡場に着いたが、囊中無一物になつてゐた爲に、無賃の渡船を船頭に哀願した。併し船頭がすげなく之を刎付けた所から、篤胤は着物を脱いで之を頭に括り付け、水中に飛込んで泳ぎ始めた。之を見て船頭は「渡してやらう。」と聲を懸けた。すると篤胤は「情知らずの力を借りるものか。」と大喝して對岸に泳ぎ着いた。斯の如くにして漸く江戸に出ては見たが、固より頼るべき親戚も知人も無い。已むを得ずして大八車の車夫となり、或は消防夫となつて勞働してゐたが、仲間の者が長の意に逆らふ毎に容赦なく打殺されるのを見て、長く身を置くべき處に非ずと悟り、遂に脱して伊優團十郎に弟子入を請ふた。團十郎は快く之を承諾し、篤胤の博學に感じて我

が子の師とし、又屢々劇場に出入して淨瑠璃本の誤りを訂正させ、極めて親切に待遇した。併し伊優仲間の不品行を見て篤胤は之を辭し、常磐橋外の或る商店の炊夫になつた。炊事場には夜通し明りが有る爲に、炊事が終ると、晝も夜も書物を読んでゐた。其の頃常磐橋見付の勤番役であつた備中松山の領主板倉侯が其の聲を聞付けて之を取調べ、其の篤志に感じた餘り、家臣平田藤兵衛をして當時二十五歳の篤胤を養子にさせた(寛政)、さて一日篤胤は何心なく買求めた反古の中から古事記の古本を見出し、之を讀んで始めて我が古史、古文の研究に志し、更に本居宣長の著書を見て、益々其の志を固くし、遂に享和元年七月伊勢の松阪に行つて、宣長の門人になつた(二十)。然るに本居門下の人々が篤胤の氣風を憎んで惡口を言つた所から、親しく師匠の教へを受けることを得ず、不愉快に日を送つてゐる中に、宣長は同年九月に歿してしまつた。已むを得ずして江戸に歸つたが、矢張宣長を師匠と思ひ込み、其の著書を読んで國學に勵み、神を敬し、皇室を尊崇する美風を弘めるのを己が任となし、次第に増える門人を教へるかたはら、頻に書物を著してゐた。然るに其の後藩主板倉侯は財政不如意の爲に、渡すべき祿を平田家に渡さなくなつた所から、篤

胤は板倉家の家臣たることを辭して、其の許しを得た(文政六年)。すると加賀の前田家を始め、多くの大名が召抱へようと申込んだが、篤胤は『大名に仕へてゐては、自由に研究が出来ない。』と曰つて之を謝絶し、自分の著書を天覽に供しようと思ひ立つて其の年(文政六年)京都に上り、手蔓を求めて數部の著書を光格上皇及び仁孝天皇に献上した。すると朝廷から『天覽叢書の四字の印を其の書物の巻頭に押すべし。』との勅許が下つた。實に名譽なことである。夫より紀州和歌山に至り、當時國學を以て其の地の徳川家に仕へてゐた宣長の養子大平(明治時代に東京侍講を勤めてゐた國學者本居豐穎の祖父に當る)に面會して宣長自作の笏を與へられ、更に大和を遊覽し、伊勢神宮に參拜の後、山室山に宣長の墓を弔つて、

東の間も忘れずあれば今日殊に偲び申さん言の葉もなし

なきがらは何處の土となりぬとも魂は翁のもとに行かなん

といふ和歌を詠じた。是によつても篤胤が直接教を受けた人にも増して宣長を尊敬してゐたことが分る。さて篤胤は松阪に立寄つて宣長の實子番庭をも訪ひ、筆、墨など宣長の遺物を貰ひ受けて、其の年の暮江戸に歸つた。是より篤胤の評判は益々高まり、尾張、水戸、

田安等の諸家から招聘せられたが、之に應ぜずして著述に従事してゐた。六十三歳の時(天保九年)秋田の藩主佐竹侯から『舊姓大和田を名乗るに及ばず、平田姓の儘で差支は無いから、再び秋田の藩士になりくれよ。』と懇望せられた。何分舊藩主の懇望であるから、之を否み兼て其の藩士となつたが、著書の中に幕府の意見に反するものが有つた所から、其の書物は絶版を命ぜられ、尙國元に歸るべしとの幕府の嚴命を受けた爲に、六十六歳で秋田に歸り(天保十二年)夫より二年の後六十八歳で亡くなつた(天保十四年)。其の墓は今も秋田市外の手形山に在る。篤胤一代の著書は百餘部に上り、春滿、眞淵、宣長と併せて國學の四大人と稱せられて居る。明治十六年二月朝廷は正四位を贈られ、明治四十二年秋田縣教育會は秋田市内に彌高神社を建て、篤胤と佐藤信淵(嘉永三年八十二歳で歿した農政學者)とを合せ祀つた。

國史と尊王思想 水戸黃門光圀が多くの學者を集めて編纂に着手した大日本史が尊王心鼓吹の上に大功のあつたことは、既に第四十三章に述べた通りであるが、茲に徳川幕府の全盛期と稱せられた家齊時代に當り、無位無官の漢學者にして、我が國の歴史を研究し、妙筆を揮つて日本外史、日本政記等の書を著し、治亂興亡の跡を記しつゝ、巧に日本古來の

美風を示し、讀む者をして知らず識らずの中に、尊王の大義を會得せしめた偉人がある。有名な頼山陽が即ち其の人で、尊王心の培養上關係深き國史學者として光圀と並べ稱せられ、其の著書の一たる日本外史の如きは、大日本史と共に萬古不朽の名著として、今に至るまで廣く世人の愛讀する所となつて居るのである。

頼山陽 名は襄、字は子成、通稱は久太郎。山陽は其の號である。父は春水と云ふ漢學者で、安藝國竹原(廣島縣賀茂郡竹原町)の人。大阪に出て漢學の教授をしてゐる際、光格天皇の安永九年(家治)に山陽が生れたのである。其の翌年春水が藩主淺野家に召されて藩學の教師となつた爲に、山陽は父に連れられて廣島に移つた(天明)。幼より學問を好んで、其の上達頗る早く、十三歳の時詩を作つて、當時江戸の藩邸にゐる父に送つた(寛政)。寛政三博士の一人たる柴野栗山が其の詩を見て「春水氏は良い子を持たれた。是に歴史を讀ませて指導すれば、文學の大家にすることが出来るに相違ない。」と賞讃した。山陽は之を傳へ聞いて益々奮勵し、十八歳にして叔父(稻香坪)に隨つて江戸に出て、尾藤二洲の門人になつた(寛政)。居ること僅かに一年に過ぎずして、翌年再び廣島に歸り(寛政)、専ら讀書に従事し

た。かくて三十二歳の時(文化)京都に上つて塾を開き、多くの門人を教授してゐたが、文、詩、書、畫共に巧であつた爲に、大いに其の名聲を博し、遂に京都を永住の地と定めた。所が三十七歳の時(文化)父春水大病の報知を受けた。其の時山陽は門人を集めて、莊子の講義をしてゐたが、之を中止して直ちに出發、京都、廣島間百里の道を五晝夜で駆付けたが、父の臨終の間に合はなかつた爲に、悲歎遣る方なく、是より終身莊子の講義をしなかつた。葬式後再び京都に歸つたが、三十九歳の時(文政)廣島に赴いて、懇に父の三回忌を營んだ上、九州に遊歴し、到る處に詩、文を残した。天草富岡附近の風景や、豊前耶馬溪の奇勝が天下に知渡つたのは、全く山陽の筆の御蔭である。翌年(文政)母を奉じて京都に歸つたが、日頃儉約を重んじてゐたに抱はらず、母の爲には少しも金錢を惜しまず、懇切に至らざるなき優遇を盡した上廣島に送り還した。是より年々廣島に母の機嫌を伺ふのみならず、屢々母を京都に迎へて自ら近畿地方の名勝に案内し、有らん限りの孝養を盡した。然るに惜い哉、山陽は天保三年肺を病み、母に先立つて歿した。時に年は五十三歳、其の墓は今も京都東山の長樂寺に在る。明治二十四年に至つて朝廷は山陽に正四位を贈ら

れたが、之は山陽が尊王心の鼓吹を一生の事業として、日本外史、日本政記などを著した功を認められた爲である。日本外史は二十二卷より成り、源平兩家の起りより徳川家齊に至るまでの歴史を述べて、武家興亡の由來を説き、之に痛快なる批評を加へて順逆を明かにしたもので、其の著述に凡そ二十年を費したものである。日本人の書いた漢文の書物も随分洋山あるが、日本外史の如く長く長く愛讀せられて今日に及んで居るものは他に無いのである。日本政記は山陽晩年の著で、十六卷より成り、神武天皇より後陽成天皇に至るまでの政治の歴史を述べたものであるが、政治史を述べつゝ之に對する批評の論文を挿み、殊に心を所謂南北朝問題に凝めて、南朝の正當なる所以を辨じたものである。肺病に罹つて血を吐きながらも、眼鏡を外さず原稿を手にして其の添削を止めなかつたが、急に見護の者に「暫く静かにしてくれ。假眼をするから」と曰つて筆を擱き、眼鏡を懸けた儘眠るが如くにして亡くなつた。死際に至るまで筆を執つた山陽の氣力は實に敬服の至である。當時稀なる大學者たり、大歴史家たり、大文章家たり、大批評家たる山陽が心血を注いだ著述が、世人をして武家政治の不當なる所以を知らしめ、終に王政復古の大業を完成

せしむるに至つた一つの原因に數へられるのは誠に故ありと謂ふべきである。

**尊王論者の活動** 國學や國史の研究が進むにつれて、我が國體や皇室の尊嚴なる所以が明かになる爲に、國學者も歴史家も、武家政治を以て、我が國體に反する變態の政治なりと悟り、結局政權は幕府より朝廷に返上せしめるべきものと考へる様になつた。併し幕府を憚り、身の上を氣遣つて、口に筆に皇室の尊崇すべき所以を述べるのみで、幕府を諂ふことは故ら之を避けてゐた。爲に事無きを得て天壽を全うすることが出來たのであるが、尊王の裏面には、幕府の賤しむべき所以が潜んで居る。自然尊王思想が弘まるにつれて、幕府を倒さんとする者が出るのは當然であり、又臆面も無く幕府の非を攻撃すれば、危険の身に逼るのも明かである。茲に先づ述べんとする竹内式部は尊王倒幕の活動を試みた最初の人である。

**竹内式部** は中御門天皇の正徳二年(六代將軍)越後國新潟の醫者の家に生れた。幼年時代の事は不明であるが、享保十三、四年頃十七、八歳で京都に上り、徳大寺家に仕へながら、松岡仲良及び其の師玉木葦齋并に若林強齋などに就いて學問を修めた。然るに玉木葦

齋は敬神、尊王を主唱してゐた漢學者山崎闇齋の門人であり、若林強齋は楠木正成を景慕する餘り其の書齋を望楠軒と稱した程の學者であるから、式部は敬神、尊王の實を擧げんと志さず様になり、業成つて後熟を開いたが、誰に憚る所なく尊王の大義を説き、皇室を盛んならしむべき道を教へ始めた。所が徳大寺家を始めとして多くの朝臣は其の説を喜んで、式部の門人となり、謹んで其の教を受けた。随つて式部の名は日に高まり、公家以外の門人も日に月に増して、遂に數百人の多きに達した。式部が朝臣に向つて力説した要點は

「日本古來の學問に於ても、漢學に於ても、天子を至尊と稱して、最も尊きものとして居る。然るに今の世の中は、將軍あるを知つて、天子あるを知らざる有様になつて居る。之は畢竟歴代の天皇も學問の御修業足らず、關白以下の諸臣も亦學に暗く、不徳であつた爲に外ならない。若し天子より諸臣に至るまで、學を勵み、徳を琢かば、天下の人心は自ら朝廷に集り、將軍も政權を返上するに至るべきである。」

と云ふに在つた。時の帝は第五十代桃園天皇と申し、御年七歳で御即位なさつたが(延享四年)

幼より學問を好ませ給ひ、寶曆五年十五歳の時から、朝臣中の學者を召して漢學の講義を御聞きになり、續いて日本古代の書物の講義にも耳を傾けさせられた。然るに御進講中上げる朝臣は、式部の門人であるから、式部の説は自ら天聽に達し、天皇も大いに其の説を信じ給ふに至つた。然るに式部を嫉める者が『式部は公家に軍學、武術を教ふる曲者なり。』と告訴した爲に、寶曆六年十二月京都所司代は式部を捕へて糾問した。併し式部の説く所は敬神尊王で、毫も怪しむべきものが無い爲に無罪となり、前の如く公家に教授し、其の翌年には『奉公心得書』を作つて、之を門人に贈り、皇室の尊嚴なる所以と臣下の心得とを示し益々世の尊敬を受くるに至つた。然るに有力なる公卿中、幕府の勢を恐れるの餘り、式部の説を忌む者は、式部を京都以外に逐出して、心配の種を除かうと志し、式部を師とする公家衆は武器を新調して居る。』との噂をば所司代に傳へて其の取調べを請ふた。そこで所司代は寶曆八年六月復もや式部を捕へ、其の家宅搜索までして罪科の有無を取調べたが、何の疑ふべき節も無かつた。併し所司代は式部を忌める公卿の需に應じて翌年五月「擅にいかかはしき書物を講じて公家の心を惑はし、教導宜しからざる段不届な



り。』との口實を設け、式部を追放して畿内、關東等の住居を禁じ、朝廷では其の門人たりし公家衆を處分して、或は其の官を免じ、或は蟄居を命じた。之を實曆事件と云ふのである。此の事件に就いて所司代は案外公平な態度を執つてゐたに抱はらず、一部の公卿が強ひて口實を設けて式部を處分せしめたことを見れば、當時幕府の勢力は猶盛んで、公家の多數は尊王論の爲に意外の災難を蒙りはせぬかと心配し、只管幕府の疑ひを受けない様に努めてゐたことが分る。式部の末路は明和事件の後に述べることにする。明和事件とは第六十代後櫻町天皇の明和四年（家治）の出來事、其の中心人物は山縣大貳である。

**山縣大貳** は武田信玄に仕へて二十四將の一人に數へられた勇士山縣三郎兵衛昌景の子孫で、享保十年甲斐國に生れた。三宅尙齋の門人加々美櫻鳩を師として尊王の大義を明かにし、廣く和漢の學に通じた。（三宅尙齋は山崎闇齋の門人で、淺見綱齋、佐藤直方と共に山崎門下の三傑と云はれた。）しかも尙足れりとせずして、十八歳の時（寛保二年）京都に上り、公家に就いて修業した爲に、我が國古來の法令、制度、故實より、天文、數學、地理、音樂などにまで精通し、兵學は最も得意とする所であつた。當時京都に於ては竹内式部が名を成してゐた時であるが、大貳が式部と相交はつたか

否かは不明である。併し大貳は目前公家衆の衰微を見て大いに慨歎し、三十二歳にして江戸に下り（寶曆六年）一時大岡忠光（大岡忠相の一族、武藏岩槻の城主）に仕へたが、其の卒するに及んで（寶曆十年）之れを辭し、塾を開いて遂に數百人の門人を得るに至つた。其の頃江戸に於ては田沼意次が信任せられて、幕府の政治は弛み、世は上下共に贅澤奢侈に流れた時であつたから、大貳は京都の衰微と思ひ比べて益々憤慨し、『柳子新論』を著して鎌倉時代以後政權武門に移つて朝廷は見る影も無く衰微し、天皇は幽閉に等しき御身の上、大義の紊亂之に過ぎたるものなき所以を痛論し、會ふ人毎に尊王の大義を吹き込んだ。世の人々は幕府の政治に馴れて武家政治を怪しまず、大貳の説を諒解し得ない者が多かつたが、上野國小幡の城主織田信邦の家臣吉田玄蕃の如きは大いに其の説に敬服し、尙大貳が箱根山の圖に就いて攻守の法を説くことの明確なるに感服して、門下生數人を託して其の教へを受けさせた。又正親町三條家の家臣藤井右門の如きも京都より下つて大貳の家に居り、大貳の説を信じて幕府の專横を譏り、甲府、及び江戸の攻撃法を説いて居た。然るに日頃吉田玄蕃の名望を嫉んでゐた同藩士原郡太夫は藩主信邦及び其の父信榮に、『玄蕃が門下を大貳に就けて居るのは謀叛の

用意で、江戸に取つて西方第一の要害たる箱根山攻撃法研究の爲である。』と告げて立藩を退けさせた。時に藤井右門に快からざる者が、大貳、右門の説と、其の交際せる人々の姓名を書付け、謀叛の野心ある者として、之を町奉行に訴へた(明和三年)。そこで大貳、右門は捕へられ、詮議の末、謀叛の野心ありとは認めないが、或は天子を幽閉の身に等しと云ひ、或は甲府、江戸等の攻撃法を説き、人をして兵亂を好ましむるが如きは不敬の至なり。』と申渡され、明和四年八月大貳は四十三歳で殺され、右門は四十八歳で死刑に處せられた上、鈴森の獄門に懸けられた。又織田家は信雄の子孫なるが爲に、從來幕府は特別に優遇してゐたが、此の時出羽の高島(東置)に移し(後文政十年)、吉田玄蕃には切腹を命じた。大貳、右門が尊王の美風を説きながら、時を得ずして斃れた功は明治の御代に至つて朝廷の認むる所となり、明治二十四年に各正四位を贈られた。

竹内式部の末路 式部は曩に追放に處せられて後、伊勢の宇治(今の宇治)に至り、神宮の禰宜や御師の世話を受けてゐたが、明和事件が起つた時、大貳、右門に關係ありとの嫌疑を蒙り、明和四年江戸に召出された。取調べの結果、兩人に無關係なりといふことは明か

になつたが、追放後京都に上つたのが不屈であるとして、八丈島へ遠島申付けられた。かくて其の島に渡る途中、船中で病氣に罹り、三宅島に上陸して十二月五日五十六歳で歿した。式部が追放後京都に上つたのは何故か不明であるが、桃園天皇の崩御を聞いた時(十二年)哀悼の餘り上洛したものであるとの説がある。元來徳川時代の慣例では、追放處分を受けたものも、旅行の爲に住居禁止の土地を通過することは差支なく、又通過の様を裝ふて旅装束をして往來すれば、之を『通り抜け』と稱して黙許したのである。然るに式部が追放後一時の上洛を罪に數へて遠島處分にしたことを思へば、當時の幕府は尊王論者を憎むこと、さながら蛇蝎の如くであつたと思はれる。併し明治の朝廷は大貳等と同時に正四位を式部に贈られ、又新潟市の有志は明治四十五年式部の頌徳碑を同市白山公園に建てたのである。

高山彦九郎 幕府は尊王論者に對する警戒を怠らず、何とか口實を設けて之を嚴罰に處したが、國學者や歴史家が徐に種を下して培養した尊王思想は國內到る處に其の根を下ろし、第二、第三の式部、大貳と見るべき尊王の志士が顯はれて、之を全滅せしむること

は不可能になつて來た。茲に尊王の志士の一人たる高山彦九郎の事蹟を述べよう。

彦九郎名は正之、櫻町天皇の延享四年(家重時代)上野國新田郡細谷村(澤野村)に生れた。幼にして父母を喪ひ、祖母に育てられて居る中に、身は嘗て新田義貞に仕へて新田十六騎の一人に數へられたる高山遠江守(名は詳)の後裔なることを知り、十三歳にして『太平記』を讀み(寶曆九年)正成、義貞等の忠節を見て大いに感動し、遂に尊王心鼓吹を以て我が一生の事業とし、頻りに文武の道を修めて居た。十八歳の時(明和元年)京都に上つて、修業を積むこと二年。是より諸國を遍歴して、老若男女の別なく、又職業の如何を問はず、忠臣、孝子、志士、仁人を始めとし、凡そ一藝一能に長ずる名士には、面會を求めて交際を結ばうと志し、山陽地方を遊歴して二十一歳で歸郷した(明和四年)。其の後二十八歳にして復たもや廻國を思ひ立ち(安永三年)中仙道より尾張に出て、伊勢、大和、紀伊、攝津等を経て山陰、山陽を巡り、歸途京都に立寄つた上翌年郷里に歸つた。其の後天明二年(三十一)に至つて高山は更に京都に上り、親しく公家衆と交はり、其の手蔓によつて屢々御所を拜觀し、同四年に上野に歸つた(三十)。察するに御所の拜觀と云ひ、公家との交際と云ひ共に無上の光榮と感じた

てあらうが、同時に其の御衰微を目撃しては、悲憤の涙を止め得なかつたであらう。天明八年京都に大火ありと聞くや直ちに出發、晝夜兼行して上洛したが、之れも高山が寸時も皇室を忘れなかつた一證とすべきである。此の時高山は木曾街道を通つたが、山中突然抜刀の山賊に襲はれた。すると高山は目を瞞らして『汝等は上野の高山彦九郎を知らざるか、今京都に大火ありと聞き、御所の安否を氣遣つて馳向ふ所。汝等風情を手にかけては刀の汚れ、命ばかりは助けて遣はず。逃失せろ。』と大喝した。其の勢に度膽を抜かれて逃去つた其の賊が、後に大阪で捕へられ、問はず語りに、『自分は殆んど物に恐れられたことは無いが、嘗て木曾山中で雲衝くばかりの大男に出逢ひ、其の大喝を受けた時に始めて恐ろしさを知つたのみならず、今思ひ出しても身震ひがする。大男は自ら高山某と名乗つたが、あれが世に謂ふ天狗であらう。』と物語つたと云ふことである。さて京都の皇居は此の火事に罹つて焼失せたが、既に述べた通り、松平定信が總裁になつて造營を始め、殊に念入りに工事を起したから、嘸高山は満足して歸國したであらう。然るに其の頃から露西亞の船が屢々北海道近海に出没し始めた爲に、高山は其の事情を探らんと欲し、寛政二年(四十)

水戸を経て陸奥に入り、石巻(陸前國社)南部、津輕等を過ぎて松前(北海道)に渡つた。併し程なく商船に乗つて敦賀に入港し、又もや京都に上つて其の年を越したが、賀茂川の岸で尾に緑色の房の着いて居る龜を見出し、皇室御繁昌の兆と心得、公家の手を経て、之を光格天皇の御覽に供した。其の際高山は夜中竊に宮中に召出されて、天顔を拜する光榮に浴し、「我を我と知召すかや天皇の玉の御聲のかゝるうれしさ」と詠じて無上の名譽を喜んだ。かくて同年(寛政三年)高山は九州に遊歴し、同五年四月に至つて京都に歸つたが、間もなく再び九州に下り、筑後久留米の市外櫛原村に至り、森嘉膳の家逗留中、同年六月二十六日自分の日記類を手水鉢に投じて之を揉破り、其の夜腹を切つた上、嘉膳を呼び「日頃忠義と思ふたことも、我が身の不徳によつて不忠不義となつた。夫故天が我を責めて發狂せしめたのである。」と告げ、京都の方向を尋ねて、其の方に向ひ、端坐再拜して翌朝午前四時頃四十七歳で絶命した。今に至るまで自殺の原因は不明であるが、彼の尊號事件(第四十九)が不首尾に終つたのを悲觀した爲であらうとの説がある。其の墓は今久留米市内の遍照院に在り、嘉膳の舊宅址には記念碑が建つて居る。實に高山は忠孝の心に篤く、祖

母が歿した時には、其の墓の傍に小舎を造つて三年間の喪に服し、京都に上る毎に三條橋の上に跪き、遙に皇居を拜して泣きながら我が名を名乗り、又或時は京都市外等持院に詣り(山城國葛野)足利尊氏の像を見るや、其の罪を數へて之を鞭つたと云ふことである。かくの如く高山は尊王心に凝固まつて、往々人の奇となす行ひがあつた爲に、後に述べんとする蒲生君平、林子平と共に寛政の三奇士と稱せられて居る。明治十一年三月朝廷は其の氣節を賞して群馬縣太田町(細谷の東)に彦九郎を祀る社が出来た時高山神社の名を下し給ひ、同時に正四位を贈らせられた。

**蒲生君平** 名は秀實。後櫻町天皇の明和五年下野國宇都宮の油屋に生れた。(其の家は今もいて居て、猶油屋を營んで居る)幼より讀書を好み、七歳(安永)の時から或る坊様を師として一心不亂に學問に凝り、家で店番をしてゐる時も手に書物を放さず、客が來ると面倒なりと思ふのか、錢の多少も容器の大小も構はず、溢るゝばかりに油を入れて之を渡し、客が去ると、直ちに書物を讀むと云ふ有様であつた。そこで家の人は君平を商人に仕立てることを諦めて、心の儘に讀書することを許した。かくて君平は十三歳になると、家を辭して同國鹿沼に行き(安永九年)

漢學者鈴木石橋に就いて學問を勵んだが、其の後屢々江戸に往來して、幕府の學者林大學頭(衡)を師とし、又當時江戸に於ける著名の大家と交はつてゐた。併し君平の學問は詩や文章に非ずして、専ら尊王愛國の爲に盡すに在つたから、廣く諸國に遊歴して志士と交を結んでゐた。殊に高山彦九郎や林子平の人と爲りを慕ひ、寛政二年高山が陸奥に向つたことを聞くと、君平は其の後を追ふて石巻まで駈付けた。然るに追及ぶことが出来なかつた爲に、歸途仙臺に林子平を訪ふた。所が君平の服裝が如何にも粗末であり、又其の動作も不作法であつた爲に、子平は語るに足らざる貧生と思ひ込み、君平を叱り付けて相手にしなかつた。そこで君平も『豫想に外れた高慢者。』と罵つて別れた。若し高山、林、蒲生の三奇士が一堂に膝を交へて懇談したならば、世に傳ふべき多くの逸話を遺したであらうに、終に其の機會が無かつたのは如何にも惜しく思はれる。さて茲に君平の爲に傳ふべき逸話がある。或る年の夏君平が下總の古河に出來た塾の祝の宴席に招かれたことがある。宴會中君平は起つて厠に行つたが、元來此の地には蚊が多い爲に厠の中に團扇が置いてあつた。君平が夫を使ひながら座敷の話を聞いて居ると、誰か楠木正成を論じて『正成が

俣川に戦死したのは、死期を得てゐない。畢竟身を殺して名を揚げんとしたもので、眞の忠臣とは謂ひ難い。』と言出した。すると君平は大いに怒、團扇を手にした儘飛出して其の論客と議論を戦はし、時の移るものも知らなかつた。所が一人の客が鼻をつまんで『臭いじやないか。』と言出した。給仕人が君平の團扇を見て『之は厠のものです。』と曰つたので、氣をつけて視ると、臭いも道理、團扇は固より、衣服、食器などまでが不潔物に汚されてゐた。一座の人々は顔を顰めながら大笑ひ、君平も苦笑して議論を止めたと云ふことである。若し著者が其の席に居合はせたらば、

なにくそと力む議論の花も散り

くさきもなびく古河の夜嵐

とても詠んだであらう。さて君平は御歴代の御陵が見る影もなく荒果て、居ることを聞いて大いに憤慨し、先づ其の實況を探らうと志し、三十三歳の時(安政二年)京都に上つて其の附近は固より畿内地方の山陵を巡拜し、歸路伊勢に入つて本居宣長を訪ひ、更に佐渡に渡つて順徳天皇の眞野陵をも拜した上、歸國して『山陵志』の編纂を思ひ立つた。話は少しく

前に戻るが、京都の滞在中、君平は有名な歌人小澤蘆庵と親しく交つてゐた所から、君平が京都を出發する前、蘆庵は日を約して君平の爲に送別の宴を張ることにした。其の日になつて約束の時刻が過ぎてても、君平は姿を見せない。待疲れてゐると、夜遅くなつてから漸く顔を出した。遅刻の譯を尋ねると、君平は「今日も御陵を尋ね廻る途中、圖らず等持院に立寄り、足利尊氏の墓を觀て憎しみの情抑へ難く、之れを鞭つこと數百に及んだ爲めである。」と答へたと云ふことである。子供らしい行ひのやうであるが、高山や蒲生の目には尊氏の像が悪鬼の如くに映じたであらう。さて文化元年君平は三十七歳で江戸に移り、本郷駒込吉祥寺の門前に居を定めて、門人を教授しながら『山陵志』、『職官志』などの著述に従事してゐた。固より貧困の身の上、生活に困る所から、夜は按摩をして僅かの金を得たのである。然るに文化三、四年に露西亞人が樺太及び千島の擇捉島を荒した報が傳はると、君平は憂國の念禁じ難く、新に一書を著し之を幕府に献上して我が國防の急務なることを告げた(四年)。其の頃日頃親しくしてゐた吉祥寺の住職が其の宅を尋ねた所が、君平は柱にもたれて青ざめた顔をしてゐる。「御病氣か」と聞くと、君平は「實は昨日から食事をし

ない爲に此の有様、空腹の辛抱も中々辛いものだ。」と答へた。そこで住職が米や菜を取寄せて渡すと、君平は急に元氣つき、早速米を磨ぎ、菜を洗つて御飯や御菜を拵へ始めた。火をたきながら住職に向つて、露西亞人來寇の次第を説き、鍋蓋の上に我が北地の形勢を描きつゝ、國防の忽にすべからざる所以を論じ、御飯の出來たことも知らなかつた。其の中に住職が夫と氣付いて『焦げ臭いではないか。』と曰ふと、君平も『成程』と急いで火を引き、蓋を取つて見ると哀れや御飯は上迄黄色に焦げついてゐた。以て君平が憂國の至情の一端を窺うことが出来る。嗚ぞ君平は苦い顔をしながら御焦げをたべたであらう。若し著者が住職であつたならば、

鴻雁の北地(黒綿)話が火種にて

君の竈どもにぎはひにけり

とても詠んだであらう。

翌文化五年(十一歳)君平は『山陵志』を著し之れを朝廷及び幕府に献上して、御陵の修復を促したが、幕府は其の職に非ずして國事を議するを不當と爲し、君平を召出して詰問し、其

の答辯を聞取つた。併し尙其の不遜の態度を憎んで、處罰しようとした。幸にも林大學頭が君平の爲に辯解してくれた爲に事なきを得た。之より君平は言論を慎まざれば、危害の身に及ぶことを悟り、居を本石町(橋區内)に移して、家を『靜修庵』と名づけ(七文化)、翌年『職官志』を著して古來の制度を明かにし(八文化)、尙靜かに著述に従事してゐたが、文化十年赤痢に罹つて四十六歳で亡くなり、下谷區谷中坂町の臨江寺に葬られた。明治の朝廷は君平の志を賞して明治十四年特に正四位を贈らせられた。高山と云ひ、蒲生と云ひ共に奇人と呼ばれる程に熱心な尊王の志士でありながら、不遇に一生を終つた。併し是等の人々の志は空しからず、幕末に至つて尊王の聲が天下に滿つる様になつたのである。君平の歿後四十九年を経たる文久二年(第百二十代孝明天皇の御代、)に、君平の郷里宇都宮の藩主戸田家から幕府に山陵修理を建議し、戸田忠至が其の事に當つて費用の過半を同藩で引受け、二年有餘の間に百餘陵を修補し奉つたことの如きは、其の一證とすべきものである。

(林子平は海防に關係の深い人であるから、次の章中に述べる。)

第五十二章 攘夷論

海防論

三代將軍家光が鎖國令を出して以來、日本人の海外渡航者は絶無となり、外國人の來航するものは唯和蘭、支那の二國人のみとなつた爲に、我が國民は國內の小天地に太平の夢を貪り、極少數の蘭學者以外には、外國の事情を知る者は無かつた。然るに鎖國の當時盛んに海上に活動してゐた葡萄牙、西班牙、和蘭の三國は次第に衰へ、十一代將軍家齊の頃、露西亞、英吉利、佛蘭西の三國が之に代つて勢を得、露西亞は西比利亞方面に領地を開いて我が國に近づき、英吉利は印度を経略し、佛蘭西は印度支那半島を狙ひ、尙新に亞米利加洲に興つた亞米利加合衆國も支那貿易に志すと云ふ次第で、世界の強國は等しく目を東洋に注ぎ、又是等の諸國は何れも我が國と交通貿易を開かんことを望む様になつた。随つて從來少しも顧みられなかつた我が海岸の防禦を先づ嚴重にする必要あるに至つた。鎖國令を維持さへすれば、永久に太平を樂しむ得るもの、如くに思ふてゐた幕府は案外呑氣であつたが、世界の太勢を察して、逸早く我が海防の忽にすべからざる所

Handwritten notes in the right margin of the second page, including a signature and some illegible characters.

以を述べ、天下の耳目を驚かした卓見家が出た。夫は我が國に於ける海防論者の魁として有名な林子平である。

林子平 名は友直、櫻町天皇の元文三年(吉宗時代)江戸に生れた。幼少の時から人の指圖を受けることを厭ひ、野外を駆廻つて鳥や獸を逐ふのを樂にしてゐたが、元來利口な性質であつたから、何時とはなしに學問に志し、定まる師匠も無かつたに拘らず、既に十二三歳の頃には子供に似合はぬ學力を備へ、動作なども餘程大人びてゐたと云ふことである。長ずるに随つて武藝にも凝り、殆んど獨習であつたが、弓馬の術に長じ、又常に好んで地圖を開き、諸國の地理を調べて寢食を忘れることもあつた。十九歳の時(寶曆六年)兄嘉膳が仙臺の藩主伊達宗村に仕へることとなり、其の翌年(寶曆七年)屋敷を仙臺に與へられた爲に、子平は兄に連れられて其の地に移つたが、物に無頓着な人であつたから、屢々人を驚かす様な行ひをしてゐた。二十五歳の時(寶曆十二年)家に傳染病患者が出来たが、家人は固より親戚も、其の傳染を恐れて看病する者が無かつた。然るに子平は平氣で之を看護して少しも恐れる様子が無かつた。運悪く患者が死んだ爲に、兄と共に御通夜をしてゐたが、夜半頃に

なると子平の姿が見えなくなつた。兄は怪しんで呼んで見たが應へがない。益々不思議に思つて居ると、屍骸の寢させてある蒲團の中から肝が聞え出した。蒲團を撥ねて見ると、子平が其處に安眠して居る。兄が驚いて之を叱り起すと、子平は「寒くなつたから屍骸の寢床を借用したのだ。」と曰つてスマシ込んでゐた。斯様な人柄であつたから人の批評を物ともせず、粗衣粗食に甘んじ、屢々江戸に往來して大家と交り、又性來達者な足にまかせて諸國の山野を跋涉し、西は九州より北は蝦夷地(北海道)に及び、過ぐる處の地勢、地味、氣候、風俗、政治等の良否を窮めた。殊に意を國防に注ぎ、長崎に行くこと三回、蘭人に就いて海外の事情を知り、益々海防の急務なる所以を悟つて『三國通覽圖說』及び『海國兵談』の著述に取懸つた。三國通覽圖說は蝦夷地、朝鮮、琉球の地理、風土を記したもので、世人をして是等の地方の形勢に注意せしめ、殊に蝦夷地が露人の手に入ることもあらうかと心配して、之を警戒すべき所以を述べたものである。又海國兵談は世界の大陸に應じて我が國の防禦を嚴重にすべき所以を論じたもので、『日本は四方に海を繞らせる海國であるから、江戸日本橋より西洋諸國に至るまで、一續きの海である。航海術に長じ砲術に



巧なる外國人が何時攻寄せないとは限られない。」と云つて海防の必要を説いたのである。然るに外國の事情に疎い當時の人々の多くは、之を以て根も無き空論と爲し、子平を狂人の如くに思ふてゐた。幸に同藩の醫師工藤球卿(寛政十二年、六十七歳で歿した)が子平の説に敬服して、其の出版費用を補助した爲に、三國通覽圖説は天明六年(四十)に、海國兵談は寛政三年(五十)に出版することが出来た。所が幕府は是等の書物を以て「妄に空論を唱へて天下の人心を惑はすもの」と爲し、仙臺より子平を江戸に召出し、詮議の末翌年(寛政四年)五月兩書并に其の板木を没收した上、子平に對して兄嘉膳の家に蟄居すべしと命じた。當時幕府には有名な松平定信が勤めてゐた時であり、定信は、露人の南下を氣遣ひ、既に最上徳内等をして千島、樺太方面を巡視せしめてゐたのみならず、子平蟄居の翌年(寛政五年)には、前に述べた通り、定信自ら江戸近海を視察し、又和蘭軍艦の繪に「此の船のよるてふことを夢の間も忘れぬは世の寶なりけり」と書付けた程の人であるから、子平の警告を喜ぶのが、當然で、之を處罰したのは矛盾の様に思はれるが、一つには此の頃定信が信用してゐた地理學者古川古松軒(備中の人。文化四年八十二歳で歿し、明治四十三年十一月正五位を贈られた。)が子平の説に誤りのあることを指摘して、

之を誦つた爲もあり、又一つには當時は今日の如く言論の自由な時勢でなく、又幕府が「民をして愚らしむべくして、知らしむ可からず。」と云ふ舊來の方針を頑固に守つてゐた爲と見るより外はあるまい。さて子平は仙臺に送り還され、兄の家に蟄居することになつたが、何事も運命と諦めたものか、日頃の無頓着に似合はず、一室内に謹慎して一步も外出しなかつた。そこで友人が心配して「貴公を罰したのは幕府で、仙臺藩ではない。誰も咎める者は無いから、折々は屋外に散歩を試るがよからう。」と勧めた。すると子平は「御厚意は辱ないが、君の言葉に従へば、上を欺くことになる。假令知る人無しとするも、天は看逃さない。」と答へ、尙「月と日の畏みなくばより〜に人目の關はこゆべけれど」と詠じて之を友人に示した。察するに子平は、物に無頓着で水火をも辭せざる氣力ありと同時に、獨りを慎む眞面目な美點を備へてゐた人であつたらしい。惜い哉蟄居中病に罹り、病中

親も無し妻無し子無し板木無し

金も無ければ死にたくも無し

と詠じ、是より六無齋と號したが、寛政五年六月二十一日五十六歳で歿し、仙臺の雲龍院に葬られた。高山彦九郎の自殺に先立つこと實に六日である。森と林の違ひこそあれ、同じく嘉膳と名乗る人の家で、しかも同年同月に、二人の奇人が果てたのは一奇と謂ふべきであらう。當時世人は子平を奇人として殆んど其の死を悼む者も無かつたが、獨り蒲生君平は其の心事に同情し、子平の爲めに幕府に請ふて其の石碑を建てんとした。幕府は之れを許さなかつたが、後に子平の先見の明に服し、天保十二年(子平の歿後)に至つて其の罪を許し、嘉膳の子が子平の爲に碑を建てた。尙第百二明治天皇は子平の志を嘉して正五位を贈らせられ(明治十五年)、子平自筆の海國兵談の原稿(明治十七年)を親しく御覽あそばされたと云ふことである。其上今上天皇陛下は大正七年十一月子平に正四位を贈らせられた。

得撫島最初の探検家 我が國の海防論は、主として露西亞人が今の北海道方面に出没した所から起つたものである。元來徳川幕府は今の北海道を蝦夷地と稱して、一向重きを置かず、松前(福山)にゐた松前氏の領地としてゐたのである。然るに松前氏の政治の及ぶ所は、蝦夷地南部の極一小部分に止まり、其の他は蝦夷人の出沒來往自由の地になつてゐたのである。隨つて領地を西比利亞に開いて、勘察加半島に及んだ露西亞は、目を我が蝦夷地に注ぎ、正徳三年(七代將軍家継時代)以來露人は屢々千島に往來して、蝦夷人を懐けてゐたのである。かくて元文

四年(八代將軍吉宗時代)五月一隻の露船は陸前金華山の西南長濱沖に出没し、之に出會つた我が船に煙草を求め、銀貨一個を投じて立去り、又同年同月他の一露船は房州天津沖に來り、八人の水夫が水櫃を携へて上陸し、飲料水を汲入れた後、或家の戸口に在つた大根數本を取り、一個の銀貨を置いて立去つた。是れが露船が我が本州近海に浮んだ最初であるが、之に對して我が國は一向注意しなかつた。其の後露人は千島を南下して得撫、擇捉、國後等の島々に及び、安永七年(十代將軍家治時代)には、露人クレトフセは松前家に交易を請ひ、許されずして空しく歸帆した。之は露國公然の使では無かつたのであるが、此の頃から我が國內に蝦夷地の安否を氣遣ふ人々が出た。本多利明の如きは其の一人で、越後生れてゐるが、江戸に出て修業を積み、數學、天文、地理、測量、航海の術に長じ、音羽(小石川區内)に住んでゐたから音羽先生と呼ばれてゐた人である。利明は常に蝦夷地開拓の必要を説き、自ら北夷先生と號してゐた。其の門人で、蝦夷地の探検に名を得たのが、得撫島最初の探検家たる最上徳内である。

最上徳内 は寶曆五年(九代將軍家重時代)出羽(羽前國)の楯岡の農家に生れた。幼より讀書を好んでゐたが、家が貧しい爲に意の如くならず、十六歳にして或る煙草屋の雇人となり(明和七年)、其の業務を勵んで大いに主人の信用を受け、仕事の傍辻村市郎右衛門と云ふ人に就いて學問を修めた。然るに一日楯岡近くの楯岳に登り、仰いで藏王、月山等の諸山を望み、俯して最上川流域の平野を眺めて、「かくも雄大なる山河沃地を領する人も人なり、我も人なり。男子須らく武士となりて名を揚げざるべからず」と志し、主家を辭して、煙草の行商をしなから奥羽地方を巡り、野邊地(青森縣)に至つて蝦夷地の事情を聞き、遂に漁夫となつて其の地に渡つた。かくて

蝦夷地の防備、開拓の急務を悟り、其の意見を松前家に上申したが、用ひられなかつた。仍つて徳内は江戸に上り幕府の醫官山田立長の家僕となり、後山田の好意によつて、本多利明の門人となり、天文、地理、測量等を學び、尙外國の事情を知ることが出来た。此の頃蝦夷地の問題が喧しくなつて來た爲に、幕府は天明五年山口鐵五郎、青島俊藏、大石逸平等に其の視察を命じた。此の時本多利明は豫て知合の關係から、青島と同行することにしたが、病氣の爲に約束を履むことが出来なくなつた爲に、門人徳内を代つて隨行せしむることにした。一行は同年三月江戸を發して蝦夷地に渡り、翌年正月大石逸平は樺太に向ひ、徳内は山口、青島等と共に松前を出發して先づ釧路の厚岸に着した。之より徳内は單身蝦夷人イコトイの船に乗つて、三月中旬國後島に渡り、五月上旬擇捉に達して露人イシユヨ（伊如欲）等に會見し、具に露人南下の事情を聞取つた上、更に得撫に渡航して、露人在住の實況を視察した。之が内地人得撫探檢の最初である。江戸に歸つて徳内は此の探檢の報告書を作り、本多利明の序文をつけ「蝦夷人情風俗の取沙汰」と名付けて、之を幕府に差出した。後に「蝦夷草紙」と呼ばれたのは此の報告書である。功によつて徳内は士分に取立てられた上、御普請役に用ひられたが、此の後も或は樺太を探檢し、（寛政四年）、尙再び擇捉に渡航して（寛政十年）蝦夷地の開拓に盡し、次第に重く用ひられて大いに名を擧げ、天保七年九月八十二歳で江戸で亡くなつた。其の墓は今も本郷駒込の蓮光寺にあり、明治四十四年九月正五位を贈られた。（本多利明は文政四年七十八歳で歿した。）

露艦根室に來る 子平の先見過たず其の罪せられた年即ち寛政四年の九月三日、露國政

府の使者ラックスマンは軍艦カザリン號に乗つて北海道根室に入港し、我が漂流民幸太夫磯吉等を還し、尙通商を開かんことを請ふた。幸太夫等は伊勢白子（三重縣河藝郡）の船頭で、去ぬる天明二年十二月紀伊家の御城米を帆船神昌丸に積み込み、江戸に向ふ道中、駿河沖で難船し、翌年七月二十日勘察加附近の島に漂着して露西亞人に助けられた。其の後西比利亞を経て露國の都に送られ、女帝カザリン二世に謁見まで仰付けられたが、難船より十年の後、ラックスマンに護送せられて歸國したのである。松前家よりの急報に接して、幕府は石川忠房、村上大學に旨を含めて松前に向はせた。兩人に寛政四年十一月江戸出發。翌年三月松前に到着、ラックスマンを松前に招いて、六月二十五日に會見し、漂流民護送の厚意を謝したる上、通商に關しては長崎に於て議すべき旨を告げ、同港へ廻航すべき願の書付を渡した。そこでラックスマンは漂流民を渡した上、七月十六日函館を出帆して歸國した。幸太夫等は江戸に召連れられ、九月十八日將軍家齊に謁し、席に居并ぶ役人の間に應じて、漂流後の經歷、及び露西亞の國情を言上した。時に幸太夫は四十二歳、磯吉は二十八歳であつた。

蝦夷地の警備 寛政四年ラックスマンの來朝によつて、幕府は急に海防の必要を悟り、既に松平定信の條に述べた通り、翌五年の春定信自ら江戸近國の海岸を視察するに至つた。併し同年夏定信が辭職した爲に、江戸近海の防禦に就いては何等施す所なく蝦夷地に對しても同様であつた。然るに寛政七年九月凡そ六十人の露人が得撫に渡來して、之を根據地となし、附近の島々に往來して蝦夷人を懷けながら交易を始めた。是に於て幕府は愈々蝦夷地の警備に目を開き、寛政十年に至つて數名の役人に其の巡視を命じた。其の中特に名高い人は近藤重藏と既に述べた最上徳内とである。近藤重藏は名を守重と云ひ、正齋と號した。明和八年(家治)江戸に生れたが、幼より鋭敏にして學を好み、六歳にして四書を講じ、八歳の時には既に詩を作つたと云ふことである。二十二歳(寛政四年)で幕府に仕へ始め、二十五歳(寛政七年)の時長崎奉行の下役として長崎に往つたが、大いに奉行の信用を受け、其の推薦によつて寛政十年蝦夷地の探検を命ぜられたのである。時に年は二十八歳であつた。此の年四月近藤は江戸を發して松前に行き、先づ日高方面視察の後、國後島に渡り、後から來た最上徳内(徳内の江戸出 發は同年五月)と相會して、擇捉島に向つた。其の海上暴風雨に逢

ひ、船を操る蝦夷人などは沈没を免れざるものと覺悟して、泳ぎ去る用意までしたが、近藤は少しも騒がず、『萬一船が覆るならば、逆も命は助からない。國家の爲に一命を棄てる際、見苦しき死様を見せては、武士の面目を汚すのみならず、幕府の威光をも損する譯である。よしや骸を異國に暴らすとも、日本の武士の魂の置所を示すべきである。』と曰ひながら、豫て用意の甲冑武器を取出だし、手早く之を身に纏ひ、大刀を拔擧して蝦夷人を罵りました。蝦夷人は『刀にかゝるも、波に浮ぶも死は一なり。』と觀念して、必死の働きをした爲に、同年八月擇捉に到着することが出來た。上陸の後露西亞人が露領の印として建て、ゐた十字架を見るや、近藤は直ちに之を抜き棄て、隨行してゐた水戸の人木村謙次をして筆太に『大日本惠登呂府』と書かせた標柱を建て代へた。かくて島内巡視の上、厚岸(路)に引返し、最上先づ江戸に歸つて(同年十一月)、蝦夷地の状況を報告し、近藤は更に得撫島に渡航しようとしたが、召還されて寛政十一年二月江戸に歸り、蝦夷地に關する意見を上申した。其の結果幕府は同年三月、東蝦夷地を幕府の直轄地として南部、津輕兩家に其の守備を命じ、蝦夷人に對しては只管恩惠を施して之を懷ける策を取り、又石州津和野

の藩士堀田仁助をして江戸、根室間の直通航路を開かしめ、尙内地人をして蝦夷地に移住せしむる様にした。其の上復もや近藤に擇捉島の開拓を命じ、更に大船を擇捉に通すべき船頭を募集した。かくて近藤は蝦夷地に渡つて厚岸に至り、當時蝦夷近海を廻航してゐた淡路の人高田屋嘉兵衛を御用船頭として國後、擇捉間の安全なる航路の發見を命じた。嘉兵衛は先づ國後島に渡り、或は山に登り、或は船を海上に浮べて波の動靜、潮流の緩急等を研究すること數日の後、兩島間には三筋の潮流があつて、其の相合する處は波が高くて危険なることを悟つた。そこで同年七月十八日冥温丸と云ふ七十石積の船に乗り、故ら近道を選りて先づ船を北方に進め、後方向を東に轉じて同月十九日無難に擇捉に到着し、沿岸の水深、風向、潮流を観測し、尙土民の生活状態、漁場の豫定地を視定め上、同月二十八日國後に還り、更に函館に廻航して其の顛末を其の地の役人に報告した。夫より江戸に廻つて北地の事情を告げ、擇捉へ官物運送の御用を承はり、本店の所在地兵庫(今神戸)に歸つて其の準備を整へた。翌寛政十二年嘉兵衛は千五百石積の辰悦丸に乗込んで蝦夷地に渡り、前年以來其の地に冬籠りしてゐた近藤と共に米、鹽、着物、漁具等を積込んで擇捉

に向つた。此の時近藤は船に日の丸の旗や、「不動如山」と書付けた幟を押立て、例によつて甲冑に身を固め、軍配を把つて下知をしながら船を進めた、擇捉の島民は松前から討手の軍勢が押寄せたのではないかと驚き騒ぎながら上陸する人を見ると、嘗て見識つて居る近藤、嘉兵衛である。喜んで之を迎へたが、程なく積來つた品々を頷ち與へられて大喜びをした。近藤の指圖によつて嘉兵衛は島内に十七箇所の漁場を開き、漁法をも教へた爲に、島民は幕府の恩恵を感謝し安んじて其の業を營む様になつた。之によつて擇捉開拓事業の基礎が定まり、年々大船が往來する様になつたのである。功によつて嘉兵衛は幕府より御扶持を受け、官船を以て運送を營むことになり、北海の津々浦々に高田屋の帆影を見ない所は無い様になつた。

近藤重藏の末路 重藏は此の後も力を北地の經營に盡し、擇捉島民救済の翌年(享和元年)及び其の翌年(享和二年)再度同島に渡り、更に四年後の文化三年樺太に近い利尻島の巡視を命ぜられて其の島を視察し、夫より宗谷(北海道)に渡つて樺太在住の蝦夷人を呼寄せ、此の年樺太を荒した露人の暴行を聞取つた上、天鹽川流域及び石狩川筋を視察して文化四年十二月江戸に歸つた。然るに其の後重藏は書物奉行、大阪弓矢奉行など蝦夷地に關係の無い役に廻され、文政六年以後は地を下遊谷(江戸市外)に求め、子富藏をして別邸を造らせた。所が富藏が隣家の齋

參屋と暗嘩の末、之を殺した爲に富藏は八丈島に流され、重藏は江州大溝(滋賀縣高島郡大溝町)の城主分部光寧に預けられた(文政九年)。豫て重藏の人物を見込んでゐた光寧は、其の翌年之を領地に連歸つて、竊に藩の子弟を教育させ、且つ藩政改革の事に當らせてゐたが、文政十二年六月五十九歳で亡くなつた。其の墓は今も大溝町の瑞雲院に在る。かく重藏は晩年不運に陥つて歿したが、之より三十一年の後(萬延元年)幕府は其の罪を赦し、明治の朝廷は其の功を認めて明治四十四年九月正五位を贈られた。

**日本地圖の製作** 北地の警備次第に其の歩を進め、擇捉島民救済の道を講じた年、即ち

寛政十二年に幕府は我が國の測量、製圖を一私人に許した。此の時まで正確な日本地圖が無かつたに拘はらず、幕府自ら其の事に當らうとしなかつたことを思へば、徳川幕府の施設が世界の進歩に伴ふてゐなかつたことが明かになつて、今更恐ろしい様な氣持がする。然るに當時蝦夷地の多事なるに鑑み、先づ其の正確なる地圖を作るの急務なることを悟り、幕府に請ふて其の許可を受けたのは伊能忠敬である。忠敬は櫻町天皇の延享二年(八代吉宗が退)上總國武射郡小堤村(千葉縣山武郡大堤村)なる神保貞恒の第三子として生れ、十八歳にして下總國香取郡佐原の親戚伊能長由の養子になつた(寶曆十)。伊能家は代々酒屋を營み(伊能家の職業)

を流し、醬油の醸造と書いたものが少くないが、今も佐原町に續いてゐる伊能、餘程の資産家であつたが、長家の話によれば、同家では嘗て醬油の醸造を營んだことは無いさうである。由の歿後久しく後繼が無かつた爲に、忠敬が其の家を嗣いだ頃は、家運が甚だしく衰へてゐた。そこで忠敬は家運の恢復を以て己が任となし、日頃好んでゐた碁、將棋等の娯樂を廢し、讀書をも措き一家協力して専ら家業を勵んだ。其の甲斐空しからずして、四十歳の頃(天明)伊能家は舊に倍する資産になつたが、其の間飢饉などある毎に、金穀を施して貧民を救ふた爲に、其の徳望は次第に高まるばかり、領主は其の功を賞して忠敬に帶刀を許し(天明三年)更に三人扶持を給するに至つた(寛政四年)其の後忠敬は五十歳にして家を子景敬に譲り(寛政六年)從來中止してゐた學問に志し、殊に天文、曆學に力を注ぎ、翌年(寛政七年)江戸に出て深川黒江町に住み、二三の曆學者を訪ふて日頃の疑問を質したが、満足な解決を與へてくれる者が無かつた。然るに一日幕府の曆官高橋東岡(作左衛門、至時)を訪ふて、其の説に敬服し、遂に師弟の約を結んだ。時に東岡は三十二歳、忠敬は五十一歳であつた。

高橋東岡 は明和元年大阪に生れた性來曆學を好み麻田剛立を師として天文學を修め、遂に西洋曆を參考して日本曆の誤を正し、之を幕府に上つた。仍つて幕府の曆官に擧げられ、新曆を編んで之を天下に頒つた。之が所謂

「寛政曆」である。文化元年四十一歳で歿したが、其の墓は今も淺草區北清島町の源空寺に在り、大正三年十一月十九日に従五位を贈られた。

忠敬は十九歳も年若く東岡に學ぶこと、數年遂に天文、測量の術に於ては同門中忠敬の右に出る者が無い程に上達した。然るに當時露人北海に出没し、之に對して幕府は蝦夷地の警備、開拓の道を講じて居る時であつたから、忠敬は寛政九年(五十)幕府に上書し、私費を以て其の地の沿海を測量せんことを請ふた。寛政十二年(六十)に至つて其の許可を受け、閏四月より十月に亙つて、奥州街道の略測と松前より根室の西別(海を隔てて根室)に至る間の測量を終へ、一旦江戸に歸つて同年十二月其の圖を幕府に献上した。之より文化十三年(七十)に至る十七年の間、全く全國の測量に従事し、夫より其の整理に移つて大中小三種の大日本沿海輿地圖及び沿海實測録の製作に當り、文政四年之を幕府に上つた。是に於いて始めて我が國の正確なる位置、形状を知ることが出来たのである。かくて同年四月七十七歳で歿したが、臨終に當り家人に向つて「高橋先生の御恩によつて一大事業が仕遂げられた。其の御恩を忘れない證據として、遺骸を先生の墓側に葬むれよ。」と遺言した。

東岡の墓の傍に「東河伊能先生之墓」と刻んだ石碑が立つて居るのは其の爲であり、又東河と云ふのは忠敬の號である。之より三十三年の後(安政)、幕府が英吉利と和親條約を結んだ時英人は無理に幕府の許可を請ふて我が國の沿海を測量し始めた(萬延)。其の際幕府が忠敬の地圖を示した所が、英人は其の精確なるに驚き、之を借受けて地圖を描き唯海の深淺のみを測るに止めた。若し忠敬の地圖が無かつたならば、英人は測量の手續を省くことは出来ず、又英國船が諸藩の港灣に出入したならば、攘夷論の盛んな時であつたから、彼我の間に紛議が起つて、和親を破る様なことが有つたかも知れない次第である。又明治元年徳川家が官軍に江戸城を明渡した時、徳川方の勝安芳は忠敬の地圖を隠して之を官軍に渡さない積りであつたが、官軍の參謀西郷隆盛が紅葉山文庫を檢閲して、先づ忠敬の地圖の所在を尋ねた爲に、已むを得ず出して之を與へたといふことである。加之其の後明治の政府が全國の地圖を輯製した時にも、海岸線の如きは殆んど全部忠敬の地圖に據つたのである。是等の事實は何れも忠敬の地圖の貴いことを證して餘りあるものである。夫故明治の朝廷は明治十六年二月忠敬に正四位を贈られ、東京地學協會は明治二十二年四月測

地遺功表を東京市内芝公園丸山に建てたのである。表は立派な銅標で、「贈正四位伊能忠敬先生測地遺功表」と鑄付けてある。又大正八年三月二日千葉縣佐原町の公園に、忠敬の銅像が建てられた。伊能家現在の當主は忠敬の玄孫に當り、同町第一の徳望家で、其の家には忠敬の書齋が昔の儘に残つて居り、又忠敬自筆の地圖、日記類、及び製圖器械などが大切に保存してある。

露國通商を請ふ 寛政五年ラツクスマンの歸國以後約十年間、露國は我が國に對して何等の要求もしなかつたが、同十一年露人がアラスカに設立して毛皮の貿易を始めた露米商會が、我が北海の港灣に寄港して薪水食料を受け、又其の近海に於いて海獸を獲る便宜を圖る必要上、我が國に通商を迫るべき所以を唱へ出した。時の露國皇帝アレキサンドル一世は、當時クルーゼンステルンに樺太近海の測量を命じようとしてゐた時であり、又一つにはカザリン二世の遺志を繼いで日本との交通を開かうと考へてゐたのみならず、其の頃イルクツクに我が漂流民津太夫等がゐた所から、其の議を容れてレザノフを使節とし、クルーゼンステルンを船長とせるナデスタ號に乘込ませ、四名の漂流民を護送せしめて通商を

我が國に求めさせることにした。津太夫等は仙臺頭の船頭で、去る寛政七年伊達家御用の木や米を帆船若宮丸に積込み、石巻より江戸に向ふ途中暴風に逢つたもので、漂流百八十餘日の後、翌年(寛政八年)アレウト島に漂着し、露國官吏の手によつてイルクツクに送られてゐたのである。露帝は津太夫等を都に召出し、之に謁見を許した上、享和三年其の送還をレザノフに託した。同年八月レザノフはクロンスタツト港を出帆し南米の南端を廻つて翌文化元年七月勘察加半島の東岸なるペトロパウロウスクに着し、更に翌月長崎に向つて同港を出帆した。當時幕府は和蘭人からレザノフ來朝の報告を受けて半信半疑の裡にあつたが、同年九月六日ナデスタ號が長崎に入港した。レザノフは先年ラツクスマンが受取つた書付并に國書の寫しを長崎奉行に渡して通商を請ひ、漂流民護送のことを告げた。幕府は其の急報に接して遠山景晉を長崎に遣はし、以て彼の要求を拒絶せしむることにした。翌文化二年二月二十五日遠山は長崎に着し、奉行と相談の上、三月六、七兩日を以て、レザノフと奉行所に會見し、漂流民護送のことを謝した後、「和蘭、支那以外の國と新に交通を開くことは、我が國法の許さざる所なり」との趣意を述べて、絶體に彼の要求を拒絶し



た。レザノフは前年の入港以來半年の間、常に長崎奉行の命令に従ひ、只管其の目的を達せんことに努力してゐたが、今や其の使命を全うすること能はざるを悟り、同月十四日漂流民四名を渡した上、同月十九日樺太に向つて出帆した。此の時船長クルーゼンステルンは「今後日本人の思想に變革が起らないならば、日露の國交は永久に絶望なり。」と日記に書付けてゐたと云ふことである。以て其の失望を察することが出来る。

樺太、樺太に於ける露人の暴行　レザノフは長崎出帆後日本海を経て樺太亞庭灣に至りクルーゼンステルンと別れて勘察加のペトロパウロウスクに歸り、我が國に對する復讐的示威運動の計劃を始めた。其の間クルーゼンステルンは留まつて樺太近海の測量に従事してゐたが、樺太を大陸續きの半島なりと思ひ込み、其の間に海峽あることに氣付かずして、其の趣を本國に報告した。さてレザノフは其の頃露米商會に船長を勤めてゐた露國の海軍士官フオストフ、ダビドフの二人に自分の計劃を告げて米國船一隻を買入れ之をユノナ號と名付けて、遠征準備を整へ、文化二年夏之に乗つてオホーツク海岸のオホーツク港に來た。然るにレザノフは俄に其の計劃を變更し、一度本國に立歸つて慎重に事を擧げよう

と考へユノナ號を米國に航海せしむべき命令を残し置き、フオストフ等には面會せずして本國に向つた。併しレザノフは其の途中西比利亞のクラスノヤルスクで落馬して亡くなつた。所が其の命令状を見たフオストフ等は遠征の念禁じ難く、文化三年遂にユノナ號に乗つて樺太に向つた。當時樺太の北部には多少西比利亞方面の土人が入込み、南部には日本人が出入して日露兩屬の姿になつてゐたが、寛政元年以來土人(蝦夷)の願によつて、我が松前藩は運上所と名付くる役所を今の大泊(九春)等に設けてゐた。併し其の防備には何等見るべきものは無かつたのである。そこでユノナ號は亞庭灣岸の一點(オフイ)に寄港し土人の子供一人を捕へて本船に連れ歸り(九月十)、更に大泊に廻航した上、乗組員三十名が上陸して運上所に押寄せた。當時其處にゐた番人は僅かに七人であつたが、彼等は其中の四人を捕へて船に送り、倉庫に入つて米六百俵、酒、雜貨を奪ひ、尙火を十一箇所に放つて家や船を焼き拂つた(同月十)。かく狼籍を極めた後、ユノナ號は前に捕へた子供を返して置いて立去つた(八月十)。此の時露人の捕縛を免れた三名の番人は、船を焼かれてゐた爲に、事の次第を松前に報告することが出来ず、空しく其の年を樺太に送つた。翌文化四年

三月三日松前から出張して来た樺太島支配人柴田角兵衛が此の事件を聞いて、之を松前に報告した。四月六日松前藩は其の急報に接し、同月十六日藩士松前廣政等に兵百六十を授けて樺太に急行せしめた。此の一行は五月十二日樺太に到着したが、數日の後露艦の再来に逢ふて醜態を演じたのである。

さて前年樺太を荒したフオストフ等は一時勘察加に引揚げたが、文化四年四月二十三日軍艦二隻を率ゐて先づ擇捉島の内保を襲ひ、次に紗那を侵して或は番卒を捕縛し、或は之を殺し、尙米穀、貨物を掠奪して其の倉庫を焼き拂つた後、曩に捕へた番卒と「若し通商を許さずば、更に大舉して攻寄す可し。」と云ふ意味の書面を残して樺太に向つた。かくて同年五月十八日復もや彼等は大泊に迫つた。然るに數日前此の地に着してゐた松前廣政以下百六十の守備軍は、狼狽爲す所を知らず、漁船に乗つて宗谷に逃歸つた。フオストフ等は大泊に上陸して去年焼き拂つた所を巡視した後、二十三日留多加に上陸して家や倉庫を焼き拂ひ、二十九日利尻島に押し寄せて數隻の商船を襲ひ、米、酒、被服、武器等を奪つた上、之を焼き沈めた。以上の暴行は固より露國政府の命じたことではなく、全く

フオストフ等が我が國の通商拒絶に對する腹癢せにしたことであるが、其の報が傳はる毎に、我が國民の露國を憎む情は高まるばかりで、外國人を撃攘ふべしと云ふ攘夷の思想が日に強くなつて来た。然るに此の翌年英國船が長崎に入港して亂暴をした爲に、攘夷論が國內に滿る様になつた。併し其の事は間宮林藏等の樺太探検談の後に述べよう。

**樺太探検** ラツクスマンの來朝以後、幕府は蝦夷地に注意を拂つて、或は役人を派遣し、探検家を送り、或は東蝦夷地を其直轄として警戒を加へてゐたが、レザノフが長崎に來て通商を請ふてより後は、一層其警戒に意を用ひ、文化四年三月西蝦夷地をも幕府の直轄として、蝦夷奉行の支配地にした。(文政四年十二月再び松前家の領地にした。) 其後樺太に於ける露人の奪掠(文化三年の出來事)が傳はり、續いて露人の擇捉及び樺太襲來の警報(文化四年の出來事)が傳はつた爲めに、幕府は益々露國に對する防備を嚴重にする必要上、文化五年三月當時宗谷に詰めてゐた松田傳十郎に命じて、間宮林藏と共に樺太を探検せしむることにした。そも間宮は如何なる經歷の人か。間宮林藏(倫宗)は光格天皇の安永九年(家治時代)常陸國筑波郡谷井田村上平柳の桶屋に生れた。幼より英敏にして殊に數理に長じ、遊戯の如きも他の子供とは異り、竹竿を以

て樹木の高さ、水の深さ、距離の遠近などを測ることを樂み、神童と噂しられた。十七歳にして幕府普請役の雇となり（寛政八年）二十歳の時（同十一年）普請役下役に進んだ。

其後上官に隨行して始めて蝦夷地に渡り（享和元年）、爾來屢々其地に往來して測量に従事してゐた。文化五年は林藏が二十九歳の元氣盛りであつた。幕命に接してかひなくしく探檢準備を整へ、四月十三日松田に隨つて宗谷を出帆し、樺太の南端近くの白主に上陸した。之より二人は東西に別れ、松田は西岸を北航して六月十九日海を隔て、遂に黒龍江河口を望み得る地點（ラツカ）に達し、從來内外國共に樺太を半島なりと心得てゐたのが誤りであることに氣付いた。然るに之より北は泥や海草などが航路を塞いでゐた爲めに、翌日稍南方の地（ノテト）に引返し、此處で後から來た間宮と出會つた。是より先間宮は白主より樺太の東海岸を北上して、五月二十一日北知床岬まで進んだが、急激な潮流に妨げられて進航することが出来なくなつた。夫故南に引返し、マヌイから島を横斷して西岸の九春内に出で、夫より北上して六月二十日松田に出會つたのである。そこで兩人は同月二十二日曩に松田が達した處（ラツカ）まで進んで、樺太が離島なることを見極めた上、歸國の途に就

き、閏六月二十日宗谷に到着した。時に松前奉行が蝦夷地を巡視して其の地にゐた爲に、兩人は樺太探檢の結果を報告した。

然るに間宮は此の際更に樺太北部の探檢を命ぜられ、同年（文化五年）七月十三日宗谷を發して第二回探檢の途に上つた。先づ白主に渡り、夫より西海岸を北航して其の年を送り、翌文化六年五月十二日黒龍江河口と相對する處（ナニオー）に達した。之より更に進航しようとしたが、船頭（蝦夷人）が承知しない爲に、已むを得ず前年松田と出會つた處（ノテト）まで引返し（同月十）、對岸に渡る準備を整へて七月二日海峡を横斷し、更に進んで黒龍江岸に至り（同月十）、土人の交易などの有様を視察した上同江を下り終に九月二十八日を以て宗谷に歸つた。東韃地方紀行は間宮が第二回の探檢記である。實に間宮は西比利亞を探檢した最初の日本人であり、又樺太が離島なることを證據立てた最初の人である。樺太の西に在る海峡を間宮海峡と名付けられたのは其の爲であり、又明治三十七年四月二十二日に正五位を贈られたのも亦其の功績によるのである。曩に（文化二年）樺太近海を測量して、『樺太が半島たること疑ひなし』と報告した露人クルーゼンスタルンは、後に間宮海峡の發見を聞いて

「日本人我に克てり。」と叫んだと云ふことであるが、實に痛快至極である。さて間宮は第二回の探検後、一旦江戸に歸つたが、其の際嘗て蝦夷地で識合になつてゐた伊能忠敬に就いて、測量、觀測の術を學び、文化八年(時三)の冬松前に向つた。此の時忠敬は送別の文を作つて之を間宮に與へ、口を極めて間宮の人柄を賞讃した。間宮は松前に渡つて、當時其の地の牢屋に繋がれてゐた露國の海軍中佐ゴロブニンに面會し、天文、測量に關する問答などを試みた。斯る次第で間宮は探検家として大いに名聲を博し、仁孝天皇の弘化元年(十二代將軍)二月江戸深川 蛤町の宅で歿した。時に年は六十五歳。そこで其の齒は深川の本立院に、骨は常陸の郷里專稱寺に葬られた。專稱寺の墓石は父(庄兵衛)の石碑に倣つて大きくしられなかつたが、其の側には明治四十三年に建てられた大きな記念碑があつて、間宮の功績を永久に傳へて居る。

長崎に於ける英國船の亂暴 間宮が第二回探検に出かけた翌月即ち文化五年八月長崎に一大事件が起つた。同月十五日和蘭の國旗を掲げた外國船が一隻長崎港外に進んで來た。そこで長崎奉行松平康英は例によつて一人の檢使を出し、和蘭商館の書記二名と共に旗合

せに向はせた。旗合とは豫てジャバ島バタバにゐた和蘭の總督から奉行に差出して居る秘密の旗を持つて入港する船に臨み、其の船の持參した旗と見合せて、日本貿易の許されて居る商船が否かを檢査することを云ふのである。檢使等載せた小舟が近寄ると、其の外國船の水夫が和蘭書記二名を捕へて之を船中に入れ檢使の上船を拒んだ。「怪しい船だ。」と思ふてゐる中に、和蘭の國旗を引下して英吉利の國旗を櫓に掲げ、無理に檢使の小舟を逐還した。其の上夜に入つて後、彼は三艘の小舟を出して港内を視廻つた松平康英は大いに其の無禮を憤り、兵力に訴へても和蘭書記を取返さうと決心し、此の年長崎の守備に當つてゐた佐賀鍋島藩の守兵に開戦の用意を命じた。然るに元來和蘭船は毎年五月入港、九月出帆と定まつてゐるのに、此の年は七月を過ぎて入港しなかつた所から、守備隊は最早蘭船の渡來なきものと推測し、且つ藩の費用を節減しようとして、奉行にも告げずして僅かの番兵のみを止め、隊長以下多數の者は歸藩した後であつた。夫故奉行は大村、佐賀等の諸藩に出兵を命じて其の到着を待つことにした。所が其の夜曩の二名の書記は釋されて歸り「彼の船は英國船フエイトン號である。今歐洲では佛蘭西のナポレオン一世が

近隣の諸國と兵を交へて頻に領地を増し和蘭をも其の屬國にした爲に、和蘭國旗の閃く處は出島のみである。然るに佛蘭西と戰爭中なる英吉利は敵方の商船(蘭船)が長崎に碇泊せりと聞込み、之を捕獲せんが爲にフエートン號を派遣したのである。併し今は蘭船の港内にゐないことが明かになつたから、出島の和蘭商會から薪水、食料の供給を受けた上で出帆しよう。出島に手を着けないのは、敵意なき日本に敬意を表するからであると申して居る。」と告げた。康英は之を聞いて益々怒り「我が國法を犯して入港するとは不届至極。速に出帆せざるに於ては撃沈すべし。」との趣意の書面をフエートン號に送らせた。所が彼は之に對して「英國船が此處に入港したのは戦時の習。敵國たる和蘭の商船捕獲の爲であるが、既に蘭船の不在を確めたから、薪水、食料の供給を受けて退去しよう。和蘭國旗の樹つて居る出島を荒さないのは、日本の領土内なるが爲である。此の上無禮を加へるならば、我は日本を以て我が敵國に加擔するものと認め、場合によつては已むを得ず、長崎市を砲撃致す。」との返書を寄せた。康英の怒は極度に達し、徹夜でフエートン擊攘の準備に取懸り、近隣諸藩の出兵を待詫びてゐた。和蘭商館長は大いに之を憂ひ、頻に開戦の不

可なる所以を説いた爲に、康英も其の言葉を容れて、薪、水、米、野菜等と與へ、和蘭人は牛、豚等を贈つた。かくて同月十七日フエートン號が長崎を退帆した後大村藩の兵が到着したから、折角の出兵も無駄になつた。憐むべし奉行康英は此の全責任を一身に引受け、幕府に對する謝罪狀を遺して同夜切腹した。土地の人々は康英の心事に同情し、同市諏訪神社の境内に祠を建て、其の靈を祀つた。幕府は鍋島家の不都合を責めて藩主(直)に逼塞を命じ、藩士七人に切腹させた。樺太、擇捉に於ける掠奪と云ひ、此の長崎事件と云ひ、雷さへ外國人に接觸することを快しとしなかつた我が國民に對して「外人憎むべし。」との情を懐かしめた著しい種で、攘夷論は日に高まるばかりの有様になつた。

露國の艦長を捕ふ 露人の掠奪以來幕府は擇捉、國後方面に守備隊を派遣して、大いに警戒を加へてゐた。所が文化八年五月九日千島の測量に従事してゐた露西亞の軍艦デアナ號が擇捉島紗那灣に入港して薪水を求めた。我が守備隊長は「此の地は薪水共に乏しければ他の地に向ふべし。」と諭して、其の地を指定した。然るにデアナ號は我が指定地には至らずして、同月二十七日早朝國後島に寄港した。同島に待構へてゐた我が守備隊は先年の

復讐を思ひ立ち、チアナ號目懸けて發砲した。するとチアナ號は砲彈を避けて遙かの沖に退去した。『取逃しては残念なり。』と思ひながら視てゐると、彼は小舟を下して近海の測量を始めた。そこで我が守備隊は發砲を止めて彼の爲すが儘に棄置くこと數日の後、小舟を海に浮べ遙に手招して上陸を勧めた。程なく艦長ゴロブニンは從者と共に上陸して我が隊長に面會し、薪水を求むる意を述べた上、我が響應を受けて歸艦した。翌日ゴロブニンは再び從者を連れて上陸し、隊長に面會を求めて前日の好意を謝した後、先年の露人の掠奪に關する我が詰問に對して『それは露國政府の意志に非ず。一私人の暴行なり。』と答辯し、『チアナ號の寄港は薪水を求むる外には何等の野心無し。』との意を述べた。そこで隊長は『薪水供給の儀は松前奉行に伺つた後でなければ取計らひ難い。既に急使を奉行に差出したから、何分の沙汰ある迄、乗組員の一人を人質として差出すがよい。』と諭した。ゴロブニンは『部下と評議の後ならでは。』と曰ひながら席を立去らうとした。隊長は刀の柄に手を懸けた。豫て用意の番卒三百餘人が一時起つて、逃出したゴロブニン以下七名の露人を悉く捕縛した。時は同年六月二日であつた。やがてゴロブニン以下七名を函館に護送し、函館では之を獄屋に繋いだ。

さてチアナ號では副艦長リコルドが萬一を氣遣ひ、望遠鏡を把つて海岸を視詰めてゐたが、俄に起つた閃の聲に『さては』と驚き、尙も眸を凝らして視てゐると、數十名の日本番卒が海岸に駆出して、ゴロブニンの乗乗てた小舟の帆や櫂などを持去つた。其の後は静まりきつて何の音も聞えず、ゴロブニン等の姿も見えず、唯風に翻る陣屋の幕を見るのみであつた。そこでリコルド以下五十一名の乗組は艦長の遭難を悟り、錨を上げて港内深く進み寄り、發砲すること百七十回に及んだ。併し陸上からの砲彈が屢々船を掠めるのみならず、上陸すれば同じ憂き目に遇ふ心配もあり、又萬一艦が沈められるならば、此の事を本國に通知することも出来ず、尙又千島近海測量の成績を報告することも出来なくなるとの心配から、砲撃を中止し、偶護送せられる艦長の船を見送りながら遙に艦長に向つて『再び我が艦を見よ。再び露西亞を見よ。歐洲を見よ。』と叫び、同月七日國後を出帆して西比利亞のオホーツク港に歸つた。

高田屋嘉兵衛日露の紛議を調停す チアナ號の副艦長リコルドは、其の後ゴロブニン等

を取返して露國の名譽を恢復せんことに心を碎き、先づ其の安否を探らんとて文化九年八月五日再び國後島に來り、同乗した日本人五郎次を上陸せしめて、ゴロブニンの安否を尋ねさせた。五郎次は先年フオストフが擄掠の際、捕へられて西比利亞に連歸られてゐた者である。翌日五郎次が歸艦して「ゴロブニン等は皆殺されたさうです。」と報告したのを聞いて、リコルドは大いに其の不法を憤り、「假令露國政府の命令は無くとも、砲が碎けるまで砲撃して此の恨を晴らさなければ、軍人の面目が立たない。」とまで考へた。併し「五郎次唯一人の言葉を信ずるは危険なり。」と思ひ直し、再び五郎次を上陸せしめて、日本官吏からゴロブニン等が殺されたと云ふ證據の書付を受取らせることにした。然るに五郎次は上陸後更に姿を見せなかつたから、艦では此處に入港する日本船を捕獲してゴロブニン等の安否を取調べることに評議を決した。

さうとは知らず八月十六日の夜明前、一艘の大形日本商船が遙の沖合から國後目指して進んで來た。之は當時幕府の御用船頭として北海道地方に名を賣つてゐた高田屋嘉兵衛が乗込んで居る商船であつたのである。嘉兵衛は此の時擄掠島で積込んだ魚類を函館に送る途

中であつたが、海上暴風に逢つた爲に、一時國後に避難しようとしたのである。舷頭に立つて海岸を望むと、海濱數箇處に幕が張つてあり、盛んに篝火が燃えて居る。灣内には見馴れの船が見えて、何となく殺氣立つた光景である。心竊に怪しんで居ると、一艘のボートが近寄つて來た。視れば武装した數名の露西亞人が鐵砲の筒先を嘉兵衛の船に向けて居る。嘉兵衛は驚きながらも八方に下知を傳へて之を防がうとしたが、船中の者共は恐ろしさの餘り多くは船底に隠れてしまつた。露人は忽ち船中に跳り込み、劍を抜いて嘉兵衛を圍み直に繩をかけようとした。そこで嘉兵衛は身振、手業で「自分が此の船の長である。ことを示すと、彼等も大丈夫と思ふたか、繩打つことを止め、手眞似を以て「露艦に來れ。」と告げた嘉兵衛は之を快諾して早速衣服を改め、兩刀を腰にして程なく露艦の人となつた。見れば艦上には筋骨逞しき露兵七十餘名が銃、劍を執つて整列して居る。然るに嘉兵衛は泰然自若として少しも之を恐れず、導かる、儘に其の前を過ぎ、副長に近寄つて一禮した。リコルドは其の態度を見て、凡人ならざることを知り、敬意を拂つて嘉兵衛を上席に就かせた上、嘗て五郎次に書かせて置いた來航理由書を示した。之に由て嘉兵衛は彼

等の來意を悟り、ゴロブニン等が函館に居ることを告げたが、言葉がよく通じない爲か、或は嘉兵衛の言を疑つた爲か、兎に角勘察加に同行した上で、色々相談をしようと思ふことになつた。嘉兵衛は之を快諾し、リコルドと共に一旦自分の船に歸り、譯を話して部下に別れを告げた上、再び露艦に乘移つた。之より海路屢々風波の難に逢つたが、終にペトロバウロウスク港に到着した。其の間嘉兵衛はリコルド以下の者に「大將」と呼ばれて尊敬を受けてはゐたが、何分にも露西亞語を知らない爲に、自分の意見を述べることが出来ないのを遺憾とし、着港後給仕の一少年を手馴づけて露西亞語の稽古を始めた。其の熱心は恐るべきもので、僅か數十日の後に、日常の談話は出来る様になつた。そこで一日嘉兵衛はリコルドに面會を求め、先年擇捉、樺太に於ける露人の掠奪が露國政府の指圖によるか否かを問質し、其の意志に非ざることを確かめた後、膝を進めて「日露不和の基はフォストフ等の掠奪に在り、しかも夫が露國政府の指揮に出づるものと誤解された爲である。若し彼等の掠奪は露國政府の與り知らざる所なりとの證明書を差出されるならば、我が政府も疑ひを晴らしてゴロブニン等を放還するであらう。兩國和解の媒には及ばずながら拙者が當る

から、其の手續きをしては如何。」と談じた。リコルドは「固より願ふ所なり。」と打喜び、本國政府の證明書を得る手續きをしたが、萬一嘉兵衛が大病にても罹つては折角の媒を失ふとの心配から、證明書の到着を待たず、兎に角國後島に向ふことにした。かくて文化十年六月五日チアナ號は國後に安着し、嘉兵衛は上陸して事の次第を同島の長官に報告した。幸ひ松前奉行から露人に示すべき書面が届いた爲に、之を受取つて歸艦したが、其の書面は日本文のものと、之を露西亞語に譯したものと二通で、其の譯文はゴロブニンの筆であつた。

是より先ゴロブニン等は函館から移されて松前の牢屋に繋かれ、數回訊問を受けたが、其の際擇捉、樺太に於ける露人の掠奪はフォストフ等個人の仕業で、露國政府の意志では無いとの辯解をしたのである。

さて嘉兵衛、リコルド立會の上、奉行からの書面を開いて見ると、「先年レザノフ長崎へ渡來の際、我が國は我が國古來の國法に據つて之を遇し、聊の危害を加へざるに拘らず、其の後露人は樺太、擇捉に於て掠奪を恣にした。夫が爲國後在勤の役人は露國の



船艦を以て、悉く我に寇なすものと信じ、ゴロブニン等七名を捕へた次第である。彼等は頻りに先年の掠奪は本國政府の與り知らざる所なりと辯解するが、容易に信ずることは出来ないから、露國政府から其の證明狀を差出す様に取計らふべし。』と云ふ文意であつた。リコルドは快く之を受け、之より函館に向ひたいから、二名の水先案内を附けられる様にと願ひ出た。國後長官は『水先案内の儀は奉行の指圖を待つ必要があるから、當分此處に逗留すべし。』と答へて置いて、其の取計方を奉行に伺ふことにした。七月十一日松前奉行から使者が来て、リコルドに左の趣を傳へた。

- 一、フォストフ等の掠奪は露國政府の與り知らざる所なりとの證明書を作り、露國官吏二名以上の運署をなすべし。
- 一、フォストフ等が奪つた物の中、武器類は搜索の上残らず返納すべし。
- 一、右の證明書を得たる上函館に来るべし。

リコルドは出帆の準備を整へ、同月十四日オホーツク港に向つて出發し、嘉兵衛は函館に歸つて其の來航を待つてゐると、數十日の後彼は證明書等を持つて函館に入港し、嘉兵衛

の歡迎を受け、尙奉行との會見手續を打合せた。かくて松前奉行はリコルドから證明書を受取つた上、既に八月十七日松前より函館に移して置いてゴロブニン以下七名の露人をリコルドに渡して歸國させた。是によつて三年に跨る日露の紛議も漸く解決を告げたが、時は文化十年九月下旬であつた。露艦の出帆以前嘉兵衛は屢々之を訪問して或は乗組員を饗應し、或は記念品などを贈り、其の出帆に當つては自ら之を港外に見送り、互に健康を祈つて別れを告げた。解け難い日露の不和を圓滿に解決し得たのは全く嘉兵衛の力によると謂つて差支はない。之より後嘉兵衛の名は全國に響き、家業は益々盛になつたが、晩年郷里淡路國都志に歸り、文政十年四月五十九歳で亡くなつた。明治の朝廷は其の功を認め

て明治四十四年九月最上徳内、近藤重藏と同時に正五位を贈られた。

外國船撃攘の令 露人の掠奪、英國船の暴行有つて以來、我が國人は外國船を忌み嫌ふこと蝸蛇の如く、唯薪水を求めん爲に立寄る外國船を見ても、直ちに掠奪、暴行をしはせぬかとの疑を懐く様になつた。夫故文化七年五月英國船が常陸の大津(多賀郡)の沖に顯はれて其の船員が上陸した時の如きも、水戸藩の守備兵は之を捕縛した上開戦の用意を始

めたのである。所が之は船中の病人に飲ませる薬を求めに来たものと知れた爲に間もなく放つて船に還らせた。又文政元年英國船が浦賀に来た時も、其の地の守備兵が數十艘の小舟に打乗つて之を圍み、浦賀奉行から人を遣つて「何故の寄港なるか。」と詰問させたが、言語不通の爲に要領を得ず兎角する中に其の船は逃去つた。尙同く五年英國船が浦賀に来た時にも、守備兵を増した上、浦賀奉行から通辯を遣つて其の來意を訊問に及んだが、之は捕鯨船で、薪水を求めに来たものと分つたから、薪水食料を與へて立去らせた。尙又同七年五月英國船が復常陸の大津に寄港して、其の水夫が上陸したが、例によつて守備兵は之を捕へて、事の次第を幕府に急報した。併し之も捕鯨船で、少しも敵意の無いものであることが明かになつたから、之も亦放還した。斯の如く當時英吉利の捕鯨船などは折折我が近海に来たが、其の姿を認めると、近隣の諸藩は寄港すると否とに拘らず、兵を其の海岸に出して警戒を加へたものである。然るに同年八月英國船が薩摩の寶島に来て、牛を求めようとした。島民が之を拒んだ所が、其の船員は銃を携へて上陸し、無法にも牛を撃殺して持去らうとした。そこで島民も銃を發して一船員を斃した。其の勢に恐れて殘

りの者は本船に引揚げて逃去つた。此の事件が江戸に傳はると、幕府では大いに其の不法を憤り、種々評議を凝らした末、翌文政八年二月十八日外國船撃攘の令を出し、「若し外國船が我が海岸に近づくならば、幕府の命を待たずして之を砲撃せよ、幸に逃去らば之を追ふには及ばないが、強ひて上陸するならば、遠慮なく之を打殺すべし。萬一見誤つて和蘭船を砲撃するとも御咎めは無い。」と申渡した。之が爲にさうとは知らず我が海岸に近寄る外國船は、此の後屢々撃攘はれた。米國船モリソン號も其の一つで、之が同時に外國船撃攘の令を弛める動機になつた。

外國船撃攘の令を弛む 天保八年六月米國船モリソン號が、日本の漂流民七名を護送し、且つ通商を請はんとの下心を以て浦賀港に近寄つた。我が漂流民七名中の三名は天保二年難船して北米加奈陀のクキーン・シャロット島に漂着し、英國人に救はれて先づ英國に送られ、次に支那の澳門に護送せられた上、或る宣教師の保護を受けてゐたものであり、他の四名はフィリピン群島に漂流し、其の頃澳門に護送せられて、曩の三名と一所になつたものである。然るに當時澳門にゐた米國商人は、日本と貿易を開かんとの希望を懐いてゐ

た所から、商船モリソン號を仕立て、之に漂流民を載せて浦賀に向つたのである。所が浦賀奉行は外國船撃攘の令に従つて、無遠慮に之を砲撃した。そこでモリソン號は、せめて漂流民だけは送り届けようとて、漢字を以て其の趣を記した白布を海面に浮べたが、我が守備隊は一向之には目を觸れず、無二無三に砲撃した。爲にモリソン號は入港を斷念して歸航の途に就いたが、漂流民の心中を憐れむ餘り、其の途中鹿兒島灣に入らうとした。然るに其の灣口なる佐多村近海で、復もや砲撃を受けた爲に、目的を達せずして再び澳門に向つて歸航した。此の時我が漂流民は大いに落膽して、中には「本國を思ひ切つた印だ。」と叫びながら、鬚を切棄てた者もあつた。

所が此の事件を聞誤まつたものと見え、翌天保九年長崎の和蘭商館長は幕府に風説書を差出して「遠からず英國船モリソンが渡來して通商を請ふ筈である。」と告げた。幕府は之に對しても撃攘の令を厲行することに評議を決した。然るに當時江戸に尙齒會と云つて、高野長英、渡邊崋山などの蘭學者が組織してゐた會があつた。頻りに蘭學を研究しつゝ、内外國の形勢を論じてゐたものであるが、同年十月十五日の尙齒會に出席してゐた幕府の

或る役人が右の風説書の寫しを示した上、幕府の評議が撃攘に決したことを語つた。所が崋山や長英は「モリソンとは豫て聞及ぶ英國の東洋學者ロバート・モリソン氏のこと、船の名ではあるまい。萬一幕府がモリソン氏の船をも撃攘ふならば、恨みを英國に買つて、取返しつかぬ大事件になるに相違ない。外國の學術を研究しつゝある我々が奮起して、世人の迷夢を覺ますべき秋である。」と曰つて、崋山は慎機論などの書を著し、長英は夢物語と云ふ書物を作つて、撃攘の無謀なる所以を論じた。慎機論は同志に示したのみであつたが、夢物語は廣く世間に傳はり、幕府の要路に立つ人の目にも觸れた。所が此の頃幕府の目附役に鳥居忠耀(甲斐守)と云ふ人があつた。大學頭林述齋(衛)の子で、鳥居一學の養子となり、老中水野忠邦の信用を受けて幕府の目附となり、後に江戸町奉行に轉じた人であるが、當時蘭學が盛んになり、林家の門人にまで蘭學に志す者が出來だしたのを憤り、常に蘭學者を嫌つてゐた。所が此の頃江戸の市中に「蘭學者の中に、貧民を率ゐて無人島に渡る計劃者がある。」との噂が立ち、「崋山、長英共に其の一人なり。」との評判が高まつた。そこで忠耀は之を忠邦に訴へた。幕府は直ちに役人を遣つて崋山の家宅を搜索して慎

機論などの著書を見付け、華山を捕へて之を牢屋に入れ、更に長英の捕縛に向はせた。其の際長英は逸早く逃げ出して或る友人の家に隠れたが、幕府の役人が自分の家を探索して書類を持去つたと云ふことを聞くと、深く自首して出た。取調べの結果、無人島渡航計劃の無根なることは明かになつたが、「妄に書物を著して世人を惑はし、幕府の政治を非難したるは不届なり」との趣意によつて、天保十年十二月幕府は兩人を罪人と判決し、華山を三河國田原(華山の藩主三宅氏の城地)に移して禁錮に處し、長英を終身禁錮に處して江戸傳馬町の牢屋に入れた。和蘭風説書の誤りが思も寄らぬ大事件になつたものである。

渡邊華山 は三河國渥美郡田原の城主三宅氏の家老渡邊定通の子で、寛政五年九月江戸牛藏門外の藩邸に生れた。然るに幾日立つても目を開かない所から、両親は「盲目らしい」と心配しながら、或日其の背を敲いた所が、始めて目を開いた。仍つて人々は「普通の子供では無からう」と噂し合つたが、其の推察に違はず、幼少の時から能く父母の命を守り、何事につけても驚揚で、他の子供からは鈍物の様に誹られてゐた。併し華山は少しも之を氣に懸けず、明暮藩侯の内庭に出入して藩主夫妻に愛せられ、五歳頃から藩主が田原に歸られる時にも召連れられてゐた。かくて華山は八歳の時(寛政十二年)から藩主の世嗣の御相手に擧げられた。所が或日華山は日本橋を過ぎ、誤つて備前岡山の藩主池田侯の乗物の前を横切つた。すると、其の御供が容赦なく華山を捕へて散々に打罵した。時に

華山は十二歳であつたが(文化元年)、心算に池田侯は自分と同じ年頃だが、嚴めしい行列を整へて大道を歩し、自分は其の從者の打罵する所となつた。奮發勉勵して名を天下に掲げ以て此の恥辱を雪がざるべからず」と決心し、先づ漢學を修めた。然るに其の家が貧困である上に、父が長い病氣に罹つた爲に、華山自ら一家の生計を立てなければならなくなつた。人の勸によつて繪の稽古を始め(十六歳)、其のかたは紙燈籠、紙鳶、團扇などに繪を書いて生活の資金を得るやうにした。然るに元來華山は繪畫の天才を備へてゐた爲に其の上達は頗る早く、殊に三十歳頃から西洋畫の陰影法を研究して肖像畫に妙を得、畫名を天下に轟かすに至つた。華山が蘭學に心を寄せたのも此の頃からであるが、原書を學ぶのは既に晩しと悟り、高野長英等の原書の講義を聞いて海外の事情を知り、遂に田原藩沿海地の人々に海外諸國の國旗と軍艦の繪を與へ、外國船渡來の場合には、其の旗を見分けて報告せしめる様にした。さて華山はモリソン事件によつて田原に禁錮せられること一年餘に及んだが、自分ゆゑに藩主までが迷惑を受けられる様なことが有りはせぬかと心配して、天保十二年十月四十九歳で自殺した。今其の墓は田原の城寶寺に在り、田原城址には其の記念碑があるが、其の碑の建てられた年、即ち明治二十四年の十二月に朝廷から正四位を贈られた。

高野長英 は陸中水澤の人で、文化元年生れてゐる。幼より和漢の學を修め、十四歳にして叔父高野玄齋の養子になつたが、長英の實父は後藤實仁(玄齋は杉田玄白の門人であつたから、長英は之に就いて蘭學をも習つた。十七歳にして江戸に出て(文政三年)、蘭醫吉田長叔の門人となつて其の研究を重ね、更に二十一歳にして長崎に遊び(文政七年)シーボルトと云ふ和蘭醫者に就いて蘭學及び醫術を學んだ。業成つて後江戸に歸り、醫術と翻譯とを家

業としてゐた。夢物語が災難の本となり、傳馬町の獄に繋がれたが（天保十年、時に三十六歳）、之より六年の後即ち弘化二年其の牢屋の火事に乗じて逃去り、薬品を用ひて顔を焼き、姓名を變じて諸國に往來した。後再び江戸に立歸り、澤三伯と名乗つて翻譯に従事してゐたが、終に探偵の知る所となり、七人の捕手が向つた。長英は其の一人を刺し、他の一人を傷つけた後、柱に倚つて立つたまゝ、自づ咽喉を掻切つて死んだ。時は嘉永三年十月、年は四十七歳であつた。明治三十一年七月正四位を贈られた。

さて曩に浦賀及び鹿兒島灣口で砲撃を受けたモリスン號は空しく澳門に歸つたが、船中なる我が漂流民は、身の不運を悲しむ書面を認め、之を長崎行の支那船に託して郷里に送らうとした。天保十二年七月長崎奉行は之を見て大いに漂流民に同情し、其の書面を幕府に差出した。幕府も爲に心を動かし、評議の末、外國船擊攘の令を廢して、「外國船漂着の場合には、其の需要品を與へ、上陸を許さずして歸航せしむべし。」と改めた。時は天保十三年七月であつた。（漂流民は其の後如何）此の年支那に於ては、世に所謂阿片戰爭の結果、英國に對して償金を出し、香港島を割讓し、尙五箇所の港を開いて貿易港にした。

阿片戰爭 英國の東印度商會が印度に勢力を得てから、盛に印度の阿片を支那に輸入した。之が爲に支那人は唯金銀を費すのみならず、精神を弱め、健康を害する所から、其の輸入を禁じた。然るに其の禁令が行はれずし

て、秘密の輸入が多かつた。そこで兩廣（廣東、廣西）二省の總督林則徐は、我が天保十年廣東港に阿片の輸入を嚴禁し、其の地の英國商人が貯へてゐた阿片二萬餘箱を燒棄した上、遂に英人との貿易を禁じた。すると翌年英國は艦隊を派遣して廣東、廈門、寧波等の港を封鎖し、遂に南京に逼つた。支那兵は連戰連敗の末、天保十三年南京に於て條約を結び、英國の軍費と燒棄した阿片の償として償金二千一百万兩を出し、香港島を與へた上、上海、寧波、廈門、福州、廣東の五港を開港場とした。此の戰を阿片戰爭と云ふのである。

和蘭王の忠告 外國船擊攘の令を弛めてから二年後の弘化元年七月、和蘭國王ウィリヤム

二世の使を載せた軍艦が長崎に入港し、長崎奉行の手を経て忠告の書面を幕府に差出した。夫を見ると、先づ阿片戰爭の結果支那が五港を開いたことを述べ、次にナポレオン戰爭以後羅羅巴諸國が頻りに東洋貿易に目を着けて居るから、日本近海に出没する外國船の多くなることを告げ、更に日本が外國船を擊攘ふならば、支那同様の憂き目に逢ふ恐あることを警告し、尙外國船擊攘の令の弛められたことを賞讃すると同時に、「難風に會つて漂着した外國船に薪水、食料を與へて歸航せしむるのみでは不十分である。他に然る可き理由あつて入港する船を見付け次第に砲撃する様なことがあつては、如何なる大事件を惹起すかも知れない。殊に西紀千八百〇七年（我が文）汽船の發明あつて以來、交通が便利になり、各

國相交つて貿易するは萬國共通のことになつて居る。然るに依然として舊法を守り、國を鎖すは感ずべきことではない。二百年來特別の交際をした禮儀を重んじて、茲に使を出して開國を促す。」と忠告した。幕府は之を見て評議を始めたが、容易に相談が決しない所から、「返答は追て長崎の和蘭商館長に渡す。」と申渡して使を歸國せしめ、翌弘化二年六月に至つて書面を商館長に與へ、「わざ／＼御忠告の御親切は篤く感謝するが、我が國は祖先以來の國法を變ずることは出来ない。」と答へた。随つて和蘭國王折角の忠告は無駄になつたが、當時我が國は少數の蘭學者を除けば、上下共に外國人を遠ざけんとする攘夷思想に凝り固まつてゐた時であるから、己むを得ないことと謂ふ外はない。さて此の翌年即ち弘化三年正月、第九十代 仁孝天皇は在位三十年、御年四十七歳で崩じ給ひ、當時御年十六歳の皇子 統仁親王が立つて、第一百二代 孝明天皇とならせられた。此の年間五月米國船が浦賀に来て通商を請ふたが、幕府は固より之を許さず、弘化四年六月長崎の和蘭人が「西洋諸國は同盟して通商を日本に請ふに至らん。」と告げたが、幕府は之をも顧みず、嘉永二年閏四月浦賀に來た英國船の通商の願をも斥け、同三年六月長崎の蘭人が「英領印度總督も米國も遠から

ず通商請願に來るべし。」と告げても、同五年八月長崎の商館長から「米國は軍艦を派遣して開國を促す筈なり。」と知らせても、幕府は依然として其の方針を改めず、専ら我が沿海地方の海防に力を用ひてゐた。かゝる際に有名なペルリが來たのである。



### 第五十三章 ヘルリの來朝と和親條約

米國議會の決議 徳川幕府が西洋諸國の要求を斥けて、鎖國方針の維持に苦心してゐる頃、亞米利加合衆國の捕鯨船は頻に我が近海に出漁し、其の數凡そ千二百艘にも達したのであるが、我が國に就いて薪水、食料を求めるとも出來ず、船の修理も出來ない。已むを得ず幕府の目の届かない小笠原島や布哇などの港に入つて其の必要を満たしてゐた。隨つて米國では、捕鯨船の保護上、日本に開國を促すべしとの議論が高まつた。其の上米國は我が弘化元年に、支那と通商條約を結んで、其の貿易を營むこととなつたのみならず、嘉永元年米國西海岸のカリフォルニヤ州に發見せられた金鑛の勞働者として、多くの支那人が渡航する様になつた爲に、太平洋を横斷して支那に往來する航路を開くべしとの議論も高まつた。然るに長途の航海に要する石炭の全量を船に積込むことが出來ないから、石炭の補給を仰ぐ爲にも日本に開國を促す必要を認められた。そこで嘉永三年の米國議會は「東洋方面に向ふ艦隊の勢力を増し、之を派遣して日本に開國せしむべし。」と決議した。時の大

統領ミラード・フィルムモア(米國第十三代の大統領)は海軍少將ペルリを米國の印度支那艦隊司令官(水師提督)とし、我が將軍に呈すべき書面、及びペルリに對する信任狀を與へて、我が國に向はせることにした。ペルリは我が嘉永五年十月十三日(西紀一八五二年十一月二十四日)ノーフォークを出發し、大西洋、印度洋を経て翌年二月二十八日澳門に着した。之より香港に寄港した上、遂に上海に入港し、此處で愈日本に向ふべき艦隊を整へ、琉球、小笠原を訪ふた後、浦賀灣頭に顯れたのである。

ペルリの琉球及び小笠原の巡察 上海に於けるペルリは日本の本土に向ふに先立つて、琉球及び小笠原島が支那に對する新航路の寄港地となり得るか否かを確めんが爲に、嘉永六年四月十日上海を出帆し、同月十九日琉球の那覇に入港した。琉球の役人は驚きながら其の艦を訪ふと、ペルリは島中の高官以外の者には會はないと云つて、其の役人を歸らせた。數日の後、琉球王の攝政が數名の役人を隨へて其の船を訪問した。一同が甲板に上ると、艦では三發の砲を放つた。其の音に驚いて腰を抜かした役人もあつた。やがて艦内を案内せられて蒸氣機關室に入つて不思議の目を見張り、更に樂隊に吃驚しながら遂に導かれてペルリに會見した。一時間餘餘快談の上、ペルリは艦員上陸の承諾を得、尙後日王城の訪問を約して別れた。之よりペルリは艦員を上陸せしめて島内の視察海岸の測量などを行はせ、遂に自ら首里の王宮を訪ふた。時に琉球王は十二歳の幼主であり、其の母は病中なり

とのことで、面會しなかつたから、二三の贈物を差出した上、攝政の屋敷を訪ふて、鄭重な變應を受け、一時一行は他に航海するが、他日再び入港する旨を告げて歸艦した。

かくてヘルリの一行は、航海五晝夜にして小笠原父島の二見港に入港し、碇泊四日の間に、島内の視察、港内の測量を爲し、島民に家畜、果樹の種を與へ、或は貯炭所の位置などを見定めた後、再び那覇に歸航した。此の間に琉球では攝政が交代してゐたから、ヘルリは新攝政を艦中に招いて、盛な變應をした上、同年五月二十六日浦賀を指して出帆した。一行の艦はサスクハナ、ミシシッピ(此の二艦は汽力、風力兼用の軍艦)、サラトガ、プリマウス(此の二艦は帆船)の四艘であつた。

**ペルリ浦賀に入港す** ヘルリの乗つて居る旗艦サスクハナは、サラトガを、ミシシッピは

プリマウスを曳きながら航海を續けて嘉永六年六月三日(西紀一八五三)年七月八日)まだ朝霧の霽れやらの相模灣口に達し、次第に薄らぐ霧の絶間から右に大島を望み、左遙に富士の高嶺を眺めつゝ、同灣口を横斷して、正午前三浦半島の南端に近寄つた。ペルリが信號旗を橋頭高く掲げると、各艦は立所に砲門を開いて彈丸を込め、水兵は何れも武器を執つて各々其の部署に就き、全く戦闘準備を整へた。之はペルリが「溫和なる態度では到底使命を果すことが出来ない。」と考へてゐたからである。艦隊は次第に進んで江戸灣内に入り、驚いて逃去る

漁船には目も懸けず、絶えず鉛錘を下して水深を測量しつゝ、徐行を續けて同日午後五時頃浦賀港内に碇を卸した。前年ノーフォーク出帆以後實に二百二十六日目であつた。之が當時我が國で

太平の暇を覺ます蒸汽船(上喜撰茶の名)

たつた四杯(夜も寝られず)

亞米利加の米より喰はぬ國なれど

日本人はあわを喰ふなり

などと評判の高かつた黒船騒の序幕である。

**強硬なるヘルリの態度** 當時の浦賀奉行は戸田氏榮(伊豆守)で、豫てより陸上には大砲を据付け、守備兵を配置し、海には多くの警護船を泛べて警戒を加へてゐた。黒船が入港すると、是等の警護船は四方から其の周圍に集り、中には上艦して來意を質さうとする者もあつたが、黒船の水兵は武器を執つて之を威しつけて一切上艦を許さず、和蘭語の通譯と支那語の通譯とをして、『提督(ヘルリ)は當港最高の役人以外には面會しない。』と告げさせた。其處に漕ぎつけた浦賀奉行の下役(奥)中島三郎助は自ら次官なりと稱し、交渉の末和蘭



通譯(之助)を隨へてサスクハナに上艦し、艦長室に導かれて其の副官(コンテ)に面會した。副官は『此の艦隊はペルリ提督の率ゐるもので、亞米利加合衆國から派遣せられたものである。提督は大統領より日本皇帝に宛て、和親修交を求め國書を持參して居る。國書は追て期日を定めて後正式に御渡しするが、差當り其の寫しを受取つて貰ひたいから、相當な役人を差遣はされたい。』と曰つた。中島が『外交の事は一切長崎で取扱ふ國法であるから、改めて長崎に向ふべし。』と答へると、副官は『浦賀が江戸に近い爲、故ら此の地を選んだのであるから、決して長崎には行かない。相當の禮儀を以て此の地で國書を受けて貰ひたい。又提督の目的は和親に在るが、假にも侮辱と思はれることあらば、少しも假借はしない。現に當艦隊を圍んで居る警護船の如きも、早速退散すればよし、さもなくが武力を用ひても解散せしめる。』と曰つた。そこで中島は立つて警護船に退散を命じた上、黒船の強硬な態度に驚きながら引返して、其の旨を報告した。浦賀の町は大混雜、夜になると要所々々に篝火を焼き、鐘を鳴らし、警護船は遙に黒船の行動を監視してゐた。やがてサスクハナが放つた午後九時の號砲が轟き渡ると、我が守備隊は直ちに篝火を消し去り、

夜半から南西の空に顯れた彗星を見て『國の大事の前兆』と氣味わるく思ひながら一夜を明かした。ペルリの紀行を見ると、彼は『昔の人は彗星を以て、我が事業の成功する瑞祥としたものであるから、多分血を流さずして、東洋孤獨の國民を文明國民の仲間に入れ得るだらう。』と曰つたと書いてある。

翌四日與力香山榮左衛門は浦賀奉行なりと號してサスクハナを訪ひ、艦長(ブッカナン)、參謀長(アマムス)、副官(コンテ)に面會して、『此の地は國書を受取るべき處ではないから長崎に廻航せらるべし。』と諭したが、三人は『提督は長崎行には不同意。是非此の地で渡す決心である。若し日本政府が國書受取の爲に相當の委員を選定する心が無いならば、其の奉呈を任務とする提督は、餘儀なく兵士を率ゐて上陸し、自ら之を奉呈する外は無い。』と答へた。香山は其の意氣込に恐れて争ふ勇氣も出ず、『然らば之より引返した上、使を江戸に送り、其の指圖を受けるから』とて三日間の猶豫を承諾させたが、其の際黒船が一艘宛の短艇を出し、港内を測量させて居るのを見咎めて、『外國人の測量は我が國法の許さざる所であるから止めて貰ひたい。』と告げた。彼等は『測量は亞米利加の國法が命じたのである。日本

人が日本の國法に遵ふ必要あると同じく、我等は亞米利加の國法を守らざるべからず。」と答へて之を承諾しなかつた。香山は復も其の態度に驚き、尙又國書とヘルリに對する信任状とを納れた筐を示されて、其の立派さに感心し、程なく艦を辭して浦賀に歸り、かくと奉行に報告した。黒船は毎日短艇を出して海底の測量を續けてゐた。

江戸の狼狽 此の間江戸市民の心配は又格別、そも黒船到着の其の日より浦賀からの注進は引きも切らず、噂は更に噂を生み、「進退極めて自由なる蒸汽仕掛の黒船が今にも品川沖に入り来るならば、海路よりする食料品は全く望み無く、一度開戦に及べば、猛火忽ち全市を襲ふべし。」とて何れも生ける心地は無く、内々逃仕度に懸る折しも「萬一黒船が江戸近くに乘入るならば、火事に紛れぬ様早鐘を撞くから、各火事裝束に身を固め、急ぎ登城の上、夫々の持場に詰めよ。」との布令が廻つた。利を見るに鋭い古道具屋は甲冑武器の類を引出して俄に之を店頭飾る、開戦を見越す氣早の連中は、高價を厭はず之を買求める、老幼婦女は有らぬ噂を聞く度に身を震はして我が身の上の行末を氣遣ひ、宛然深淵に臨んで薄氷を踏むが如き想であつた。今に傳はる百人一首詠替任歌の中

之や此の行くも歸るも唐話知りもしないて大方の口

町中へ打出て見れば道具屋の籠兜はたかねうれつ、

などは巧に當時の有様を述べたものと謂ふべきである。

幕府の讓歩 此の時幕府に於ては將軍家慶病に臥して自ら黒船事件を議することが出来なかつた。主席老中阿部正弘(伊勢守)は同僚以下諸役と評議を重ね、尙年來我が國防に心を碎き、攘夷論者間に重きを爲してゐた水戸の老侯徳川齊昭(烈公)の意見をも聞いた上、幕府は命を浦賀に傳へて「久里濱(浦賀の西)に於て國書及び其の寫しを共に受取る手筈にせよ。」と通じた、之は幕府の一大讓歩と謂はざるを得ない。そこで同月七日浦賀奉行と號する例の香山は復もヤスクハナを訪ひ艦長以下前の三人に面會し、種々交渉の上、彼より國書と其の寫しとを同時に我が委員に渡すこと及び之に對する我が返書は來春まで延期のことなどを承諾させ、尙我が委員に對する將軍の信任状は委員到着次第持參することにして引返した。

幕府は井戸弘道(石見守)に命じて浦賀に赴き、戸田氏榮と共にヘルリに會見して國書を受

取らせることにした。弘道は同月八日浦賀に着した。すると例の香山は同日午後四時サスクハナを訪ひ、我が委員の信任状を彼に示し、翌九日を會見日と定め、ペルリの上陸歸艦に關する質問や、會見所の設備の不完全な言譯などをして引取つた。

久里濱の會見 ペルリは會見に際して危険な企てもありはせぬかとの心配から、測量船を出して久里濱附近の様子を偵察させたが、會見所の建築工事を急いで居るのみで、他に怪しむべきものはない。』との報告を得て先づ安心し、更に各艦に向つて、明日の會見を盛大ならしめんが爲、成可く多數の兵員を隨行せしむる様に命じた。

明くれば九日、夜明前から立込めてゐた雲霧も程なく霽れて快晴の好天氣になつた。見渡せば浦賀海岸一帯には葵の紋ある幕が張つてあり、其の上には様々の紋を染抜いた旗や幟が靜かに垂れてゐる。艦では籤で定められた隨行の將校、水兵、水夫等が各大禮服や制服に着換へて上陸を待つてゐた。午前八時前、サスクハナ、ミシシツビの二艦は煤煙を發かしつゝ、徐々として久里濱に向つた。他の二帆船は風が無い爲に浦賀に留まつてゐた。久里濱に近づいて海岸を望めば、此處も葵の紋の幕を引廻し、無數の軍旗が朝日に輝いて居

り、濱邊には一團の軍卒が整列して其の威力を示すもの、如くに見えた。二艦が碇を下すと、例の香山や中島が通譯などを連れ、サスクハナに漕寄せて迎へに來た。艦長(ブッカナン)の短艇が眞先に進み、其の兩側に香山や中島の小舟が附添ふて案内した。暫くすると旗艦から十三發の大砲が響き渡つて、提督の出發を報じた。二百餘の水兵、二組の樂隊、并に士官の一行が、水際に設けられた土俵造の波止場から先づ上陸して整列して居ると、やがてペルリ提督も上陸し、米國國旗、軍艦旗の旗手、及び大統領の國書を納れた筐を持つ給仕を先に立て、香山と通譯とに導かれながら數多の士官を隨へて進んだ。會見所の入口には歐洲製の小さな大砲が二門飾られ、其の傍には白鉢巻をして舊式な火繩銃を擔いで居る我が武士連中が控えてゐた。ペルリは柱や梁に符牒が鮮かに残つて居る急造の會見所に入つて設けの席に就き、我が委員と相對して無言の裡に國書の受授を爲し、我が委員からは國書の受取狀を彼に渡した。すると提督の命によつて彼の通譯は『提督は數日後此處を去り、琉球を経て、廣東に赴き、來春再び渡來致す。』と語つた。之に對して我が通譯(之助)は『來年も軍

艦は四艘であるか。」と問ふと、彼は「全艦隊を率ゐて來る筈だから、軍艦の數は更に多くなる。」と答へた。かくて壯嚴なる儀式は二三十分間で終り、提督一行は香山、中島等に送られ、樂隊に米國國歌を奏せしめつゝ、歸艦した。今日の珍客の様子如何と集つた我が見物人は何れも顔色を變へて驚いた。例の百人一首の替歌に次の様に歌つてある。

顔の色は變りにけりな徒に

亞米利加人を眺めせしまに

亞米利加の國書 久里濱で我が委員が受取つた書面は大統領の國書とペルリに對する大統領の信任狀并にペルリが我が將軍に宛てた書翰の原本及び其の寫して、何れも、英文、蘭文、支那文の三通であつた。信任狀は「日米兩國の和親、交易、航海等の條約を結ぶべき全權をペルリに委任する。」と云ふ大統領の證明書であり、國書は大統領が米國の希望を述べて我が國の開國を促したもので、其の大意は次の通りである。

亞米利加合衆國は太平洋岸より大西洋岸に達する國で、其の中カリフォルニア州などは、正に日本と相對し、蒸汽船十八日の航程に過ぎない。カリフォルニア州は諸種の礦物、農産物に富み、日本も幾多貴重なる産物を有し、日本

人は諸般の技藝に長じて居る。仍つて兩國互に交通、貿易を營んで、日米兩國の利益を圖りたいと思ふ。元來日本が支那和蘭以外の外國との交易を禁じて居ることに承知して居るが、其の規則の定められた時は既に古いことである。今や世界各國は時勢の變化に隨つて、各改新の政治を行つて居るのであるから、日本も新法律を定むるを賢なりと稱すべきである。併し若し將軍が舊法を全廢することを好まないならば、五年か十年試みに交易を許し、其の利害を察して萬一日本の不利益を認められた場合には、再び舊法に復してもよろしい。

次に米國船は毎年或は支那に渡航し或は捕鯨の爲に日本近海に出漁するものが多い。是等の船は海上颶風に遇つて日本に避難することがあるから、さる場合には其の難民を保護して、米國より派遣する救護船の到着を待つて貰ひたい。更に日本が石炭や食料に富めることは豫て聞及ぶ所であるが、米國の蒸汽船は大洋航海中多大の石炭を消費する。併し其の石炭を全部米國から運ぶことは出来ないから、米國の汽船や其の他の船が日本の港に入ることを許して、石炭、食料、水を供給せられたい。其の代價は金錢か或は日本人の好む品物を以て支拂する。

ペルリの書翰は大體右の國書と同じ意味のもので、「來春は更に數艘の軍艦を増して來航する。」と云ふことが書添へてある。

ペルリ支那に向つて去る 香山、中島等はペルリの一行を送つてサスクハナに至り、無事に國書の受渡しのは行はれたことを祝ひ、快談に時を移して居る中に、艦は香山等の乗つ

て來た小舟を其の後に繋ぎ、錨を上げて浦賀に歸航した上、香山等を立去らせた。やがて四艘の黒船が動き出した。陸上では「愈々黒船の出帆か。」と思ふてゐると、黒船は江戸灣の奥に向ひ、本牧沖に碇泊して復測量船を出した。そこで例の香山は通譯と共に小舟に打乗り大急ぎでサスクハナに漕付け、「何故此處に來たのか。」と詰問した。すると艦長は「來春大艦隊を率ゐて來る筈だが、浦賀は波風が強くて碇泊に不便であるから、他に安全な碇泊地を求めざるを得ない。」と答へた。香山は「今陸上は黒船の爲に殺氣立つて居るから、若し測量船が陸に近よれば、思ひも寄らぬ間違ひが起らぬとも限らない。尙又來年の會見地も浦賀にする筈だから、早く此處を退去して貰ひたい。」と告げた。艦長は「測量船は決して陸には近寄らないのみならず、日本人が手出しさへしなければ衝突する心配はない。次に我々が安全な碇泊地を捜すのに對して異議を申出るとは米國に對する敬意を失ふことである。米國では外國人に對して有らゆる便利を與へる習慣であるから、若し日本人が米國に來るならば、何處でも自由に航海させるのである。」と答へて應じなかつた。流石の香山も最早争ふ勇氣もなく黙つてしまふと、艦では手輕な料理を出し、香山等を饗應して引取ら

せた。翌十日も十一日も黒船は神奈川沖を測量し、其の間折々尋ね來る香山と個人的の贈物を交換し、十二日の朝江戸灣を退去して琉球那覇に寄港し、遂に香港に引上げた。

日本へひとつきたがるアメリカを

先づ春までと引きのばしけり

ヘルリ上陸記念 嘉永六年より四十八年後の明治三十四年七月十四日久里濱に「北米合衆國水師提督伯理上陸記念碑」と彫りつけた碑が建てられたが、ヘルリの孫ロジヤ少將は軍艦を率ゐて遠く米國より來航して、其の除幕式に臨んだ

珍客ハーデー水兵 ヘルリの一行に加はつて浦賀に來た黒船の乗組員中大正八年まで生き長らへた者が一人あつた。夫はハーデーと云ふ人で、我が天保七年の生れである。嘉永五年十七歳で水兵となり、ヘルリの率ゐた黒船に乗り込み、翌六年十八歳で浦賀に來り、圖書授受の際には久里濱に上陸した一人である。其の後彼は准士官まで陞進して海軍を退き、一時船長を勤めてゐたが、晩年には郷里オレゴン州オレゴン町附近で農業を營んでゐた。然るに嘉永以後我が國が急速に進歩したことを聞く毎に、日本觀光の念禁じ難く、遂に大正六年（嘉永六年より六十四年後）十一月十七日横浜入港のメキシコ丸（大阪商船會社の船）に乗つて來朝した。時にハーデーは八十二歳であつたが身には水兵服を纏ひ、殊にシャツと帽子とナイフの紐は嘉永六年に用ひたるものを着用してゐたのである。浦賀町長、久里濱村長、三浦郡長などに出迎へられて横浜に上陸し、即日東京に上つて、東京驛ホテルの

客となつた。翌十八日早朝此の老水兵は神田男爵（乃武）などの案内で久里濱に向ひ、沿道各地の歡迎を受けつ、同日午前十時四十分ヘルリの上陸記念碑前に立つた。老水兵は肅然形を整へて碑に對しハンケチを敷いて之に坐し、祈禱を行つた後、一場の講演をなし、ヘルリの來朝當時を知つてゐて現に碑の番人を勤めてゐた小川善六（時に七十六歳）を其の病床に見舞ひ、更に之も黒船當時を知つてゐる浦賀の人小櫃庄左衛門と共に、碑前にオレゴン松を植ゑた。かくて同地の海岸を逍遙し、黒船の碇泊地、上陸點などを指示して頗る往時の追憶に耽り、夫より浦賀の歡迎會に臨み、或は三浦郡教育會に講演を試みなどして其の日は歸京した。翌十九日は横濱の講演會に臨み、二十日は午前中に大隈侯爵（重信）を訪ひ、午後は親菊御宴に召されて兩陛下の御握手を賜はり、老眼に歡喜の涙を浮べて身に餘る光榮を喜んだ。之より後或は東京市の招待によつて帝國劇場を見物し（二十四日）、記念品として御聖場銀（嘉永六年品川灣内に聖場即ち砲臺を築く時に發行した一朱銀）を納れた銀製の函を買ひ、或は各所の會合に講演を試み、十二月二十九日から青山學院の教師アレキサンダーの家に移つて大正七年を迎へた。かくて同家に逗留すること四箇月餘。其の間に日本の梅も櫻も其の花盛を眺めた上、五月九日水兵服を纏ひ、例の海軍帽を振りながら見送人に向つて「サヨナラ」を連呼し、東京驛を發して歸國の途に就いた。歸國後老水兵は日本の小學生が送る澤山の手紙を受取る度に、喜んで米國の小學生などに讀み聞かせ、又機會ある毎に我が國の寫眞や贈物などを米國人に示して「日本を誤解すべからず」と語り、尙「もう一度日本に行く。」と曰つてゐたのであるが、正八年十一月八十歳で亡くなつた。

**朝廷への變上** 徳川幕府は常に朝廷に對して敬意を表してはゐたが、政治に於ては内治外交共に將軍の專斷を以て之を行ひ、「政治の事には京都の御口出しは御無用なり。」との主義を貫いて來た。併しヘルリ來朝の時には、幕府の獨斷を以て處置し難いと思ふたものか、六月九日老中から急使を以て黒船渡來の事を京都所司代に報じ、所司代は同月十三日（ヘルリ帆日）其の趣を叙聞に達した。天皇は大いに之を憂慮し給ひ、十五日を以て名高い社や寺に攘夷の祈禱を御命じになつた。察するに幕府は黒船事件の處置に窮した餘り、まさかの時には朝廷の御思案を借りようとの下心から奏上したものであらうが、之が却つて此の後の外交に關して幕府が苦悶する一つの種になつたのである。

**家慶薨じて家定嗣を** 幕府は米國の要求を拒絶したのは山々であるが、ヘルリの態度が強硬で、兵力に訴へても要求を容れさせようとの意氣込を見せつけられたから、若し拒絶するとすれば、戦争の覺悟をしなければならぬ。然るに當時我が國の武備は頗る薄弱で、外國の軍艦を相手にしては勝つ見込が立たない。其の上當時の幕府は財政困難で、一年間の戦争を續ける資金も無かつたのである。幕府が米國の要求に對する處置に苦心した

のは當然と謂はざるを得ない。

天下の人心を如何と見れば、少數の蘭學者以外は殆んど皆「外國人は怖るべく、憎むべきものにして、兵力に訴へても之を撃攘はざるべからざるものなり」と思ひ込み、又「假令海戦に於ては敗北するとも、陸戦に於ては勝を制し得。」と己惚れてゐた所から、例の百人一首の替歌にも

足弱の亞米利加人を陸に上げ

一撃にして樂にかもねん

などと謳はれて攘夷の氣勢は頗る盛んであつた。其の頃幕府の内外に名望の高かつた水戸の徳川齊昭の如きも亦攘夷派の人で、「我が國が小國なるに拘らず、新羅征伐、弘安の役、朝鮮征伐等に於て何れも武威を海外に輝かし、嘗て國辱を蒙つたことはない。今亞米利加に對しても、最初より和親の方針を執れば、一時は平穩に治まつても、天下の人心は大いに緩み、終には滅亡に至るべく、之に反して若し開戦の覺悟あれば、天下の士氣は大いに立ち、假令一時は敗北しても終には夷賊を逐退け得る筈なり。彼が若し我が拒絶を聴かざ

る場合には、彼の攻撃に應じて戦ふ決心で談判すべし。」と云ふ説であつた。そこで幕府は兎に角江戸の海防を先づ嚴重にする必要ありと悟り、六月二十二日（ヘルリの退）を以て、品川灣内に砲臺を築く議を決した。

然るに其の日將軍家慶は在職十七年、六十一歳で薨じ、増上寺に葬られた。併し時節柄一時喪を秘し、翌七月二十二日に至つて之を發表した。例によつて朝廷は正一位太政大臣を贈り、愼徳院の謚を賜はつた。是に於て子家定が家を嗣ぎ、十月任ぜられて第十三代の將軍になつた。時に家定は三十歳であつたが、元來病身で、逆も天下の大事件を決し得る様な人ではなかつた。

幕府諸大名の意見を問ふ 嘉永六年七月一日江戸詰諸大名の登城に當り、幕府は曩にペルリから受取つた書翰の譯文を渡した上、老中阿部正弘（備後國福山城主）から「此度米國から要求した通商を許すか否かは、容易ならざる國家の一大事であるから、何れも其の利害得失を熟考して、遠慮なく之に對する意見書を差出さるべし。」と申渡した。從來幕府は政治に關して諸大名の意見を容れることを禁じてゐたが、此の時始めて諸候に政治を論議せしむる

自由を與へたのである。之亦幕府が米國の要求に對する處置に窮したからのことで、大名ならざる人々までが、其の聲を大にして政治を論ずる様になつた緒となり、此の後の外交に對して幕府が益々苦悶しなければならぬ種になつたのである。

さて當時の大名の多數は外國の事情も知らず、又軍艦を見たこともなかつたのであるから、通商の利害得失が分る筈はなく、中には「短兵急に敵に近づき、決死の勇を揮ふは古來我が國民の長所であるから、小舟に乗つて敵艦に迫り、日本刀を拔擧して帆網をば素麵を切るが如くに切り、敵兵を西瓜を切るが如くに斬棄て得べし。」と考へ、或は「鑿を以て孔を敵の船腹に穿てば忽ち艦は沈没すべく、又枯草を積んだ小舟に火をかけて風上より押流せば敵艦は立所に焼沈む筈。」などと、兒戲に等しい計略を夢みてゐる者もあり、さあらの者は「異人は遠ざくべきものにして、親しむべきものに非ず。」と信じ切つてゐた所から、我が武備の薄弱なることには一向氣付かず、兵力に訴へても攘夷を實行すべきものなりと考へる外は無かつたのである。蘭學の心得があつて外國の事情を知つてゐた長崎の砲術家高島秋帆、伊豆蕪山の代官江川太郎左衛門、仙臺藩士大槻盤溪、幕臣勝麟太郎（安老）

等は何れも開國を可とする上書を差出したが、諸大名の意見書の大部分は攘夷説に傾き、豊前の中津（前野良澤を）若狭の小濱（杉田玄白）、美作の津山（蘭學者宇多川玄隱、笑）などの數藩だけが開國説を述べたのである。後に大老になつた江州彦根の井伊直弼は「鎖國の方針も維持し難く、我が海防を完全ならしむることも容易でないから、我より海外に出て貿易を營み、以て一つには外人の渡來を防ぎ、又一つには其の間に洋式武術を習はせよう。」と云ふ説で、ペルリの再來に對する當面の處置を如何にすべきかは説かなかつた。

品川灣内に砲臺を築く 曩に議決せられた品川灣内に於ける砲臺（塙）の工事は同年七月二十一日を以て着手することになつた。之より日々數千人の人夫を集め、土を品川御殿山から運ばせ、所謂御臺場銀を發行して其の工事を急がせた。其の工事の設計、監督に當つたのは江川太郎左衛門で、最初十一基の砲臺を築く計劃であつたが、實際築き上げたのは五基で、翌安政元年十一月に完成した。（文久三年更に一基の砲臺を築いた）之が今も品川の海中に遺つて居る御臺場である。固より實用に適しないもので、唯氣休めとも云ふべき砲臺に過ぎなかつたのであるが、當時の人々の多くは、之を以て萬一の場合に外國軍艦を撃攘ふ積



りてゐたのである。例の百人一首の詠替に次の様なものがある。

春來ると言ひしばかりに秋冬の御靈場築いて待ちいづる哉  
君が爲春の用意と島を築き我が請負の益となりつつ  
高輪てふりさけ見れば遙なる品川沖へ出來し島かも  
亞米利加が雲の通路乘來たら此の築島で待てと止めん

尙此の年九月十五日幕府は大船製造の禁令を解いた。

江川太郎左衛門英龍（坦庵）伊豆葦山に江川と云ふ舊家がある。自然の立木を大黒柱とした家で、日蓮上人が自ら書いて贈つた火事除の護符は今に其の儘保存してある。此の江川の先祖は源満仲の次男頼親であるが、伊豆に住む様になつたのは九代目の親信から、十代目の治信は頼朝の旗上に従つて功を立てた人である。徳川幕府の末頃に大いに名を知られた大郎左衛門英龍は江川家第三十六代の主人で、光格天皇の享和元年五月十三日（家齊時代の）生れてある。幼より聰明にして學を好み、武藝を修め、書畫をも巧にした。天保六年三十五歳にして代官に任ぜられ、自ら節儉を守つて領内の民を率ゐ、大いに人望を得たのみならず、夙に蘭學に志して數學、測量、軍事等に通じてゐた爲に、幕府にも重んぜられて相模灣、江戸灣の防禦取調への巡視を命ぜられたこともある。殊に天保十二年（四十一歳）長崎の砲術家高島秋帆に就いて西洋式の砲術、練兵の傳授を受けて後は、西洋風の兵式訓練を重んじ、同十四年（四十三歳）には幕府の砲術方に任ぜられて、大いに名譽を擡げ、多くの門人に教授する身となつた。

た。福本左内、黒田清隆、木月孝允、大山巖など後に名高くなつた人も其の門人の一人であり、又佐久間象山の如きも一時其の教授を受けた人である。一體高島秋帆は兵式訓練をする時に、洋服に近い形の着物を用ひ、其の號令にも和蘭語を用ひたものであるが、當時の我が國民の多くが之を嫌つてゐた所から、江川は筒袖にメツツケ袴を用ひることにし、帽子の代りに葦笠と云つて、紙製製の笠の外面を黒くし、内面を赤くしたのを用ひた。號令も日本語にしたが、「劍を腰に着ける。」とか「鐵砲を擡げ。」とか云つては、動作が不揃になり、又機敏を缺くとの心配から「着けい劍」「肩へ銃」とか「取れい劍」「立てい銃」とかいふ様に、動詞を先にし、名詞を後にする號令を發明した。嘉永六年（五十三歳）ヘルリ渡來の後、幕府で江戸灣の防禦法を講じた時、江川は第一の防禦砲臺を觀音崎と富津洲並に其の中間の淺瀬に設け（現在東京灣防禦砲臺のある處）、第二は之を今の横濱の本牧岬と其の對岸に築き、第三は羽田、第四は品川に造る計畫を立てたのである。然るに當時幕府は財政困難の爲に、最も效力の少ない品川にのみ築いたのである。隨つて佐久間象山、勝安芳、井伊直弼等が品川砲臺を非難して、「單に氣安めの砲臺に過ぎず。」と批評したのであるが、之は固より江川の本意ではなかつたのである。此の年江川は大砲鑄造用の鐵を鑄す反射爐建造の許を受け、苦心の末、天城山麓の梨本及び葦山附近山田山の土を以て耐火煉瓦を造り、翌安政元年に起工して、安政二年に完成した。之が今も葦山に残つて居る反射爐である。然るに是より先安政元年十二月江川は病中幕府から呼出しがあつた爲に病を押して江戸に上り（十二月十五日）、本所の屋敷に着いたが病氣が重くなつて、幕府には出ることが出來ず、終に安政二年正月十六日五十五歳で歿した。妻を秘して其の死骸を納れた棺を長持に入れ、同月二十三日江戸から葦山に向けて送り出したが、夫と悟つて伊豆の人々は途中球敷を爪繰り

況ながら之を迎へた。かくて其の棺が同月二十五日蕪山に着して後喪を發し、同月二十七日日本立寺に葬つたのである。子英敏が遺業を繼いで盛に大砲を鑄造したのであるが、今東京市靖國神社前に在る大村益次郎の銅像石臺の周圍に置いてある大砲は其の一つである。明治三十六年十一月に至つて、朝廷は江川太郎左衛門に正四位を贈られた。

高島秋帆(四郎太夫) は寛政十年(家齊時代)長崎に生れた。高島家は長崎の舊家で、代々其の町年寄を勤め、艦砲方をも兼ねて、長崎奉行直轄の砲臺を掌り、尙支那、和蘭との貿易の取締をしてゐた家であるから、將軍に拜謁する權利をも與へられた豪家であつた。秋帆は早くから西洋の砲術、軍學に志し之に關する書籍、器械を和蘭から取寄せ、通詞に翻譯させて研究してゐた。文政八年二月(時に秋帆は二十八歳)幕府が外國船撃攘の令を出した時、「我が國の軍備では到底撃攘は行はれない。目下の急務は砲術の研究なり。」との意見を奉行に述べたが用ひられなかつた。併し秋帆は砲術の研究を怠らず、當時長崎にゐた和蘭商館長テヒレニューへが砲術に長じてゐたから、之を師として其の研究を重ねること五年、遂に其の秘訣を傳習した。我が國で西洋流の砲術、軍學を研究したのは、秋帆が最初である。之より秋帆の門人となるものは次第に増して三百餘人に達し、常に西洋の兵式訓練を受ける様になつた。そこで秋帆は天保十一年(時に四十四歳)西洋流の軍學の採用を幕府に勧めた(家慶時代)幕府は先づ其の技術を觀ようとして、秋帆を江戸に上らせた。翌十二年秋帆は門人を召連れて江戸に出て、武藏の練丸原で大砲の發射、及び西洋式の練兵を行つた。そこで幕府は秋帆をして砲術を旗本に教へしめ、從來秋帆が西洋流と唱へてゐたのを改めて高島流と呼ぶことにした。以て如何に幕府が秋帆の砲術に敬服したかが察せられる。

夫の江川太郎左衛門が秋帆の門人になつたのも此の時、秋帆は江川に砲術の秘訣を授けたのである。かくて秋帆は長崎に歸り、幕臣以外の者にも其の教授を許されて諸藩士にも傳授し、其の名聲が大いに高まつた。然るに當時江戸町奉行であつた關學謙ひの鳥居忠輝に「秋帆は恐るべき野心家なり。」と告げたものがあつた。夫は長崎の本庄茂平治と云ふ者である。茂平治は嘗て秋帆の家に仕へてゐたが、悪事を働いて高島家を逃去つた。後に至つて茂平治は大膽にも秋帆に金の無心を申し出た。所が秋帆が之を相手にしなかつた爲に、大いに秋帆を恨む様になつた。さて其の頃長崎附近は凶年の爲に、米價が騰貴しかけた爲に、秋帆は門人を肥後に遣つて米を買入れさせ、之に因つて米價の暴騰を防いだ。然るに茂平治は江戸に出て鳥居に「秋帆は此頃武器を貯へ、米を買占めたが、之は幕府に對して野心を懐ける證據である。」と申出た。「事あれかし。」と待構へてゐた鳥居は喜んで老中水野忠邦を説き、長崎奉行に命じて秋帆を捕へ之を江戸に送らせることにした。天保十四年三月秋帆は罪人として江戸に送られたが、鳥居は自ら其の取調に當り、秋帆を幕府に對する謀叛人と斷じ、之を死刑にしようとした。所が豫て鳥居の悪者たることを知つてゐた幕府の役人が之に對して異論を唱へ出した爲に、秋帆の裁決は容易に定まらなかつた。兎角する中に忠邦も不評判で免職になり、鳥居も取調の上其の職を免ぜられて或る大名の家に幽せられた。爲に秋帆は死を免れて或家に幽せられてゐたが、嘉永六年八月赦されて、門人江川に渡された。江川は厚く之を待遇してゐたが、幕府は秋帆を砲術教授方とし、安政二年には講武所を設けて砲術師範役にした。かくて秋帆は慶應二年正月六十九歳で歿し、本郷東片町大圓寺に葬られ、明治二十六年十二月正四位を贈られた。

露國の使節長崎に來る 品川砲臺の起工より數日前、即ち嘉永六年七月十八日露西亞の使者ブーチャチンが軍艦四艘を率ゐて長崎に入港した。長崎奉行は大いに港内に警戒を加へ、下役を軍艦に遣つて其の來意を問ひ露西亞の國書を持參したものであることを知つて之を幕府に急報した。幕府は既に米國の國書を受取つたからには、無理に之を却けることは出来ないの、長崎奉行に向つて「懇に歸國を諭しても肯かない場合には國書は受取つても差支は無い。併し其の返事は俄に決し難いから、後日和蘭商館長の手を経て送ると曰つて歸國せしめよ。」と命じた。八月十九日奉行はブーチャチンを上陸せしめ、一應歸國を諭した後、遂に國書を受取つた。國書は露國外務大臣より我が老中に宛てたもので、支那譯と和蘭譯とより成り、千島、樺太に於ける日露の界を定めること、及び露國の爲に一二の港を開いて貿易を營むことを請ふものであつた。幕府は之を得て評議を重ね、遂に十月八日筒井政憲、川路聖謨を長崎に遣はして其の談判に當らせることにした。然るにブーチャチンは其の頃上海に往來してゐた糧食船から「露西亞は土耳其と開戦し、英、佛二國が土耳其を助ける様になつた。」との報告を得た所から、其の形勢を搜る爲に一時長崎を去

る必要を感じた。そこで彼は奉行に「渡來以後既に三月に及ぶも返書に接せず尙艦中の將士は多く病氣に罹つて居るから、後日改めて此處に入港して返書を受取る様にする。」との書面を残して同月二十三日上海に向つて出帆した。

其の後同年十二月五日ブーチャチンは再び長崎に渡來し、同月十四日筒井、川路に面會して幕府の返書を受取つた。之より後屢々會見を重ねたが、結局樺太、千島の國境は兩國委員實地立會の日に譲り貿易は今俄に許すことは出来ないが、他日我が國が之を許す場合には、露國を先にする。」と約したのである。かくてブーチャチンの一行は翌安政元年正月八日を以て長崎を去つた。

ペルリ再び來る ブーチャチンが長崎を立去つてから八日の後、即ち安政元年正月十六日午後三時頃ペルリの率ゐる船艦七艘(内三艘は蒸氣用軍艦)が本牧岬の沖に投錨した(後二艘の船が加はつて全)。云ふまでも無く前年の國書に對する返書を得んが爲である。

さて我が幕府は前年ペルリの退帆以來國內上下の意見を求めて頻りに評議を重ねてはるたが、開國説には賛成者が少く、攘夷論の聲は高いが、其の軍備が整はない所から、其の

孰れに従ふべきかを決し兼ね、前年(嘉永)十一月一日諸大名に對して「米國使節再び來る時には、何かの口實を設けて返答を延ばし、貿易許可の有無を明言せずして、彼を退去せしめ、與ふ限り平和に事を處置する積りではあるが、或は彼より兵力に訴へる様な場合が無いとも云へないから、防備を嚴重にし、萬一の時には我が國體を汚さない様に努力せよ。」と申し渡してゐた。其の後鹿兒島藩からの報告によつて、年が改まれば間もなくペルリの再來することを豫期し、江戸灣の警戒に手を盡してはゐたが、ペルリ一行は前年同様浦賀に入港するだらうと豫想してゐた。然るにペルリの率ゐる船艦は浦賀を過ぎて本牧沖に投錨した爲に、幕府は先づ少なからず驚いた。早速役人を遣つて浦賀に引返させようとしたが、彼は應じない。さらば「鎌倉を應接地に」と交渉すると、彼は「此の碇泊地に近い神奈川で應接を願ひたい。若し異論があるならば、海路直ちに江戸に乗入るべし。」と曰つて我が申出を肯かなかつた。幕府は已むを得ず神奈川に急造の應接所を設け林大學頭(林衛の子で、復齊と云ふ)、江戸町奉行井戸覺弘(對馬守)、浦賀奉行伊澤政義(美作守)、目付鶴殿長銳(民部少輔)を亞米利加應接掛として應接せしむことにした。

日米和親條約 應接は二月十日に始まつた。當日ペルリは前年久里濱に於ける會見と同じく、其の上陸を盛大にして日本人の膽玉を潰してやらうと思ひ、軍艦の執務に差支のない限り多くの士官、水兵を上陸せしむることにし、武装した士官、水兵、水夫五百人と三組の樂隊とを二十七艘の端艇に分乗して先づ上陸せしめ、やがて十七發の禮砲を合圖に自ら端艇に移り程なく上陸して應接所に向つた。五百人の隨行者は足を鳴響く樂隊の音に合せて其の後に續いた。我が役人の案内によつてペルリが應接所に入ると、合圖によつて沖の軍艦は我が將軍に對する禮砲として二十一發を放ち、更に林大學頭に對して十七發の禮砲を發射した。今日の有様を觀ようと集まつた見物人も我が應接掛も驚く外は無かつたのである。

さて此の日の會見に於て、林大學頭は前年の國書に對する幕府の返書をペルリに渡した。其の大意は左の通りである。

和親、通商は幕府歴代の嚴禁する所であるから之を許す譯には行かない。殊に今や前將軍薨じて新將軍が立たばかり、國務多端で外國の事を顧る暇なきのみならず、新將軍が天下に對して「古來の國法を守る。」との誓を

した際でもあるから、急に其れを變更する譯には行かない。併し我が國に立寄る米國船に對する薪水食料の供給と漂流民の救助とは聽届ける。さりながら米國船の立寄るべき港を定める迄には凡そ五年間を要する見込であるから、來年正月から長崎にのみ入港すべし。

ヘルリは此の日

自分は日本と條約を結ぶ爲に派遣せられたものであるから、若し之を拒絶せられるならば、米國は更に多くの軍艦を派遣して其の志を達する方法を執るであらう。併し自分は何事も穩かに取運びたいと思ふ。其の條約は弘化元年米國が支那と結んだ通商條約と同じ様にすれば、日米兩國の利益になるであらう。

と云ふ意味の手紙に、支那、英國、和蘭三國語で認められた支那條約の寫しを添へて、之を林大學頭に渡し、更に會見を重ねて相談を纏めることにして其の日は別れた。

之より數回應接を重ねたが、其の間にヘルリは我が將軍に對して望遠鏡、電信機、機關車、ピストル、柱時計等多くの品々を献上し、尙我が應接掛にも贈物を呈し、我が將軍からは米國政府及びヘルリに對して漆器、陶器、絹織物等を贈り、我が應接掛からも贈物を進呈した。米國の贈物は其の文明を示す物ばかり、幕府の役人は之を見て大いに驚いたが、同時に彼を驚かす積りて、將軍からヘルリの艦隊への贈物の一つたる白米二百表を積込む

際には、力士七十五人をして二度に各二俵宛運ばせて、日本人の體力を見せつけたのである。併し彼等は多分之を滑稽に感じたであらう。此の外彼我互に響應し合つて意見を交換したがヘルリは我が國情を察して、強ひて通商條約を結ばうとはせず、先づ和親條約のみに止めることにし、三月三日を以て和親條約十二箇條に調印した。之を神奈川條約とも謂ふのである。此の條約によつて、我が國は

- 一、下田、函館に米國船の入港を許して、薪水、食料等の必要品を供給し、
- 一、下田は調印後直ちに入港を許し、七里以内の地を自由に米人の往來し得る所にするが、函館は明年三月よりとし、米人往來區域の決定は後日に譲り、
- 一、米國船漂着の場合には、漂流民及び其の所持品を下田、又は函館に護送して之を保護し、迎への米國船に渡すことにし、

一、模様によつては十八箇月後に米國官吏を下田に駐在せしむることを得と云ふことにして、通商の事は許さなかつたのである。併し攘夷論者は和親條約の締結を見て大いに憤慨し、老中阿部伊勢守正弘の大失策として、頻りに之を非難した。

阿部川はきなこをやめて味噌をつけ

古の蒙古の時とあべこべに波風立てぬ伊勢の神風

古は伊勢を恐れた唐人も今はあべこべ伊勢が恐れる

などと云ふ狂句や狂歌が其の一端を物語つて居る。

阿部正弘 阿部家は備後國福山の城主で、老中になるべき家柄であつた。正弘は文政二年江戸の藩邸に生れ、十八歳で兄の養子になつて家を繼ぎ(天保七年)、二十二歳で寺社奉行となり(同十一年)、少壯有爲の政治家として評判の高かつた人である。天保十四年水野忠邦に代つて主席老中となつた時はまだ二十五歳であつたが、之より十五年間其の職に在つて外交問題に心を砕き、内外の事情を察して遂に先づ米國と和親條約を結んだ。爲に攘夷論者の誹る所となつたが、元來正弘は幕末に於ける少壯政治家として注目せられてゐた人であるから、若し長生をしたならば、或は其の政治的手腕を示したであらうに、惜しいことには安政四年三十九歳で卒した。今の阿部伯爵家は其の子孫である。

附屬條約の調印 安政元年三月二十一日の朝ヘルリは神奈川を出帆し、其の日午後三時過下田に入港した。之より米艦は日々港内を測量し、ヘルリを始め乗組員は上陸して町内外を視察し、浦賀からは奉行の下役人が出張すると云ふ次第で、下田は海陸共に賑ひ、

鎖國以後二百餘年の祖法を棄て、外國人を自由に上陸往來せしめた最初の地として急に名高くなつた。此の時有名な長州の吉田松陰は世界を遊歴して其の事情を搜らうと志し門人金子重輔と共に下田に入込み、同月二十七日上陸してゐた米國士官に托して、自分等の志望を述べ且つ秘密に米國に連行かれんことを懇願する書面をヘルリに送り、更に其の夜半(午前二時)小舟を米艦に漕付けて、秘密渡航を頼んだ。ヘルリは「感ずべき心懸ではあるが、日本の國禁を犯すことは出来ないから、幕府の許可ある迄は同乗を拒絶するより外はない。幸ひ暗夜の事で、他に知る者も無く、随つて罪せられることもあるまいから、御歸りなさい。」と曰つて、端艇で送り返した。松陰等は『どうせ露見するから』と覺悟を定め、直ちに自首して出た。そこで兩人は一時下田の牢に入れられ、更に江戸に護送せられて傳馬町の牢屋に繋がれた。

さてヘルリは函館港視察の爲、四月十三日下田を出帆したが、五月十二日再び下田に歸帆し、既に江戸から來てゐた林大學頭等と會見して、和親條約の實施に關して必要なる附屬條約十三箇條を議し、同月二十二日を以て之に調印した。之によつて下田に於ける米人

の上陸地、休憩所、宿舎及び墓地なども定まり、又函館に於ける米人の自由往來地域も五里以内と定まつた。そこでペルリは同年六月四日下田を出帆し、琉球那覇を経て香港に引揚げ本國からの指圖によつて、彼が率ゐた艦隊の司令權を一艦長に譲り、英國の郵船ヒンドスタン號に乗つて同年十二月五日(西紀一八五五年一月十二日)紐育に歸着した。最初本國を出發してから二年二箇月目であつた。

英國との和親條約 米艦の下田退帆より三月目、即ち安政元年閏七月十五日英吉利の水師提督ジエームス、スターリングは軍艦四艘を率ゐ、長崎に入港して來意を告げる書面を長崎奉行(水野忠徳)に差出した。夫によると曩の米國の要求とは趣を異にし「今英國は露國と交戦中であるから、我が艦隊は東洋に於ける露艦驅逐の爲に來たのである。自然今後英國の船艦が日本の諸港に入港する場合もあると思ふから、之に對する日本政府の承認を得たい。」と云ふので、和親、通商を望む譯では無かつた。幕府は其の報告に接して評議を重ね、實に正當な命令を奉行に傳へて談判せしむることにした。即ち「既に我が國は米國と和親條約を結んだから、若し英國の船艦が、日本近海航行の際、薪水、食料等の缺乏品の買入、又

は船艦修理の爲に寄港せんとする場合には、幕府の指定する港に限つて之を許す。併し外國との戦争を理由とする要求には應ず可からず。」と命じたのである。長崎奉行は此の旨を奉じて、八月十八日からスターリングと談判して彼を説得し、同月二十三日七箇條の條約を結んだ。其の要點は「長崎、函館二港に於いて英國船艦に缺乏品を供給し、又其の船艦の修理を許す。長崎への入港は今より差支はないが、函館への入港はスターリングの出帆より五十日以後たるべし。」と云ふに在つた。かくてスターリングは同月二十九日に長崎を立去つた。

露國との和親條約 曩に安政元年正月八日長崎を出帆した露國の使節プーチヤチンは、同年九月函館に來り、「條約の締結、國境確定の爲に大阪に向ふ。」と云ふ我が老中宛の書面を差出して置いて立去り、同月十八日大阪安治川沖に入港した。大阪城代、同町奉行は之を江戸に急報し、幕府の指圖によつて、「下田に向ふべし。」と諭した、そこでプーチヤチンは十月三日大阪を出帆し、同月十五日下田に到着した。

幕府は筒井政憲、川路聖謨等を下田に急行せしめたが、まだ談判の纏まらない中に、一

大事變が起つた。夫は有名な下田の大地震である。時は同年十一月四日午前八時過、古來稀なる大地震と大海嘯が起つて下田の町は大損害を蒙り、ブーチャチンの乗艦チアナ號も殆んど航海し得ざる程に破損した。随つて一時談判は中止となり、ブーチャチンはチアナ號修理の爲に、下田附近の良港の借入れを願ひ出た。其の結果伊豆の西岸なる君澤郡戸田村(今は田)に於て修理を許可せられることになり、同號は應急の修繕を加へた後、同月二十六日下田を出た。然るに駿河灣に入つて暴風に遭ひ、殆んど沈没せんとした爲に、乗組員は艦を棄て富士川口に近い宮島村に漂着した。併し尙破艦を戸田に曳き入れようとて、十二月一日漁船數十艘を以て之を曳き始めたが、復もや俄に波風が起り漁夫が恐れて曳綱を截つた爲に、艦は忽ち沈没し、帆柱が寂しさうに水面に顯れるのみとなつた。

ひよんな津浪にアイウエオ  
露西亞は頭をカキケケコ  
破船の修理をサシスセソ  
俄に小屋がタチツテト  
二度目の早風はナニメネノ  
やうく岸までハヒフヘホ  
手足は砂にマミムメモ  
船には綱付けヤイエエヨ  
とうく沈んでラリレロ  
異人は涙でワキウエオ

とは此の出來事を謳つたものである。

さてブーチャチンは幕府の許可を受け、戸田に於て新に乗船を造ることとし、チアナ號の乗組員は我が船大工、鍛冶屋などの援助を得て其の工事に着手し、當時造船事業にも心を寄せてゐた江川太郎左衛門は此の地に出張して之を監督した。之が日本に於ける西洋型の造船の最初で、此の工事に關係した我が國の人々は始めて西洋式造船學を學び得たのである。此の時出來た船の型を君澤形と稱したのであるが、之は郡名を採つたのである。

此の工事中、ブーチャチンは再び下田に於て談判を開き、同年十二月二十一日九箇條の和親條約に調印して、函館、下田、長崎の三港に入港して或は船艦を修理し、或は薪水食料等の買入を爲すことを許された。國境に關する談判は面倒であつたが、結局千島の界は擇捉、得撫兩島間の海峡とし、樺太に於ては界を定めず、從來通りにして置くことになつた。かくてブーチャチンは翌安政二年三月二十二日新造せられた君澤形の船に乗つて戸田を出帆したが、其の歸國後露國の外務大臣(ネッセルロード)は特に書を幕府に寄せて、チアナ號遭難後の我が親切を謝し、チアナ號が下田に残して置いた備砲五十二門を我が國に寄贈



してくれた。

和蘭との和親條約 米、英、露三國と和親條約を結んだからには、從來特別の關係もあり、又屢々我が幕府に對して好意の忠告をしてくれた和蘭とも條約を結ぶべきであると云ふ所から、幕府は長崎奉行をして、其の意を和蘭商館長に通ぜしめ、安政二年十二月二十三日和親條約に調印して、函館、下田の二港に入港を許し、貿易は從來の如く長崎に限ることにした。同時に長崎の出島には番人を置かず、出入随意と云ふことにして、其の取締を餘程寛大にしたのである。

以上の如く徳川幕府が諸外國と結んだ和親條約は、我が鎖國方針を破る緒となり、遂に再び米國に迫られて、已むを得ず港を開いて貿易を許す様になり、之が幕府の滅亡を早める原因になつたのである。然るに徳川幕府が倒れて王政古に復すると、我が朝廷は諸外國と交際を結ぶ方針を定め、我より進んで通商條約を結ぶ様になつたのである。併し其の詳細は續國史美談の初に譲り、茲に吉田松陰の略傳を述べて本書の終にする。

吉田松陰(寅次郎)は長州萩の藩士核百合之助(常道)の次男で、天保元年八月四日萩町の東一里足らずの松下

村國山の南麓に生れた。五歳にして叔父吉田大助の養子となり、十一歳で家を繼いだ。吉田家は元來山鹿流の軍學を以て萩の藩に仕へてゐた所から、其の際松陰は藩主の前に召出されて軍學の講義を命ぜられた。然るに松陰は天性鋭敏であつた上に、幼より學問を勵み、殊に漢學、兵學等に通じてゐた叔父玉木文之進に仕込まれてゐた爲に小供とは思はれぬ程の立派な講義をして藩主(毛利敬親)を驚かした。十二歳の頃萩に出て、或人の家に泊つて藩學明倫館に通學する身となつたが、一日其の家に火災が起つた。すると松陰は自分の品物の焼けるのは少しも氣に懸けず、専ら其の家の家財を焼かない様に立働いた。以て其の人物の一端を窺ふことが出来る。

學略々成つて後、諸國の遊歴を志し、二十一歳にして始めて九州に向ひ、或は平月に山鹿素行の後裔たる山鹿萬助を訪ふて兵學の不書を貰ひ、或は熊本に於て勤王家宮部鼎藏(明治二十四年正四位を贈られた人)に交り、其の他九州各地の名士と交際を結んで大に得る所があつた(嘉永三年)。其の翌年松陰は藩主に隨行して始めて江戸に上り、圖らず宮部鼎藏に邂逅つた。當時世は海防と攘夷の策に心を砕いてゐる時であつたから、松陰は宮部と共に房總地方の海岸を巡視し、浦賀の防備を嚴重にすれば、江戸灣は安全であるが土地が廣くて人の少い奥羽地方が氣懸であるとして、其の地方の視察旅行を約束し、江戸に歸つて旅行願を藩主に差出した。然るに其の許可が無かつた爲に、松陰は家祿を棄てる覺悟で藩邸を脱し、宮部と共に奥羽地方に旅行し、越後、佐渡をも視察して嘉永五年四月江戸に歸つたが、豫期の如く家祿を奪はれ、藩籍を削られて一浪人となつた。所が此の頃江戸に佐久間象山と云ふ學者があつた。信州松代の藩士で、漢學に通じ、蘭學をも心得、又一時江川太郎左衛門の門人となつて西洋流の砲術、練兵を修め、築城、造船等の術を研究してゐた人で、餘程見識の高い學者として有名であつた。

そこで松陰は其の門人となつて指導を受け、嘉永六年四國、及び近畿地方に旅行し、中仙道を経て六月一日江戸に歸つた。間も無くヘルリが浦賀に来て貿易を請ひ、更にブーチャチンが長崎に入港して通商を願ひ、幕府は其の處置に迷ひ、國民の間には攘夷の聲が高まつて來た。そこで松陰は先づ海外の形勢を知るを急務と悟り、露艦に乗つて外國に渡らうと志し、象山の賛成を経て長崎に下つた（十月二十二日）。然るに露艦の出帆後であつたから大いに落膽して同年十二月江戸に歸つた。所が翌安政元年正月ヘルリの艦が再び神奈川沖に入港した爲に、復もや海外渡航を思ひ立ち、象山の同意を得て、金子重輔（長門阿武郡達木生れの足輕で、松陰の教を受けた人）と共に米艦に乗る工夫を凝らした。先づ神奈川に行つて見たが、米艦に近づく機會を得なかつた爲に、米艦が下田に向つたのを見ると同時に其の後を追ふことに決し、兩人は陸路下田に急いだ。

兩人は自分の志望を認めた手紙を懐にして下田の海岸に散歩し、之を米國人に渡す機會を狙つてゐたが、三月二十七日艦から上陸した乗組員の後を跟け、人目に懸らぬ場所に至つて之に近寄り、時計の鎖を奪める様に見せかけて、前の手紙を先方のポケットに差込み、口に手を當て、「秘密に願ふ。」との意味を示して立去つた。其の手紙には次の様な意味のことが書いてあつたのである。

自分等は淺學不才であるが、平生讀書によつて多少歐米諸國の様子を知ることが出來たと同時に、五大洲を遊歴して、親しく海外の形勢を觀察したいと思ふて居る。併し我が國法は國民の海外渡航を嚴禁して居る爲に、到底其の希望を達することが出來ない。仍つて茲に閣下の親切なる同情心に頼つて年來の宿望を達したいと思ふ次第である。幸に乘艦が許されるならば、艦内に於ては如何なる勞動にも服する覺悟であるから、何卒我々の願を聽

願けて貰ひたい。併し此の事が世間に洩れると、忽ち我々は重い罰に處せられるから、御出帆までは極秘密にし

て戴きたい。どうか我々の言葉を疑はずに、願の趣を許して下さい。

此の手紙に、松陰は瓜中萬二、重輔は市木公太と云ふ偽名を用ひた。松陰の變名は吉田家の紋から思ひ付いたものであり、重輔の變名は其の生れた地名達木に因んだものである。即ち吉田家の紋は「木瓜の中に卍がある」爲であり、又一方は達木から梯を思ひ付き、其の字を二つに分けて市木とし、尙重輔が當時の變名松太郎の松の傍の公に太の字を添へたものである。

吉田家の紋



兩人は夜半を待つて海岸に出た（三月二十八日午前二時頃）。海は荒れてはゐるが、満潮であつたから、海濱に上げてあつた小舟を押出して之に乗つた。併し其の舟には櫓杭が無かつた。そこで二人は櫓を解き、之を以て櫓を舟に括り付け、力まかせに漕出したが、程なく櫓が切れて仕舞つた。そこで今度は帯を解いて括り直し、漸くミシシッピ號に漕付けた。直様櫓を昇り、豫て「我等は亞米利加に行かんと欲する者であるから、大將に取次いで貰ひたい。」との意味を書付けて置いた紙を番兵に渡し、尙手眞似て上艦の許可を願ふ心持を示した。暫く待つてゐると、一老人が出て來て、横文字の書付と、前に松陰が出した書付とを渡した上、旗艦ボーハタンを指して、「旗艦に行け。」との意を示した。そこで二人は再び小舟に乗つたが、折悪しく波が一層高くなつて來た。一心不亂に櫓を漕いで櫓の内側に近寄らうとしたが、自由に舟が操れず、遂に舟は波の荒い外側の梯子の下に道入つた。すると番兵が出て來て、櫓を以て小舟を衝返さうとした。松陰は刀、書類、小荷物を残した儘、櫓に飛上がつた。番兵は尙も小舟を衝返さ

うとした爲に、重輔も梯子に飛移つたが、小舟は浪にゆられて何處ともなく流れ去つた。やがて二人が艦内に入る  
と通譯が出て来て「姓名を書け。」と曰つた。兩人が例の變名を書いて見せると、通譯は奥に入り、稍あつて後、艦  
に松陰が上陸兵に託した手紙を持って出來り、「用事は之か。」と尋ねた。二人が「左様」と肯くと彼は「既に大將  
は神奈川で幕府と色々約束して居るから、今君等の願を聽届ける譯には行かない。速からず兩國自由に往來し得る  
時が来るから、其の時を待つがよい。幸他に之を知るものも無いから、夜に乗じて歸れば、まさか罰せられるこ  
とも有るまい。」と諭して上陸を促した。松陰は「自分の大切な書類や荷物が小舟と共に流されて仕舞つたから、  
多分夫等は下田の役人の手に入るであらう。さすれば自分等の計畫が露見して終には死罪に處せられるに相違ない  
から、小舟を先づ捜して貰いたい。」と頼んだ。すると通譯は「今端艇を下して君等を送りながら捜させることにしよ  
う。」と答へて端艇を下させた。二人は力なく梯子を下りて端艇に乗つた。所が水夫は少しも小舟を捜さうとは  
せず、サツサと海岸に漕寄せて二人を上陸させて仕舞つた。程も無く夜が明けたが小舟は更に見えない。二人は  
「どうせ捕縛は免れまい。深く自首しよう。」と決心して自首して出た。所が松陰の書類などは既に役人の手に入  
つてゐた爲に、國法を犯す大罪人として二人は牢屋に入れられた。時に松陰は二十五歳、重輔は二十四歳であつた。  
程なく松陰等は網乗物に載せられて江戸に護送せられ、四月十五日江戸傳馬町の獄屋に繋かれた。其の道中松陰  
は駕籠昇や警護人に尊王談を説いて感服せしめたと云ふことである。さて此の時佐久間象山も嫌疑を蒙つて同じ牢  
屋に入れられたが、九月象山は赦され、松陰等は萩藩の牢屋に送られることになつた。かくて二人は長門野山の獄  
に移されたが、十月二十四日、重輔は翌安政二年牢内に病死し、松陰は同年十二月十五日から其の家に於て數

居せしめられ、同三年七月から監居中にも拘らず家傳の兵學を教授することを許された。そこで有名な松下村塾  
を開き、多くの門人を教へたが、高杉晋作、久坂玄瑞、伊藤博文、品川彌次郎など維新前後の名士が一時其の門に集  
つてゐたのである。後幕府が其の政治に反對する志士を捕へた時、松陰も嫌疑を受けて江戸に送られ、安政六年十  
月二十七日三十歳で小塚原で斬罪に處せられた。其の墓は今東京市外荏原郡世田谷に在り。其の傍に松陰を祀  
る松陰神社がある。松下村塾は今も松下村に傳はつて居り、此處にも松陰の愛親を神體として松陰を祀る社が  
ある。明治の代に至つて朝廷は松陰に正四位を贈られた(明治二十二年二月)。

# 國史美談 下卷終

年表 (下)

御代數	天皇	在位年數	年號	重要なる事柄	紀元年數
一〇四	後奈良天皇	三二	大永 一 享祿 四 天文 二 弘治 三	<p>天文三年織田信長生る</p> <p>同 五年木下秀吉生る</p> <p>同 十一年徳川家康生る</p> <p>同 十二年ホルトガル人種子島に漂着す</p> <p>同 十八年宣教師ザビエー鹿兒島に来る</p> <p>同 十九年ホルトガル船平戸に来る</p> <p>同 二十年ザビエー京都に上る</p> <p>同 年ザビエー印度に歸る</p> <p>同 二十一年(ザビエー支那にて病死す)</p> <p>弘治三年天皇崩御、正親町天皇御踐祚</p> <p>同年(ホルトガル人澳門を借地す)</p> <p>永祿二年宣教師ビレラ京都に上る</p> <p>同 三年天皇即位の禮を行はせ給ふ</p> <p>同 五年大村純忠耶蘇教を保護す</p> <p>同 七年平戸に天門寺を建つ</p> <p>同 年(ウイリヤム、アダムス生る)</p>	<p>二一九四</p> <p>二一九六</p> <p>二二〇二</p> <p>二二〇三</p> <p>二二〇九</p> <p>二二一〇</p> <p>二二一一</p> <p>二二一二</p> <p>二二一七</p> <p>二二一九</p> <p>二二二〇</p> <p>二二二二</p> <p>二二二四</p>

附録 年表